

第5次犬山市総合計画策定のための基礎調査

施策動向調査（第4次総合計画の評価・総括）データ集

平成21年12月

犬山市 企画財政部 秘書企画課

第4次総合計画の評価・総括に関する調査項目

調査項目	調査内容
達成・推進状況 (現状)	○ 計画期間（平成11～20年度）における小施策の達成・推進状況について、推進してきた取り組み（具体的な事業など）とその成果を整理
未達成内容とその原因	○ 「計画の内容」に記載されているものの、未達成、あるいは十分な取り組みができなかったこと（積み残し課題）の内容とその原因を整理
今後の課題	○ 小施策のこれまでの推進状況、小施策を取り巻く社会経済情勢や市民ニーズなどを踏まえ、今後の施策展開に向けた課題を整理
今後の展開方向	○ 小施策の課題を踏まえ、今後の施策展開に向けた考え方（重視すべき事項、取り組みを縮小・廃止する事項など）を整理
小施策ごとの評価・総括 「達成状況」と「重要度」の評価	○ 「達成・推進状況（現状）」や「未達成内容とその原因」を踏まえ、第4次総合計画の計画内容に対する小施策の達成状況を4段階で評価 ○達成状況の評価区分 A：十分に達成できている B：まあまあ達成できている C：あまり達成できていない D：ほとんど達成できていない
	○ 「今後の課題」や「今後の展開方向」を踏まえ、第5次総合計画に向けた小施策の重要度を4段階で評価 ○重要度の評価区分 A：他施策と比べても重要度は高い B：他施策と比べて重要度はやや高い C：他施策と比べると重要度はやや低い D：他施策と比べると重要度は低い

第4次総合計画の施策一覧

基本目標	政策	施策 No	基本施策	
市民生活を支える魅力あるまちづくり（くらしのもり）	市街地の整備	1	既成市街地	
		2	新市街地	
		3	公園緑地・緑化	
		4	住宅・宅地	
		5	都市景観	
		6	人にやさしい街	
	生活基盤の整備	7	幹線道路	
		8	生活道路・橋りょう	
		9	公共交通	
		10	上水道	
		11	下水道	
		12	農業集落排水	
		13	治山・治水	
	都市の安全	14	交通安全	
		15	防災	
		16	消防・救急	
		17	防犯	
やさしさと生きがいあるまちづくり（いきがいのもり）	健康づくり	18	健康	
	福祉の充実	19	医療	
		20	地域福祉	
		21	高齢者福祉	
		22	児童福祉	
		23	障害者（児）福祉	
		24	社会保障	
		25	歴史・文化財	
歴史と文化を伝え豊かな心を育むまちづくり（まなびのもり）	歴史・文化の継承と創造	26	文化	
	生涯福祉の推進	27	学校教育	
		28	社会教育	
		29	図書館	
30	スポーツ・レクリエーション			
自然や環境と調和するまちづくり（やすらぎのもり）	自然との共生	31	自然環境	
	環境への対応	32	ごみ	
		33	し尿・生活排水	
		34	環境衛生	
活力と賑わいのある産業・観光のまちづくり（にぎわいのもり）	産業の振興	35	農業	
		36	工業	
		37	商業	
		38	観光	
	労働環境の整備	39	勤労	
		40	消費生活	
		交流と市民参画のまちづくり（ふれあいのもり）	41	国際交流
			42	市民交流
市民の参画	43		市民参画	
	44		コミュニティ	
	45		広報・広聴	
	46		男女共同参画	
	47		平和	
計画の推進にあたって	情報化の推進	48	情報化	
	新庁舎の建設	49	新庁舎	
	行財政の運営	50	行政運営	
		51	財政運営	
		52	広域行政	

第4次総合計画の評価・総括【目標1 市民生活を支える魅力あるまちづくり(くらしのもり)】

政策	基本施策	中施策	小施策	これまでの総括		達成状況評価	今後の方向性		重要度評価	担当課
				達成・推進状況	未達成内容とその原因		今後の課題	今後の展開方向		
市街地の整備	既成市街地	駅を拠点とした地区の整備	犬山駅西地区の整備	<ul style="list-style-type: none"> ●新庁舎建設地を現庁舎隣地に決定した（H20年度工事着手、H21年度完成予定）。 ●ユニー跡地を土地開発公社から再取得し（予定）、新たな土地利用方針を決定する（H21年度中）。 	（未達成内容なし）	B	<ul style="list-style-type: none"> ●ユニー跡地利活用に伴う事業選定 ●地元周辺住民及び関係団体との調整 	<ul style="list-style-type: none"> ●地区の活性化に資する事業を行うため、市として当該敷地に誘導したい機能を周辺状況を勘案しながら選定 ●新庁舎へのプロムナードや市営駅西駐輪場、さらには周辺道路にも影響があるため、事業選定前の調整が必要 ●事業選定時の公平性を確保 	A	秘書企画課
			羽黒・楽田駅周辺の整備	<ul style="list-style-type: none"> 【羽黒駅周辺の整備】 ●H20年4月、羽黒まちづくり委員会より羽黒地区まちづくり計画案が提出され、その中で『顔となる拠点』として羽黒駅前広場やその周辺地域の整備要請がなされた。市では、その計画案を基に都市再生整備計画（事業期間：H21～25年度）を策定した。 	●都市再生整備計画によりH25年度を目標とした。	C	<ul style="list-style-type: none"> ●駅前の大半が民間所有地であるため、用地取得が必要 ●広場整備後の管理、利活用方法等 	●個人、法人含め複数の地権者に対して継続的な用地交渉及び地域住民との協働による継続的な協議を実施し、事業の推進を図る。	B	都市計画建築課
				<ul style="list-style-type: none"> 【楽田駅周辺の整備】 ●H19年4月、楽田まちづくり委員会より楽田地区まちづくり計画案が提出され、その中で『便利で安全な楽田駅の整備による犬山の南の玄関口にふさわしいまちづくり』を目指して楽田駅東駅前広場の整備要請がなされた。市では、その計画案を基に都市再生整備計画（事業期間：H20～24年度）を策定し、H20年度より駅前広場整備に取りかかった。 	●都市再生整備計画によりH24年度を目標とした。	C	●広場整備後の管理、利活用方法等	●地域住民との協働による継続的な協議	B	都市計画建築課
				<ul style="list-style-type: none"> ●楽田地区まちづくり交付金事業（事業年度H20～24）において駅東広場整備事業を実施する。H20年度に駅東広場の詳細設計を実施。H21年度より工事に着手。 ●羽黒地区まちづくり交付金事業（事業年度H21～25）において暫定計画で駅西広場整備事業を実施する。H21年度より現況測量及び基本設計等実施。 	（未達成内容なし）	B	<ul style="list-style-type: none"> ●楽田駅東広場については、計画区域内の未買収用地の取得。 ●羽黒駅西広場については、暫定整備計画の区域決定。 	●各地区の駅前広場整備事業は、まちづくり交付金事業（5ヵ年計画）において事業促進を図る。	A	建設課
			●各地区の発展会へ補助金を支給した。	●商業機能の低下	B	●商業機能の低下が見られるので、地域に合った活性化への支援方法で支援する	●各地区の地域性を活かしたまちづくり	B	商工企業振興課	
			犬山遊園駅周辺の整備	<ul style="list-style-type: none"> ●全市博物館構想（H14年3月策定）の「犬山東地区の資源の整備と利活用」の中で、発見の小径「①古代・中世の面影をたどる～県道成田富士入鹿線」コースとして位置付けた。 	●犬山遊園駅西側の宿泊施設の廃業に伴い商業集積は低下した。そのため、散策道整備の必要度が低下し整備には至らなかった。	C	●現在、史跡東之宮古墳整備を進めており、事業が完了するH29年度に合わせ犬山遊園駅東側に点在する歴史資源の活用を検討する必要がある。	●犬山遊園駅周辺における文化財の活用、東之宮古墳を中心とした文化財巡りコースの整備検討	C	歴史まちづくり課
				●発展会組織への補助を行う商工会議所を支援した。	●商店街の減少：バブル崩壊後、観光客の減少により、従来の観光宿泊地が減少の一途をたどり商業地として成り立たなくなった。旧城下町を活かしたまちづくりに期待される。	C	●観光地の宿泊地としてのにぎわいづくり	●宿泊客の誘致促進	B	商工企業振興課
			犬山口駅周辺の整備	●発展会組織への補助を行う商工会議所を支援した。	●商店街の減少：自動車社会の到来で商業地としての魅力を失ってきている。	C	●下本町、本町へと続く導線を利用したまちづくり	●観光客の誘導	B	商工企業振興課
				●都市計画道路及び駅前広場整備については、南地区のまちづくり事業の一つとして犬山南のまちづくりを考える会において検討している。	●他のまちづくり課題を優先したため継続して検討中	D	●南のまちづくり基本方針の整理	●南のまちづくり基本方針の整理	C	都市計画建築課

第4次総合計画の評価・総括【目標1 市民生活を支える魅力あるまちづくり(くらしのもり)】

政策	基本施策	中施策	小施策	これまでの総括		達成状況評価	今後の方向性		重要度評価	担当課
				達成・推進状況	未達成内容とその原因		今後の課題	今後の展開方向		
市街地の整備	既成市街地	城下町地区の整備	城下町の再生・創造	<ul style="list-style-type: none"> ●街なみ環境整備及びまちづくり交付金事業により、安全で暮らしやすいおおいのある町の再生のため、城前広場、本町通線、新町線の一部の電線類地中化及び道路の美装化がH20年度までに完了した。 ●犬山4号線外10路線の道路美装化がH20年度までに完了した。 	(未達成内容なし) <ul style="list-style-type: none"> ●残る新町線の電線類地中化及び道路の美装化 ●犬山153号線の道路美装化 	A	<ul style="list-style-type: none"> ●工事や工事に伴う通行規制等に対する地元住民の協力と理解 	<ul style="list-style-type: none"> ●街なみ環境整備事業により、残りの路線の電線類地中化及び道路の美装化工事の実施 	A	建設課
				<ul style="list-style-type: none"> ●都市景観条例（H5年）・景観条例（H20年）や街なみ環境整備事業（H8年）、まちづくり交付金事業（H16年）により、歴史的な町並みを保持しながら城下町の再生を図っている。 ●H17年には都市計画道路の見直しを行い、H20年には歴史的風致維持向上計画を作成した。 	<ul style="list-style-type: none"> ●景観修景事業（実施中） ●景観重要建造物助成事業（登録有形文化財）（実施中） ●景観重要建造物助成事業（車山蔵）（実施中） ●色彩ガイドラインの作成 	B	景観阻害要因の排除 <ul style="list-style-type: none"> ●体育館・福祉会館の移転等 ●電線類の無電柱化 ●下本町防災街区の再整備 ●公共駐車場の整備等 ●名証グラウンドの活用方法 	<ul style="list-style-type: none"> ●景観修景の周知啓発 ●登録有形文化財の保存 ●車山蔵及び前広場の修景 ●歴史的風致維持向上計画に基づく取り組み 	B	都市計画建築課 歴史まちづくり課
			犬山城と一体となる景観整備	<ul style="list-style-type: none"> ●街なみ環境整備及びまちづくり交付金事業により、犬山城と一体となった景観形成のため、城前広場、本町通線、新町線の一部の電線類地中化及び道路の美装化（H20年度）、犬山4号線外10路線の道路美装化（H20年度）が完了した。 	(未達成内容なし) <ul style="list-style-type: none"> ●残る新町線の電線類地中化及び道路の美装化 ●犬山153号線の道路美装化 	A	<ul style="list-style-type: none"> ●工事や工事に伴う通行規制等に対する地元住民の協力と理解 	<ul style="list-style-type: none"> ●街なみ環境整備事業により、残りの路線の電線類地中化及び道路の美装化工事の実施 	A	建設課
				<ul style="list-style-type: none"> ●都市景観条例（H5年）・景観条例（H20年）や街なみ環境整備事業（H8年）、まちづくり交付金事業（H16年）により、歴史的な町並みを保持しながら犬山城と一体となった景観整備を行っている。 ●また、H20年には歴史的風致維持向上計画を作成した。 	<ul style="list-style-type: none"> ●電線類の無電柱化（実施中） ●堀部家住宅整備事業（実施中） ●排水路整備工事（実施中） 	B	景観阻害要因の排除 <ul style="list-style-type: none"> ●体育館・福祉会館の移転等 ●電線類の無電柱化 ●下本町防災街区の再整備 ●公共駐車場の整備等 ●名証グラウンドの活用方法 	<ul style="list-style-type: none"> ●下本町防災街区の活用を検討 ●名証グラウンドの活用を検討 ●体育館、福祉会館の移転の検討 ●歴史的風致維持向上計画に基づく取り組み 	B	都市計画建築課 歴史まちづくり課
			土地区画整理事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●犬山上坂土地区画整理事業がH14年に事業完了した。 	(未達成内容なし)	A	(該当事項なし)	(該当事項なし)	D	都市計画建築課
				計画的事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●五郎丸地区（暫定用途地域地区）における都市計画決定の準備をした（H9年度地元説明会、H11年度県と計画協議、H12年度事業計画案説明・関係機関協議）。 	<ul style="list-style-type: none"> ●土地区画整理事業の補助採択基準を満たすことができない ●補助金や土地価格の下落による保留地処分への不透明さなど事業の財源確保が困難なため、進展していない。 	C	<ul style="list-style-type: none"> ●経済状況、市の財政状況等から土地区画整理事業は厳しい状況、密集市街地や未利用地などは土地区画整理事業により面的整備を行うことで良好な市街地形成が可能であり、その最良の手法であることに変わりはない 	<ul style="list-style-type: none"> ●地域住民とともに土地区画整理事業以外の手法の検討が必要 	C
		住民によるまちづくり	意識の高揚	<ul style="list-style-type: none"> ●地域住民と行政の協働・連携による地域のまちづくり計画を策定し、継続的な検討を実施している（H15年度：本町通りまちづくり委員会、魚新通りを考える会、H16年度：楽田まちづくり委員会、H17年度：犬山南のまちづくりを考える会、H18年度：羽黒まちづくり委員会）。 ●まちづくり交付金事業（犬山城下町地区：H16～20年度、楽田地区：H20～24年度、羽黒地区：H21～25年度） 	(未達成内容なし)	A	<ul style="list-style-type: none"> ●地域住民による検討の結果として、まちづくり提案が行政に出され、その内容に基づき事業展開が実施されたことにより地域住民のまちづくりに対する意識の高揚は十分図られた。しかしながら、財政的な側面から住民ニーズを全て対応することは困難であるため、地域住民のモチベーションを低下させないような取り組みが必要となる。 	<ul style="list-style-type: none"> ●まちづくりの主役は、地域住民であるため、行政と協働・連携した継続的な検討が必要である。この際、市全体の財政状況を見極め、偏りのない事業展開を目指す。 	B	都市計画建築課
				<ul style="list-style-type: none"> ●市が各まちづくり委員会の事務局的な役割を努め、まちづくりに関する資料、情報の提供や先進地への視察など支援に努めた。 	(未達成内容なし)	B	<ul style="list-style-type: none"> ●あらたにまちづくりを進める地区において、行政主導型ではなく、地域住民が主体的な働きができるような仕掛け作りが必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ●市全体の財政状況を見極め、その地区のポテンシャルや特性を活かしたまちづくりの方向性を検討していく。 	B	都市計画建築課
				<ul style="list-style-type: none"> ●地域住民と行政の協働・連携による地域のまちづくり計画を策定し、継続的な検討を実施している（H15年度：本町通りまちづくり委員会、魚新通りを考える会、H16年度：楽田まちづくり委員会、H17年度：犬山南のまちづくりを考える会、H18年度：羽黒まちづくり委員会）。 ●まちづくり交付金事業（犬山城下町地区：H16～20年度、楽田地区：H20～24年度、羽黒地区：H21～25年度） 	(未達成内容なし)	B	<ul style="list-style-type: none"> ●長期にわたり、まちづくりの検討を実施し、整理できていない課題や新たな課題もでてきているため、組織（個々の委員の意識の継続性）体制の継続性が危惧される。 	<ul style="list-style-type: none"> ●まちづくりのみの検討ではなく、地域コミュニティとの連携又は合併等、地域に対する総合的な視点で活動できるような枠組みにシフトしていく必要がある。 	B	都市計画建築課

第4次総合計画の評価・総括【目標1 市民生活を支える魅力あるまちづくり(くらしのもり)】

政策	基本施策	中施策	小施策	これまでの総括		達成状況評価	今後の方向性		重要度評価	担当課
				達成・推進状況	未達成内容とその原因		今後の課題	今後の展開方向		
市街地の整備	新市街地	市街化区域の拡大	分散市街地の一体化	●一体化に向けた新たな市街化区域の拡大に至っていない。	●分散した市街化区域の間は農振農用地が広がり、編入するために調整すべき課題が多くある。	D	●人口減少、超高齢化社会に向かっている中、市街化区域の拡大を図っていくべきかどうか。 ●市街化区域拡大に伴う公共投資についても都市経営という視点でもしっかりと検証していく必要がある。	●既存ストックを活用したコンパクトなまちづくりを進めるため、平成18年に都市計画法が改正されており、市街化区域の拡大から集約型都市づくりへの転換が必要となっている。	D	都市計画建築課
			新たな工業用地の確保	●高根洞工業団地（造成主体：県企業庁）をH15年度より分譲開始し、H20年度までに全区画の分譲が完了した。造成完了後に市街化区域へ編入し、地区計画決定をした。 ●市内3ヶ所目となる工業団地適地調査を実施した。	(未達成内容なし)	A	●新たな工業団地を設定する上では、一定規模以上の敷地確保が必要であるが、「法規制等の基準」、「所有者の承諾」などを考慮、克服していく必要がある	●H20年度の工場立地適地調査などの結果を踏まえ、新規候補地の絞り込みを実施	A	商工企業振興課
			新市街地の計画的な整備	●H13年5月に高根洞工業団地を市街化区域に編入した。	●市街化区域は良好な住環境を確保することが求められており、都市基盤整備が不可欠であり、そのための財源が必要になってくる。	C	●人口減少、超高齢化社会に向かっている中、市街化区域の拡大を図っていくべきかどうか。 ●市街化区域拡大に伴う公共投資についても都市経営という視点でしっかりと検証していく必要がある。	●都市計画法改正（H18年）により、既存ストックを活用したコンパクトシティを目指すことが望まれており、市としてどのようなまちづくりを目指していくかを検討していく。	C	都市計画建築課
		宅地開発の計画的誘導	民間開発の計画的誘導	●「山ぎわ」ゾーンにおいて、四季の丘（H11年度）、もえぎヶ丘（H13年度）の宅地開発を実施した。	(未達成内容なし)	B	●都市計画法改正により、市街化調整区域内の大規模開発の許可制度が大きく見直され、開発許可前に地区計画を定めることになり、愛知県の「市街化調整区域内地区計画ガイドライン」により開発できる位置や規模等が限定される。	●愛知県が「市街化調整区域内地区計画ガイドライン」を作成し、既存ストックを活用できる位置に限定され、面積要件等が定められた。総合計画や都市計画マスタープランによる計画的なまちづくりが必要	C	都市計画建築課
			地区計画制度の導入	●良好な住宅環境を保全するため、四季の丘（H12年）、もえぎヶ丘（H16年）で地区計画を都市計画決定した。 ●周辺の自然と調和した良好な環境を維持するため、県企業庁が造成した高根洞工業団地で地区計画を都市計画決定した。	(未達成内容なし)	B	●都市計画法改正により、市街化調整区域内の大規模開発行為は、開発許可を受ける以前に地区計画を決定することになった。	●市街化調整区域の大規模開発については、都市計画法に基づいて地区計画を決定していく。	C	都市計画建築課
			橋爪・五郎丸地区の地区計画決定区域では、個人住宅等の新築等の建て替えによってセットバックされた道路用地の取得を行っている。	●個々にセットバックした道路幅用地の取得を行うのみであるため、計画的に一路線の道路整備が図れない。	D	●未買収のセットバック用地の現地調査及び用地取得。	●物件補償を伴わず用地買収のみで整備計画が図れる路線の用地取得に努める。	B	建設課	

第4次総合計画の評価・総括【目標1 市民生活を支える魅力あるまちづくり(くらしのもり)】

政策	基本施策	中施策	小施策	これまでの総括		達成状況評価	今後の方向性		重要度評価	担当課	
				達成・推進状況	未達成内容とその原因		今後の課題	今後の展開方向			
市街地の整備	公園緑地・緑化	身近な公園の整備	新たな公園緑地の整備	●石作近隣公園や住宅開発に伴う公園緑地と併せて15公園が開設している。	●用地確保が難しく、用地取得が長期化し進まない。	C	●公園予定地内に残る未買収用地の早期取得。	●用地取得済みの公園予定地より順次整備。	C	建設課	
			水と緑のネットワークの形成	緑の拠点施設を結ぶネットワーク	●H11年度に犬山市南部地域(羽黒・楽田地区)の水と緑のネットワーク調査を行い、水と緑のネットワークの将来像とその方向性を検討した。 ●H19年度に市内全域を対象に歩いて観るという視点から、歩行者ネットワーク構想を策定した。	●ネットワーク構想の内、羽黒・五条川沿いのルートについて、現地測量、実施設計を行っている。	C	●事業化に向けて、今後、整備順位を考慮しながら整備計画等を作成していく必要がある。 ●財政状況などから考えると、新たに用地等取得して歩行者ネットワークの形成を図っていくことは厳しい状況である。	●既存の施設や河川堤防等を有効に活用し、事業費を軽減してネットワーク化を図る。	A	都市計画建築課
					●尾張広域緑道の残り600m区間については、H21年度より工事に着手し、H23年度には、犬山地内の緑道整備は全て完了する。 ●河川敷を利用した遊歩道として、五条川左岸側の堤防整備にH20年度より着手し、H24年度に事業完了予定。	●尾張広域緑道は、名古屋市の水道事業との調整や事業認可に伴う物件補償の取扱い等の問題で国の認可が遅れた。	C	●尾張広域緑道については、今後の物件補償の権利者対応について。 ●五条川の遊歩道については、堤防敷狭小幅員区間の河川占用協議。	●歩行者ネットワーク構想に基づき順次事業進捗を図る。	A	建設課
		自然環境を育む緑の保全・育成	拠点緑の保全・育成	●東部丘陵、木曾川、入鹿池方面は、自然公園法や保安林に指定されており、自然の保全及び適正な利用が推進されている。 ●住宅団地の開発にあたり公園・緑地の設定地域の指導をしてきた。 ●国有林・犬山八曾自然休養林内では、エコアップリーダーのボランティア活動により森林整備が実施されている。	●該当地域の自然環境・緑の保全と育成を図るにあたり、現況調査を継続的に進める必要があるが、経費の関係で進行していない。	B	●ボランティア活動の森林整備は、年齢と人数により量的制限が大きい。 ●現況調査費用の捻出。	●一般の利用行為に対しては、自然公園法により許可・届出の規制があるため、違法行為の監視を徹底していく。 ●H22年度COP10・湿地サミットに向けて整備していきますので、これにより、緑に対する市民の意識高揚を図ることができる。	B	公園緑地課	
			ランドマークとなる緑の保全・育成	●犬山城を含む木曾川周辺の「名勝木曾川」指定地域における現状変更については、文化財保護法に基づき文化庁、市教育委員会の許可を受けることとなっている。 ●犬山城を含む木曾川周辺の緑の保全が図れた。	●国指定史跡の古墳周辺においては緑の保全・育成に努めるものの、民間である社寺仏閣周辺の緑の保全・育成は計画を持ち合わせていないので、実績はない。	C	●文化財の保存又は活用の観点から、自然環境を含む緑の保全・育成を位置付けるとして記念物の検討が必要である。	●文化財保護法による記念物として、緑の保全・育成について関係機関と協議・調査が必要である。	D	歴史まちづくり課	
		心の豊かさを育む緑の創造と緑化の推進	公共施設の緑化推進	●街路樹のある道路について適切な維持管理を行った。 ●木曾川、五条川、郷瀬川、新郷瀬川等の国や県が管理する河川の桜について市で適切な管理を行った。	(未達成内容なし)	A	●国、県が管理する河川に桜等の高木を植樹することは河川堤防の安全上の制限がある。	●今後も道路の街路樹や河川の桜を適切に管理し緑化に努める。	C	道路維持課 公園緑地課	
			民有地の緑化推進	●丸山地区計画、四季の丘・もえぎヶ丘地区計画等の整備計画に、垣及び柵を設けるときには生垣等を義務付け、住宅地や工場地の緑化の推進を図っている。 ●緑化協定を結んでいる地域はない状況である。	●地区計画に生垣による緑化を規定しているが、フェンス等も可能であるため生垣による緑化はあまり推進されていない。 ●民有地の緑化に対して、助成制度が設けられていない。	C	●民有地の緑化推進は、住民が樹木等を維持管理していくことが大きな役割を占めているため、住民等の自主的な努力が必要不可欠である。	●特に市街化調整区域内の住宅団地について、周辺の自然と調和した良好な環境を維持していくため緑化を推進していく。 ●公共施設の緑化推進を通じて、都市緑化の必要性に対する啓蒙の推進や、生垣の緑化に対する助成制度の導入を検討していく。	C	都市計画建築課	
		住民参加による公園整備と緑化推進	緑の環境づくりへの普及・啓蒙	●都市緑化基金は設立されていない。記念樹等の配布など市民への緑化の啓蒙に努めている。	●市民の関心が低い。	C	●公園緑化等への住民意識の高揚	●住民と協働した公園等都市緑化の推進	C	秘書企画課	
			住民参加の個性豊かな公園づくり	●過去に地元住民とのワークショップによる公園づくりはない。	●新興住宅地での公園づくりが多いため。	D	●歩行者ネットワーク上での休憩拠点ともなりうる地元に着した公園づくり。	●地区住民と共に魅力ある公園づくり。	B	建設課	
			市民協働の維持管理	●街区公園及び緑地67箇所とちびっこ広場56箇所、児童遊園3箇所について地元町内会へ維持管理委託し、地域住民と協働で維持管理を進めている。	●各々の公園の施設等の現状、使用状況の違いや、各町内の維持管理業務の遂行状況の度合いがあり管理状況の差が生じている。	●公平な維持管理マニュアルの策定と地元への詳細な説明が必要となる。	B	●今後も継続して地元町内会へ管理委託し、両者間でより良い管理運営ができるよう推進する。	B	公園緑地課	
				●市内にあるちびっこ広場全施設と児童遊園(管理者がいない施設のみ)において、該当する各町内会に管理業務を委託し、日常の清掃や遊具の不具合の報告など地区住民と協働して維持管理することができた。	●管理業務内容に差があるため、広場や遊園によって、清掃度合いの差が生じている。	●統一的な維持管理マニュアルを策定して各町内会へ詳細に説明する必要があるのではないかと思われる。また、施設内の遊具やフェンスなどの備品に毀損等があった場合は、直ぐに担当課へ申し出てもらう体制を確立することで、施設内の安全性を高めることにもなる。	B	●引き続き各町内会へ委託契約を実施して各施設の管理をお願いすることが妥当であるが、維持管理の内容を再検討しよりよい施設管理を行う方向への展開を推進していく。	B	公園緑地課	

第4次総合計画の評価・総括【目標1 市民生活を支える魅力あるまちづくり(くらしのもり)】

政策	基本施策	中施策	小施策	これまでの総括		達成状況評価	今後の方向性		重要度評価	担当課
				達成・推進状況	未達成内容とその原因		今後の課題	今後の展開方向		
市街地の整備	住宅・宅地の供給	住宅・宅地の供給	土地区画整理事業の推進	●犬山上坂地区土地区画整理事業が完了した（H14年）。	●橋爪・五郎丸のまちづくりについては、区画整理事業も検討したが、地元との協議の結果、地区計画という手法を選択した。	B	●地価が上昇しない社会経済状況の中では、事業成り立ちに課題があり、市の財政負担、地元の合意形成も難しい。	●社会経済状況を見極めながら、土地区画整理事業以外の手法も検討していく。	C	都市計画建築課
			団地開発の計画的誘導	●「山ぎわ」ゾーンにおいて、四季の丘（H11年度）、もえぎヶ丘（H13年度）の宅地開発を実施した。	（未達成内容なし）	B	●都市計画法の改正により、市街化調整区域内の大規模開発の許可制度が大きく見直された。 ●そのため、開発許可前に地区計画を定めることになり、愛知県の「市街化調整区域内地区計画ガイドライン」により開発できる位置や規模等が限定される。	●愛知県が「市街化調整区域内地区計画ガイドライン」を作成し、既存ストックを活用できる位置に限定され、面積要件等が定められた。 ●総合計画や都市計画マスタープランによる計画的なまちづくりが必要になる。	C	都市計画建築課
			若年層向け賃貸住宅の供給	●若年層向け賃貸住宅の供給については施策を実施していない。 ●租税特別措置法に基づく優良住宅認定制度により、優良住宅の供給に資する土地の譲渡について税制上の優遇措置等を講じている。	●若年層の定住促進は住宅・宅地施策のみで行えるものではない。	C	●若年層向け賃貸住宅の供給を行政施策として行うのかが再検討する必要がある。	●行政として賃貸住宅の供給をする必要性は低い。	D	都市計画建築課
			市営住宅の建替えや活用	●市営住宅の現状（H21.03月現在） 当初建設戸数155 現在全戸数 69 入居戸数69 建築年度 S25～34年	●建替えや複合化は、多額の事業費を要するため現在の財政状況では難しい。また入居者が点在し、老朽家屋のまま低廉家賃を望んでいる状況のため建替えや市営住宅団地の統廃合は計画したペースでは進んでいない。	B	●建物の老朽化が著しく、火災、自然災害などに対する安全上の問題がある。 ●現在の犬山市の財政状況を鑑みても、市営住宅の建て替えや複合化は非常に困難であるため、方針を再検討し再設定する必要がある。	●建物が過度に老朽化しているため、空き家家屋の解体除却を進める。 ●小規模団地を廃止することで事業を集約化。団地を廃止するまでの間、空き地の有効利用についても検討する。	C	都市計画建築課
	良好な住環境の形成	良好な住環境の形成	地区計画制度の導入	●H12年に四季の丘、H16年にもえぎヶ丘の開発団地で地区計画を都市計画決定した。 ●H16年に、県企業庁が造成した高根洞工業団地、既存の住宅団地のつつじヶ丘団地及び桃山台について地区計画を都市計画決定した。	●大規模な開発団地において、良好な住環境形成のため地区計画を都市計画決定した。 ●既存市街地では、橋爪・五郎丸地区で地区計画を都市計画決定した。	B	●都市計画法の改正により、市街化調整区域内の大規模開発行為は、開発許可を受ける以前に地区計画を決定することになった。	●市街化調整区域の大規模開発については、都市計画法に基づいて地区計画を決定していく。 ●市街化区域内では、その地域の諸課題を解決するため地区計画が必要がある地区について、住民の人たちと共に考えていきたい。	C	都市計画建築課
			安全な家づくりの指導・相談	●「民間木造住宅無料耐震診断」制度創設（H14年度）→H14～20年度診断実績：890件 ●「民間木造住宅耐震改修費補助金」制度創設（H15年度）→H15～20年度補助実績：21件 ●「犬山市耐震改修促進計画」策定（H19年度）→H27年度までに住宅の耐震化率を少なくとも90%にする目標を設定 ●「民間木造住宅耐震改修費補助金」制度改正（H20年度）→補助率を1/1（上限60万円）に引き上げた	●住宅の不燃化の推進については、市全域が建築基準法第22条の規定による区域に指定されており、それ以上の取り組みは実施していない。	B	●住宅の耐震化の促進には耐震診断後の補強の促進が重要であるが、補強工事にかかる市民の経済的負担は大きく、市の補助制度の利用条件も厳しいため、補強自体を諦める場合が多いと推測される。 ●その一方で、私有財産への公費の投入については慎重な検討が必要であり、ある程度の限度と条件の設定は避けられない。	●住宅の耐震化促進のための地道な啓発活動の継続に加え、より有効な啓蒙手段の模索を行う必要がある。 ●犬山市建築設計事務所協会との連携による「住宅相談」において、住宅の不燃化や耐震診断について積極的な指導を行っていく。	C	都市計画建築課
	高齢者・障害者向け住宅の確保と支援	高齢者・障害者向け住宅の確保と支援	高齢者福祉施設複合型の市営住宅の検討	●「公営住宅の取り組み」を策定した（H18年）。 ●今後の取り組みとして、入居者の高齢化が進んでいるため、市営住宅のバリアフリー化実施方針を決定する。	●今後の方針にもとづき検討中だが、具体的な実績には至っていない。	C	●市営住宅の方針を再検討し再設定する必要がある。	●市営住宅の今後の方向を再設定するなかで、高齢者等の身体機能の低下に配慮した手すりの設置や玄関の段差解消などのバリアフリー改善を行う。	C	都市計画建築課
			民間住宅への支援	●犬山市建築設計事務所協会の協力により、「リフォーム相談窓口」を開設（H18年）し、毎月1回市民相談室で相談を実施しているが、相談件数は現在までに8件と少ない。	●「リフォーム相談窓口」は、住宅のリフォーム等に関する相談に対応が限定されていることや、月1回の相談日時および場所が固定されていることなどが、相談件数が増加しなかった一因と考えられる。	D	●現行の制度においては、リフォームに関する情報等を十分に提供できているとはいえず、相談体制も市民サービスとして効果的に機能している状態ではないため、改善の必要がある。	●H21年4月以降、これまでの「リフォーム相談」を「住宅相談」とし、相談内容の範囲を広げるほか、相談の日時や場所を事前調整による決定事項にするなど、市民の要望に合わせた幅広い対応が可能となるように制度を変更する。	D	都市計画建築課

第4次総合計画の評価・総括【目標1 市民生活を支える魅力あるまちづくり(くらしのもり)】

政策	基本施策	中施策	小施策	これまでの総括		達成状況評価	今後の方向性		重要度評価	担当課	
				達成・推進状況	未達成内容とその原因		今後の課題	今後の展開方向			
市街地の整備	都市景観	城前と城下町の景観保全と創造	城下町地区の景観保全と創造	<ul style="list-style-type: none"> ●都市景観条例（H5年）・景観条例（H20年）や街なみ環境整備事業（H8年）、まちづくり交付金事業（H16年）により、また、H20年には歴史的風致維持向上計画を作成し、歴史的な町並みを保持しながら犬山城と一体となった景観整備を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ●景観修景事業（実施中） ●景観重要建造物助成事業（車山蔵）（実施中） ●色彩ガイドラインの作成 	B	<ul style="list-style-type: none"> 民間建築物に関するもの ●届出制度による助言指導 ●違反広告物などの除却 公共施設に関するもの ●城郭内の歴史的資産源調査 ●景観阻害要因の移転 	<ul style="list-style-type: none"> ●高度地区の指定 ●景観地区の指定 ●歴史的風致維持向上計画に基づく取り組み 	B	歴史まちづくり課 都市計画建築課	
			歴史的建物保全への助成	<ul style="list-style-type: none"> ●都市景観条例（H5年）や景観条例（H20年）、街なみ環境整備事業（H8年）、まちづくり交付金事業（H16年）により、歴史的風致維持向上計画を作成し、景観上重要な建物の修景に対して助成を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ●景観修景事業（実施中） ●景観重要建造物助成事業（登録有形文化財）（実施中） 	B	<ul style="list-style-type: none"> 歴史的な建物 ●バラベット除去 ●耐震補強 ●防災対策 登録有形文化財 ●主要構造部の改修費補助 	<ul style="list-style-type: none"> ●景観修景の周知啓発 ●登録有形文化財の保存 ●伝統的建造物群保存地区の指定 ●歴史的風致維持向上計画に基づく取り組み 	B	歴史まちづくり課 都市計画建築課	
			公共施設の整備	<ul style="list-style-type: none"> ●街なみ環境整備及びまちづくり交付金事業により、安全で暮らしやすいおおいのある町の再生のため、城前広場、本町通線、新町線の一部の電線類地中化及び道路の美装化がH20年度までに完了。また、犬山4号線外10路線の道路美装化がH20年度までに完了。 	<ul style="list-style-type: none"> （未達成内容なし） ●残る新町線の電線類地中化及び道路の美装化。また、犬山153号線の道路美装化。 	A	<ul style="list-style-type: none"> ●工事や工事に伴う通行規制等に対する地元住民の協力と理解。 	<ul style="list-style-type: none"> ●街なみ環境整備事業により、残りの路線の電線類地中化及び道路の美装化工事の実施。 	A	建設課	
				<ul style="list-style-type: none"> ●街なみ環境整備事業（H8年）やまちづくり交付金事業（H16年）、都市計画道路の見直し（H17年）などにより、道路の美装化や電線類の地中化を実施している。 	<ul style="list-style-type: none"> ●電線類無電柱化事業（実施中） ●排水路整備事業（実施中） ●堀部家住宅整備事業（実施中） ●色彩ガイドラインの作成 	B	<ul style="list-style-type: none"> 景観阻害要因の排除 ●体育館・福祉会館の移転等 ●電線類の無電柱化 ●下本町防災街区の再整備 ●公共駐車場の整備等 ●名証グラウンドの活用方法 	<ul style="list-style-type: none"> ●城郭内の歴史資源調査 ●移転先に関する検討 ●再々開発事業の検討 ●歴史的風致維持向上計画に基づく取り組み 	B	歴史まちづくり課 都市計画建築課	
			道路整備にあわせた景観創出	<ul style="list-style-type: none"> ●都市計画道路の見直しを行い（H17年）、街なみ環境整備事業（H8年）、まちづくり交付金事業（H16年）により、道路整備を行うとともに、歴史的な町並み景観の創出を図っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ●案内板、施設説明板の管理 ●土日など道路使用の検討 ●公共駐車場の充実 ●休憩所等の整備 	B	<ul style="list-style-type: none"> 安全安心について ●土日の来訪者に対するの安全確保 ●通過車両の削減対策 ●周辺駐車場の整備 賑わいづくりについて ●空き家空き店舗の活用 ●歴史資産のPR 	<ul style="list-style-type: none"> ●景観修景の周知啓発 ●車山蔵及び前広場の修景 ●歴史的風致維持向上計画に基づく取り組み 	B	歴史まちづくり課 都市計画建築課	
			自然景観の保全と整備	緑と水辺をいかした景観づくり	<ul style="list-style-type: none"> ●都市景観条例（H5年）や景観条例（H20年）を踏まえ、まちづくり交付金事業（H16年）やH17年に設立した木曾川景観協議会などにより、水と緑をいかした景観づくりを進めている。 	<ul style="list-style-type: none"> ●景観重要公共施設の協議 ●景観重要建造物の指定 ●色彩ガイドラインの作成 	B	<ul style="list-style-type: none"> 自然に関するもの ●届出制度による助言指導 ●違反広告物などの除却 公共施設に関するもの ●景観重要建造物の指定協議 ●橋梁等の意匠形態の協議 ●擁壁など修景協議 	<ul style="list-style-type: none"> ●国を始めとした管理者との協議 ●色彩ガイドラインの啓発 ●自然景観に関する市民活動の向上 ●市民への周知啓発活動 	B	都市計画建築課
			地域の特性をいかした景観づくり	地域特性をいかした景観づくり	<ul style="list-style-type: none"> ●都市景観条例（H5年）や景観条例（H20年）を踏まえ、まちづくり交付金事業（H16年）や簡易広告物除却活動員制度（H19年）などにより、地域の特性に応じた景観づくりを進めている。 	<ul style="list-style-type: none"> ●景観重要公共施設の協議 ●景観重要建造物の指定 ●色彩ガイドラインの作成 	B	<ul style="list-style-type: none"> 市街地に関するもの ●届出制度による助言指導 ●違反広告物などの除却 公共施設に関するもの ●新築修景による先進的役割 ●インフラに関する修景 	<ul style="list-style-type: none"> ●地区計画、景観地区などの検討 ●色彩ガイドラインの啓発 ●市街地景観に関する市民活動の向上 ●市民への周知啓発活動 	B	都市計画建築課
			市民参加の景観づくり	市民組織の育成・支援	<ul style="list-style-type: none"> ●市民参加の景観づくりを進めるため、景観条例（H20年）を制定したほか、簡易広告物除却活動員制度を制定した（H19年）。 	<ul style="list-style-type: none"> ●地域資源の活用 ●市民活動の支援啓発 ●色彩ガイドラインの作成 	B	<ul style="list-style-type: none"> 市民活動に関するもの ●ワークショップなどの参加 ●違反広告物などの除却活動の充実 ●犬山に関わる関連情報の伝達 ●まちづくりに関する意識高揚 	<ul style="list-style-type: none"> ●市民協定などの検討 ●まちづくり委員会などの設立 ●色彩ガイドラインの啓発 ●景観に関する市民活動の向上 	B	都市計画建築課

第4次総合計画の評価・総括【目標1 市民生活を支える魅力あるまちづくり(くらしのもり)】

政策	基本施策	中施策	小施策	これまでの総括		達成状況評価	今後の方向性		重要度評価	担当課
				達成・推進状況	未達成内容とその原因		今後の課題	今後の展開方向		
市街地の整備	人にやさしい街	市民参加と人づくり	核となる人材の育成と活用	●「人にやさしい街づくり推進調整会議」、高齢者代表、障害者代表、人にやさしい街づくりアドバイザーによるアドバイスを部会を設置して、人にやさしいまちづくりの推進に努めた。	(未達成内容なし)	B	●市民参画によるまちづくりを更に推進し、継続的に人材育成に努める必要がある。	●市民参画によるまちづくりの育成と活動を支援していく	C	秘書企画課
			市民活動への支援と組織のネットワーク化	●社会福祉協議会内に組織されたボランティアセンターと連携し、ボランティアコーディネイト、活動支援、相談事業を行ってきた。	●登録団体間の連携が希薄な面も散見できた。	B	●広域的にボランティアネットワークを組織するため、行政が中心となって地域活動を推進する仕組みを考える。	●ボランティアセンター内の登録者のみならずNPO、各種団体等、様々な分野の専門組織と連携し、より広域的なボランティアネットワーク組織を構築する必要がある。	B	福祉課 (地域活動推進課)
			相互理解の環境づくり	●障害者への理解のための疑似体験や高齢者対策等各種講座を実施した。	(未達成内容なし)	B	●地域における市民相互の交流の推進	●生涯学習、地域、市民、団体等の交流への活動支援を行い、市民交流に努める	C	全庁(秘書企画課)
		誰もが使いやすい施設・空間づくり	利用者の声を反映した公共施設づくり	●公共施設の整備にあたっては、市民の声を反映したバリアフリー化に努めている。	(未達成内容なし)	B	●公共施設整備に伴う市民参画手法	●市民の声を反映した市民参画手法の検討	C	全庁(秘書企画課)
			既設公共施設の改善	●既設公共施設の改修をおこなう際に改善に努めている。	(未達成内容なし)	B	●改修時に現行基準に適合させることは難しい。	●既存ストックの活用が重要となるため、現行基準に極力適合させる努力をする。	C	全庁(都市計画建築課)
			普及啓発	●愛知県においてH6年に条例が施行され、本市ではH16にやさしいまちディテール集を作成し窓口等で配布した。 ●愛知県の要綱により建築課で受付業務を行っている。	(未達成内容なし)	B	(該当事項なし)	●現状のとおり、受付業務をおこなう。	C	全庁(都市計画建築課)
		安全で安心できる移動空間づくり	安全で安心できる道路づくり	●道路の構造に関する基準に基づき、新設する都市計画道路富岡荒井線、大口桃花台線及び犬山富士線について、歩行者等が安全で安心して移動できるよう歩車道を分離した道路整備を行っている。	(未達成内容なし)	B	●歩行者と自転車の区分。	●H20年6月1日施行の改正道路交通法に基づく普通自転車の歩道通行帯の検討	A	建設課
			交通機関の改善要請	●鉄道駅の施設の改善等については、尾北地区広域交通網対策連絡協議会を通し要望している。	●事業主の対応	B	●投資的経費	●犬山駅各ホーム(3ヶ所)へのエレベーター設置(21年度～22年度)実施	C	防災安全課
		誰もが理解できる情報づくり	わかりやすい移動情報の提供	●条例等に基づき、わかりやすい案内表示に努めている。	(未達成内容なし)	B	●より分かりやすい案内・表示の研究	●人にやさしいまちづくりの継続	C	全庁(秘書企画課)
			来訪者への情報提供と発信	●観光施設等にバリアフリー化、障害者用トイレ等の設置を進め、観光協会と連携して情報発信に努めている。	●パンフレット等への障害者トイレ等の設置情報は行っていない。	B	●パンフレット等による情報提供	●パンフレット等によるわかりやすい情報提供に努める。	C	全庁(秘書企画課)

第4次総合計画の評価・総括【目標1 市民生活を支える魅力あるまちづくり(くらしのもり)】

政策	基本施策	中施策	小施策	これまでの総括		達成状況評価	今後の方向性		重要度評価	担当課
				達成・推進状況	未達成内容とその原因		今後の課題	今後の展開方向		
生活基盤の整備	幹線道路	広域的な交通軸の整備	国道41号の拡幅促進	<ul style="list-style-type: none"> ●名濃バイパス建設促進期成同盟会に参加し、毎年、東海環状自動車道の名濃加茂ICまでの地域高規格道路「名濃道路」の整備促進を国等へ要望している。 ●H19年10月に愛知県内の沿道市町（犬山市を含む2市3町）が国道41号線小牧IC以北の6車線化を関係国会議員へ要望した。 	<ul style="list-style-type: none"> ●国道41号と重複して地域高規格道路の名濃道路が候補路線として決定されているため、4車線を6車線化することは早期の実現は厳しい状況である。 	D	<ul style="list-style-type: none"> ●道路特定財源の一般財源化がH21年度から実施されるなど、国の財政状況や道路整備に対する社会情勢は厳しい状況である。 	<ul style="list-style-type: none"> ●名濃道路の整備と国道41号の6車線化の整備効果の検討、優先順位等について、同盟会や関係市町と協議、調整を図りながら国等へ要望していく。 	C	都市計画建築課
			名濃道路の建設促進	<ul style="list-style-type: none"> ●名濃バイパス建設促進期成同盟会に参加し、毎年、東海環状自動車道の名濃加茂ICまでの地域高規格道路「名濃道路」の整備促進を国等へ要望している。 ●H13年10月に名古屋高速道路を延伸し、東名高速道路小牧ICまで名濃道路が整備された。 	<ul style="list-style-type: none"> ●名濃道路の小牧ICから以北については、候補路線のままであり、整備に向けては計画路線への格上げが必要である。 	C	<ul style="list-style-type: none"> ●道路特定財源の一般財源化がH21年度から実施されるなど、国の財政状況や道路整備に対する社会情勢は厳しい状況である。 	<ul style="list-style-type: none"> ●今後も、同盟会や沿道市町の協力により国等へ整備の必要性を強く訴え、要望活動を推進していく。 	C	都市計画建築課
		都市間連絡道の整備	岐阜県東部との連絡強化	<ul style="list-style-type: none"> ●岐阜県多治見市へのアクセスルートに関しては、H5年に主要地方道多治見犬山線整備促進期成同盟会を設立し、早期整備に努めている。 ●犬山市内において、愛知県が地元説明、測量調査等を実施している。 	<ul style="list-style-type: none"> ●犬山市内においては、ほ場整備事業を施行することにより、道路を整備するように計画していたが、地権者がまとまることができずには場整備事業を断念した。 	D	<ul style="list-style-type: none"> ●岐阜県側においては、整備が進められており、既に一部区間が完了している。 ●道路整備に対して地権者の協力が得られにくい状況であるので、愛知県がルート変更の検討を進めている。 	<ul style="list-style-type: none"> ●新たな計画ルートを早期に決定するとともに、愛知県へ事業要望を行っていく。 	C	都市計画建築課
				<ul style="list-style-type: none"> ●市道での可見市、多治見市など岐阜県東部との連絡を図るアクセス道路計画の動向はない。 ●県道多治見犬山線については、地元権利者と調整中でルートについても再検討中である。 	<ul style="list-style-type: none"> ●路線のルートや整備手法など説明会を実施したが権利者の承諾がもらえない。 	D	<ul style="list-style-type: none"> ●整備手法及びアクセスルートの決定 	<ul style="list-style-type: none"> ●別のアクセスルートの検討。 	C	建設課
			東西・南北軸道路の整備	<ul style="list-style-type: none"> ●東西軸の幹線道路として都市計画道路大口桃花台線（楽田地内）及び犬山富士線（上野地内）の道路整備を促進している。 ●南北軸の幹線道路として都市計画道路富岡荒井線（楽田地内）の道路整備を促進している。 	(未達成内容なし)	B	<ul style="list-style-type: none"> ●いまだ取得できない道路用地の確保。 	<ul style="list-style-type: none"> ●今後は強制収用も検討しながら用地取得にあたる。 	A	建設課
		地域間連絡道の整備	歴史的町並みへの配慮	<ul style="list-style-type: none"> ●街なみ環境整備及びまちづくり交付金事業により、城下町地区の歴史的町並みや景観、地域の生活に考慮した、本町通線と新町線の一部の電線類地中化及び道路の美装化はH20年度までに完了した。 	<ul style="list-style-type: none"> ●残る新町線の電線類地中化及び道路の美装化を引き続き実施する。 	A	<ul style="list-style-type: none"> ●工事や工事に伴う通行規制等に対する地元住民の協力と理解。 	<ul style="list-style-type: none"> ●街なみ環境整備事業により、残りの新町線の電線類地中化及び道路の美装化工事の実施。 	A	建設課
			鉄道交差部での立体化促進	<ul style="list-style-type: none"> ●南北軸となる都市計画道路富岡荒井線の立体化（名鉄広見線）はH14年度に完了した。 ●東西軸となる都市計画道路犬山富士線の立体化（名鉄犬山線）については、H21年度より工事に着手する。 	(未達成内容なし)	A	<ul style="list-style-type: none"> ●立体化に伴う鉄道事業者との踏切廃止について 	<ul style="list-style-type: none"> ●犬山富士線の立体事業は、道路特定財源制度の廃止に伴い地方道路整備臨時交付金が廃止のため、新しく創設される制度により実施となる。 	A	建設課
		環状線の整備促進	市街地内環状線の整備	<ul style="list-style-type: none"> ●狭小道路の多い犬山市街地に流入する通過交通の混雑解消のため、南北軸となる都市計画道路犬山富士線（立体化）、犬山大橋線の道路整備を促進している。 	<ul style="list-style-type: none"> ●市街地での事業費は膨大となるため、東西軸となる都市計画道路整備の同時事業化は難しい。 	B	<ul style="list-style-type: none"> ●市街地での物件補償並びに用地取得 	<ul style="list-style-type: none"> ●都市計画道路草井犬山線の整備手法等の検討 	B	建設課
			城下町への通過交通流入抑制	<ul style="list-style-type: none"> ●城下町地区内の都市計画道路の見直しを行い、都市計画道路本町通線及び新町線の道路機能を区画道路に格下する等の都市計画変更をH17年3月に行った。 ●環状ルートの都市計画道路整備は、一部の交差点改良以外は進んでいない状況である。 	<ul style="list-style-type: none"> ●城下町地区への流入抑制のための環状ルートの整備は道路両側に既に住宅等が張り付いており、整備には多くの時間と費用が必要となってくる。 	C	<ul style="list-style-type: none"> ●環状ルートの早期整備は今日の財政状況では厳しい状況である。 	<ul style="list-style-type: none"> ●ハード整備の推進だけでなく、城下町地区の歩くまちづくりの実現を目指して歩行者空間の安全確保、歩行者優先のみちづくりに向け、車両等の交通規制も視野に入れて地域住民と一緒に考えていきたい。 	C	都市計画建築課

第4次総合計画の評価・総括【目標1 市民生活を支える魅力あるまちづくり(くらしのもり)】

政策	基本施策	中施策	小施策	これまでの総括		達成状況評価	今後の方向性		重要度評価	担当課
				達成・推進状況	未達成内容とその原因		今後の課題	今後の展開方向		
生活基盤の整備	生活道路・橋りょう	生活道路の整備	身近な道づくりの推進	●生活道路は地元要望により整備しているが、市が理想とする緊急時に有効な幅員の道路拡幅はできないのが実情である。地元要望に基づき4～5mの道路拡幅を順次行っている。	●生活道路の拡幅整備は地元要望により順次行っているが、権利者全員の承諾を得ることが非常に難しく中断する箇所が多々ある。	C	●地元要望に対する権利者全員の承諾	●市の拡幅理想幅員6mでの生活道路整備の推進。	B	建設課
			車両の通行規制検討	●犬山城下町地区において、H19.10.28、H19.11.3の2日間、本町通りを自動車通行止めにして秋祭り等のイベントを開催し、賑わい創出と通行規制の実験を実施した。 ●併せて、隣接道路で道路に狭さく等を設置して自動車減速実験も行った。	●数日間の社会実験であり、また、イベントに合わせた自動車通行止めであったが、来訪者へのアンケート結果によると、通行止めによる効果を確認することができた。 ●問題点として、近隣の道路の渋滞、ごみの増加、住民合意の困難などの課題もあげられた。	C	●住民アンケート結果によると、休日の時間帯を区切って実施してもよいという意見もあったが、通行止めを行う必要がないという意見も同じ割合を占めていた。 ●この社会実験はイベント時の通行規制であり、日常的な通行規制の検討にはまだ多くの課題があると考えられる。	●通行規制はそこに住む人たちが生活をしていくことに対して大きな影響を与えることであり、十分に住民議論を経て決定すべきことである。 ●生活道路では安全に歩くことができるように通行規制の実施も必要であるが、速度抑制の施策も検討していくことも効果的ではないかと考える。	C	都市計画建築課
				●交通渋滞を避けるため、生活道路に進入する車両の通行制限を実施した。	●規制をすることにより、そこに住む地域住民も同様の規制を受けるため、規制そのものも問題がある。	C	●地域住民の賛同	●地元住民の協力	C	防災安全課
		安全対策事業の促進	歩行者空間ネットワークの整備	●H19年度に、市内に点在する歴史・文化的な資源や、木曾川・入鹿池などの自然資源を散策道で結び、市の新たな魅力づくり、健康づくり等に寄与する歩行者ネットワーク構想を策定した。	●ネットワーク構想の内、羽黒・五条川沿いのルートについて、現地測量、実施設計を行っている。	C	●事業化に向けて、今後、整備順位も考慮しながら整備計画等を作成していく必要がある。 ●財政状況などから考えると、新たに用地等取得して歩行者ネットワークの形成を図っていくことは厳しい状況である。 ●歩車分離等を行い、歩行者の安全を確保してネットワークを進めていくことも必要である。	●既存の施設や河川堤防等を有効に活用し、事業費を軽減してネットワーク化を図る。	B	都市計画建築課
			交差点改良の促進	●渋滞解消のための交差点改良として、H19年度は高根洞交差点改良、若宮・四日市交差点の暫定改良が行われた。 ●H20年度には清水交差点の改良を終え、H21年度からは高見交差点の改良が促進されている。	●用地取得が難航し事業期間が長期化している。	B	●用地取得	●計画区域内の全筆用地取得	B	建設課
				●交通安全、交通渋滞の解消に努めている。	●地域との協力	C	●改良に伴う用地等	●地域の協力態勢	B	防災安全課
			通学路での安全確保	●市より、「安全パトロール中」「子ども110番の家」のプレートを学校、地域へ配布し、地域の安全に対する意識を高めた。 ●各学校において、見守りをボランティアを募集し、登下校の安全確認と安全指導を行っている。	●学校により見守りのボランティアの数が現状に比べ少ない。	C	●地域の安全は、地域で守る意識をこれまで以上に高める。 ●地域ぐるみでの安全を守る体制づくりを進める。	●来年度も、「安全パトロール中」「子ども110番の家」のプレートを学校、地域へ配布し、地域の安全に対する意識を一層高めた。 ●小学校を単位とした地域ごとのボランティア組織をつくる。また、学校のスクールガードと連携させる。	B	学校教育課
			●児童生徒の登下校時に交通安全を守り、安全に通行できるよう交通指導を行った。	●7小学校の交通量の多い箇所にて実施	B	●指導員のなり手(後継者)	●更なる交通安全教育を習得させ、児童等の安全を守る。	C	防災安全課	
		道路などの維持管理	地域特性にあわせた維持管理	●愛知県道路アダプトプログラム事業がH15年度より開始された。 ●H16年度より犬山市アダプトプログラム事業を開始し、H21年現在の参加団体は41団体、参加人数は1,531人にのぼる。	(未達成内容なし)	A	●参加団体は毎年増加しているが、さらなる増加に努めなければならない。	●市民と協働したまちづくりをすすめるため制度を周知し参加団体の一層の増加を図る。	C	道路維持課

第4次総合計画の評価・総括【目標1 市民生活を支える魅力あるまちづくり(くらしのもり)】

政策	基本施策	中施策	小施策	これまでの総括		達成状況評価	今後の方向性		重要度評価	担当課
				達成・推進状況	未達成内容とその原因		今後の課題	今後の展開方向		
生活基盤の整備	生活道路・橋りょう	橋りょう整備と防災対策	新橋や歩道橋架橋の促進	<ul style="list-style-type: none"> ●新犬山橋上流域の栗栖地内で木曾川への新橋架設の地元要望があり、県に対して早期事業化を要望している。 ●農林水産省東海農政局の農地等防災事業「新濃尾地区」によりライン大橋の上流に歩道型管理橋が建設されたので、東海農政局の許可を得てH19年6月18日から歩道橋として利用できるようになった。 	<ul style="list-style-type: none"> ●木曾川への架橋要望は犬山市以外にも数橋あり、事業化の順番待ちである。 	D	●新橋架設のアウトカム目標	●事業化に向けての陳情	B	建設課
			景観に配慮した橋りょう整備と防災対策	<ul style="list-style-type: none"> ●橋梁点検により耐震対策が必要な38橋の内、調査測量委託29橋、耐震対策工事34橋実施した。 ●県の河川改修に伴う橋梁改築並びに道路整備に伴う新橋については、地区の特色や景観に配慮した架設を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ●大規模橋である梅坪高架橋と星和橋の橋梁耐震対策工事に巨額の費用負担が生じたため、中規模以下の橋梁の対策が進まなかった。 	A	●東海農政局の許可条件として橋の上部構造部分の維持管理を義務付けられた	●各務原市と共同で設立した「ライン大橋管理組合」で5年に一度の定期点検や毎日の日常点検を実施し、必要に応じて維持補修を行う。	C	道路維持課
				<ul style="list-style-type: none"> ●橋梁点検により耐震対策が必要な38橋の内、調査測量委託29橋、耐震対策工事34橋実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> ●大規模橋である梅坪高架橋と星和橋の橋梁耐震対策工事に巨額の費用負担が生じたため、中規模以下の橋梁の対策が進まなかった。 	B	●残り5橋の耐震対策工事を計画とおりに実施する必要がある。	●H23年度までに橋梁の耐震対策工事を完了させる。	C	道路維持課
				<ul style="list-style-type: none"> ●県の河川改修に伴う橋梁改築並びに道路整備に伴う新橋については、地区の特色や景観に配慮した架設を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ●大規模橋である梅坪高架橋と星和橋の橋梁耐震対策工事に巨額の費用負担が生じたため、中規模以下の橋梁の対策が進まなかった。 	B	●改築に伴う幅員決定	●県河川改修の事業化待ち	B	建設課
	公共交通	公共交通	鉄道の利便性の向上	<ul style="list-style-type: none"> ●協議会及び同盟会を通し、関係機関に要望している(踏切、駅舎等について逐次改善されている)。 ●H15年に上飯田連絡線が開通し地下鉄2号線に接続した。 ●終発時間の延長、近代化車両、特急の一部自由席など逐次改善されている。 	<ul style="list-style-type: none"> ●協議会、同盟会を通して関係機関に改善要望をしている。 	B	●事業の推進を進めるには現在の財政状況では厳しい。	●関係市町が強力にスクラムを組み調整を図りながら随時対応していく。	B	防災安全課
			バスの利便性の向上	<ul style="list-style-type: none"> ●バス路線の復活は望めず、現行運行の路線確保の存続が必要である。 ●一部生活路線があるものの観光路線が重点で鉄道の接点は多く望めない。 ●市内の交通空白地をコミュニティバスで対応している。 	<ul style="list-style-type: none"> ●コミュニティバスの運行改善に努める。 	B	●バス利用者の増	<ul style="list-style-type: none"> ●厳しい財政状況で拡大は大きく望めない中で、効率的な運営を模索していく。 ●尾北地区広域交通網対策連絡協議会で検討 	B	防災安全課
			コミュニティバスの運行	<ul style="list-style-type: none"> ●駅及び主要市街地への移動手段として2台の車両で市内全域7路線を支援している。 	<ul style="list-style-type: none"> ●市民、利用者アンケートによる要望に応えるには現在の財政状況では厳しい。 	B	●市民ニーズに応えるには現在の財政状況では厳しい	●厳しい財政状況で拡大は大きく望めない中で、効率的な運営を模索していく。	B	防災安全課
			自転車駐車場の整備	<ul style="list-style-type: none"> ●自転車駐車場の整備と駐輪マナーの向上 ●鉄道駅7駅、16箇所の駐輪場を設置した。 	<ul style="list-style-type: none"> ●駅前については、駐輪場が整備されたため、放置自転車対策の成果を見たが、駐輪場が駅から離れているところでは、駅周辺に放置する人がいる。 	B	<ul style="list-style-type: none"> ●2、3箇所の駐輪場では収容仕切れない状況 ●自転車利用者のマナー ●利用者への指導強化 ●駅に近いところに駐輪場を確保 	●鉄道事業者と協力を得て増設を検討	B	防災安全課
	自動車駐車場の整備	自動車駐車場の整備	駅周辺の駐車場の整備	<ul style="list-style-type: none"> ●無償貸与している市土地開発公社所有地(ユニー犬山店跡地)にて、有料駐車場を運営している(受託者：犬山商工会議所(～平成15年)、TMO(平成16年～))。 ●市役所閉庁日には駐車場を無料開放している。 ●新庁舎にて現状以上の駐車台数が確保できる駐車場を計画している。 	<ul style="list-style-type: none"> ●ユニー跡地は、土地開発公社が先行取得した本来の目的に資する事業を行うまでの暫定利用であり、将来にわたり利用できる新たな駐車場の確保が確約できていない。 	C	●公共交通機関利用者のパーク＆ライドを促進する上での駅周辺の駐車場確保の目途を立てる必要がある。	●市内各駅にて現状以上に必要となる駐車台数を把握し、新たな駐車場整備が必要か否かを各駅周辺において判断し、必要に応じて、整備に着手する。	B	秘書企画課
			城下町での駐車場の計画的配置	<ul style="list-style-type: none"> ●H13年(最終工事完了、工事着手H5年)に犬山城下にキャッスルパーキング(129台収容)を整備した。 	<ul style="list-style-type: none"> ●(未達成内容なし) 	B	<ul style="list-style-type: none"> ●周辺に一定規模以上の空地がなく、直ちに新たな駐車場整備が困難 ●近年の観光客数増加により大型バスが増えたものの、駐車可能台数が少ない ●さらに、春、秋のキャンペーンシーズンなど一定期間の繁忙期のみ著しく飽和状態となり周辺道路の渋滞が発生 	●城下町周辺での催事の際に臨時駐車場として使用していた敷地(借地)の売却が予定されている	●大規模な新規駐車場整備は困難なため、少なくとも、確実に収容可能台数を超過する一過性の駐車飽和状態には対応できる対策が必要	B

第4次総合計画の評価・総括【目標1 市民生活を支える魅力あるまちづくり(くらしのもり)】

政策	基本施策	中施策	小施策	これまでの総括		達成状況評価	今後の方向性		重要度評価	担当課
				達成・推進状況	未達成内容とその原因		今後の課題	今後の展開方向		
生活基盤の整備	上水道	施設の整備と適正な維持管理	水道施設の計画的な整備と改良	●住宅地造成や供給希望者の増加に対応した施設の維持管理が行われている。	●大口径の増設に対応するための管路性能の向上やループ化が行われていない。	B	●給水人口はH22年をピークに横ばいの見込み。	●H20年度に策定した犬山市水道ビジョンに基づいて、各施設状況の把握を適切に行いつつさらに計画的な更新を行っていく。	C	水道課
			配水池容量の増加	●住宅地造成とあわせて四季の丘に5000m ³ の配水池が築造された。	●全体容量として1日給水量の1/2という目標は達成しているが、白山浄水場等、配水池によっては不足する場所もある。	B	●各配水池の水系毎に1日最大給水量の1/2の容量の確保を目指すとともに、具体的な増設手法等の検討を行う必要がある。	●水系相互の支援連携体制を整備する必要がある。 ●増設場所等の具体的検討を行う必要がある。	C	水道課
			浄水場施設の計画的更新と改良	●部分的な老朽機械設備等の改修は行われている。 ●浄水場等運転管理業務について、専門業者による24時間管理が行われ、不具合等のチェックが行われている。	●特に電機施設の老朽化が進んでおり、耐用年数に対する更新が追いつかない状況である。	C	●施設全体にわたる詳細な更新計画の策定が必要	●施設の管理状況の把握と対応の優先順位の検討を行い、さらに計画的な更新を進めていく。	B	水道課
			老朽配水管の布設替	●簡易水道から引き継いだものに加え、S40年代から55年にかけて造成された大規模住宅団地の管路の老朽化が進んでいる。 ●H12年度に策定した水道整備基本計画に基づいて年間5kmを目標に更新が進められている。	●目標更新距離は達成しているが、更新が必要な管路が近年集中的に増加している。	B	●職員及び資金が不足している状況で更新工事への対応が困難となっている。	●老朽管状況の詳細把握を行うとともに、更新順位・優先度に応じた改修を行う必要がある。 ●老朽管整備計画とそれに基づく資金計画を作成する必要がある。 ●工事対応の職員や工事業者の育成が必要	B	水道課
			有収率の向上	●有収率は、H11年度の91.72%をピークに減少傾向である。	●管路漏水調査がH15年度以降実施されていなかったため、有収率が減少した。	C	●管路漏水調査の実施延長を伸ばし、有効率の向上を目指す。	●管路調査に加えてメーター交換時や検針時にもチェックできるようなシステムと教育訓練が必要	B	水道課
		安全な水の安定供給	水質検査体制の整備充実	●厚生労働省の認証機関による詳細な水質検査が行われるとともに、施設運転管理業務委託業者による日常的な管理がなされており、安全な水の供給が確保されている。 ●H15年度に水質に関する危機管理マニュアルが策定されている。 ●H20年度にすべての水道施設のセキュリティ設備の設置が行われた。	(未達成内容なし)	B	●新たな水質汚染の発生に備えた浄水機器の整備を検討する必要がある。	●厚生労働省の指針に基づく「水安全計画」の策定が必要。 ●常時監視システムの構築が必要	C	水道課
			自己水源の有効活用	●地下水系、白山水系とともに、許可水量・水利権の許容限界に近づく水量の利用が行われている。	●水源井戸の老朽化が進行しており、取水不良が生じている場所もある。	B	●水源井戸の長寿命化を図るための対策が必要。 ●白山水系と県水系の連携を強め、自己水源の効率的な活用を進める必要がある。	●簡易水道から引き継いだ井戸の維持管理・クリーニングを継続的に進めていく必要がある。	C	水道課
			県水の適正受水	●H11年度の県水依存率61.8%に対して、18年度は57%と自己水の活用が進められている。	●H19年度は県水系の大口径需要者が取水量を伸ばしたため、県水依存率が58.3%に上昇した。	B	●県水の供給延長距離が長距離に及ぶため、水質や水質の安定化を図る必要がある。	●県水の第2供給点の設置による安定供給の確保が必要 ●水需要に基づく適正な水系管理・運用計画が必要	B	水道課
		災害対策	施設の耐震化の推進	●H12年度に各施設の耐震状況の簡易調査（1次診断）を行い、その結果に基づく診断により、H19年度から具体的な耐震改修が行われている。	●配水池等の耐震化は始まったばかりであるが、老朽化対策とあわせて事業費が膨大になるみこみ。	C	●管路の耐震化については、地盤状況とも兼ねあわせた適正な選択による整備を行う必要がある。 ●浄水場・配水池については、耐震化経費が膨大になり、適切な資金計画が必要。	●施設の状況把握による重要度に応じた耐震化を進める必要がある。 ●ループ化や水系相互の連携による緊急対応体制の整備が必要	B	水道課
			災害時の生活水確保	●楽田地区を除いて、配水池への緊急遮断弁の設置は完了している。	●楽田地区は施設改修や耐震化と併せて検討するとともに、県水との連絡弁整備が行われている。	B	●緊急遮断弁未整備地区での非常給水の確保が必要。 ●緊急時の迅速な対応策を検討する必要がある。	●緊急給水車や応急給水栓等の自前の応急給水環境の整備を進める必要がある。	C	水道課
			広域的相互支援体制の確立	●愛知県水道からの支援連絡管及び応急給水拠点の設置が完了している。 ●事業者間での情報交換が積極的に進められ、支援を想定した訓練が行われている。	●隣接事業者との連絡管設置は行われていない。	B	●県営水道や近隣事業者にあわせて、関連業者等との連携を図る必要がある。	●工事業者の緊急時配備や資材メーカーの対応見込みの的確な把握が必要。 ●また支援に係る協定の締結等をさらに進める必要がある。	C	水道課

第4次総合計画の評価・総括【目標1 市民生活を支える魅力あるまちづくり(くらしのもり)】

政策	基本施策	中施策	小施策	これまでの総括		達成状況評価	今後の方向性		重要度評価	担当課	
				達成・推進状況	未達成内容とその原因		今後の課題	今後の展開方向			
生活基盤の整備	上水道	健全な事業運営	健全な事業運営の推進	●H12年度から浄水場の運転管理業務、平成15年度から料金徴収業務等の委託化により、経費の削減に努め、純利益を計上している。 ●企業債は、H21年度で完済予定。	●内部留保の蓄積が少ない。	B	●施設更新や災害対策に対処するための内部留保の確保を行う必要がある。 ●料金収入のみの運用では限界がある。	●国庫補助金や企業債の新規借入に料金見直しを加味した資金計画を策定する必要がある。 ●使用実態と将来的な事業維持をも見越した適切な料金体系の見直しを行う。	C	水道課	
			水の有効利用、節水	節水意識の普及	●節水型の給水器具の普及により、一人当たりの平均給水量は、家事用1世帯あたりの1日平均使用量はH10年度の83.9%に対して、H19年度では71.0%と大きく減少している。	●積極的な節水意識の啓発は行わなかった。	B	●節水意識はかなり高まってきているが、給水管の老朽化による宅内漏水が増加傾向である。	●宅内の給水装置に関する責任分界点や日常的な管理の意識を高めるための啓発をすすめていく必要がある。	B	水道課
				水の合理的利用の推進	●特に行われていない。	●一部で近年、中水等による自主的な再利用が行われているようであるが、水道事業として取り組む内容ではない。	D	●現状では水道事業として進める課題ではない。	●課題から削除すべきと考える。	D	水道課
	下水道	公共下水道の整備	五条川左岸での整備区域の拡大	●H9年度末供用開始面積461.7haからH20年度末874.5haへと拡大し、市街化区域においては整備完了。普及率は30.4%から63.9%となった。	●市街化調整区域内の整備が321ha残っている。 ●市街化区域である右岸処理区域の整備を優先しているため。	A	●市街化調整区域のため早期の整備は困難。	●市街化区域の整備が優先と考える。	B	下水道課	
			五条川右岸での早期着手と計画的整備	●H17年度より事業に着手し、H20年度末23.5ha整備し、普及率12.9%となった。	●県施工の五条川右岸流域幹線の進捗に合わせて整備を進めている。	B	●全都市街化区域のため早期整備完了を求められている。	●右岸処理区を優先整備地区と位置づけ早期完了を目指す。	A	下水道課	
		処理区域内の接続促進	接続の促進	●普及促進のためのPRを年2回行った。接続率H9年度末71.5%からH20年度末84.4%となった。	●留守宅等もあり、全件において直接面談できなかった。	B	●宅内の工事費用の負担がかかるため世帯の高齢化等の理由により、資金の目途がたたない世帯が多い。	●訪問記録等のカルテを整備し、効果的なPRを図る。	A	下水道課	
			融資制度の周知	●地元説明会、広報及び窓口において制度のPRを行った。実績は126件であった。	●民間融資が低金利なため、ここ数年は年間1～3件の利用者にとどまっている。	D	●周知は図っているが、利用者が少ない。	●金利動向によっては利用者の増加も考えられるため、引き続きPRを行う。	D	下水道課	
		適切な維持管理	適切な維持管理の推進	●H10～20年度にかけて、更生工事4,014m、部分補修工事591箇所実施し、工事の施工に伴い清掃も同時に実施した。点検は毎年6月から7月にかけて実施した。	●日常生活に影響を及ぼすような大きな事故、トラブルはなかった。	B	●供用開始から20年が経過し、今後大規模な補修工事が予想される。	●計画的な補修工事のために、下水道管路長寿命化計画を策定する。	A	下水道課	
			排水への意識啓発	●H9年度水質検査実施事業所件数39件、H20年度末で100件実施。	●下水排除基準内に納まらない事務所が年に約10件ほどある。	B	●下水排除基準内に納まらない事務所への改善指導	●改善されない事業所への指導監視強化。	A	下水道課	
			健全な経営の推進	●元利償還金の高利率なものを低利率なものに借り換えし、経営健全化に努めた。	●借り換えは実施したが、依然として経営に占める元利償還金の影響が大きい。	A	●今後10年程度、過去に借り入れた債権償還額の高い状態が続く。	●自主財源の確保を図るため下水道接続の促進に努める。	A	下水道課	
		農業集落排水	農業集落排水の整備	集落排水処理施設の計画的整備	●入鹿・神尾地区は完了。	●善師野地区、今井地区は未着手。	C	●自主財源に乏しい農業集落排水事業の経営は現実的ではない。	●未着手地区については、当面、合併処理浄化槽処理区域として位置づける。	C	下水道課
				入鹿神尾地区の整備推進	●H8年度に事業着手し、H12年度に事業整備が完了した。	(未達成内容なし)	A	●供用開始後10年が経過し、施設の老朽化が進む。	●計画的な維持管理を行い、施設の長寿命化を図る。 ●今後は、使用料等自主財源に乏しいことから、事業の継続性に欠けるため、公共下水道への流入を検討していく。	C	下水道課
	地域住民の参画		住民参画による事業推進	●入鹿・神尾地区では接続率91.0%であり、地域住民の理解や環境への意識、高揚が図れた。	●農地還元が最終目標であるが、費用対効果が望めないことから、共同での施設管理には発展していない。	D	●過疎化や高齢化が進む。	●費用対効果の低さや、担い手不足等の観点から、今後も住民参加は望めない。	D	下水道課	

第4次総合計画の評価・総括【目標1 市民生活を支える魅力あるまちづくり(くらしのもり)】

政策	基本施策	中施策	小施策	これまでの総括		達成状況評価	今後の方向性		重要度評価	担当課
				達成・推進状況	未達成内容とその原因		今後の課題	今後の展開方向		
生活基盤の整備	治山・治水	災害防止対策	事業拡大の要請	<ul style="list-style-type: none"> ●砂防堰堤の整備や急傾斜地崩壊対策事業の推進を国や県に要望した。 ●砂防堰堤整備箇所 1箇所(伏屋川第1川) ●急傾斜地崩壊対策事業箇所 4箇所(石蔵、石蔵2、倉曾洞、野口) ●砂防河川 10河川(栗栖川他) 	(未達成内容なし)	A	(該当事項なし)	●急傾斜地崩壊対策事業は、土砂災害防止法の特別警戒区域の指定と連動して実施する。	C	建設課
			生態系・景観に配慮した事業の推進	●愛知県が砂防河川「栗栖川」の整備において住民参加の協議会を設立し、親水機能や魚類の生息等に配慮した「水辺の楽校」として整備した(H10～18年度)。	(未達成内容なし)	A	(該当事項なし)	●今後の砂防河川等の整備において自然景観への配慮した事業推進を愛知県に要望する。	C	農林治水課
			住宅開発にともなう指導監視	●許可権者である愛知県と共に砂防法や特定都市河川浸水被害対策法の許可基準に適合した開発を指導し、土砂崩壊や洪水防止に努めた。	(未達成内容なし)	A	(該当事項なし)	●継続	C	農林治水課
		河川、ため池の整備	地域特性にあった河川整備の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●砂防河川伏屋川、虎熊川、落洞南池川の改修工事では、段差の解消や草の生える環境ブロックを使用し生育環境の保全・再生に配慮し整備を進めている。 ●郷瀬川圏域の河川整備計画がH20年度に策定され、自然環境及び桜並木の景観・再生を取り入れたものとなっている。 	(未達成内容なし)	C	●近隣住民に取っては法面等に草が茂った状況をいやがる場合もある	●地域住民等により広域で長期的な維持管理の推進を図る。	B	農林治水課
			ため池の改修と親水空間整備	<ul style="list-style-type: none"> ●H17年度に喜八洞池、喜八洞第4池、朝日池、富岡大洞池、志良見堂第1池、宮裏池外10の県営老朽ため池整備事業が完了した。 ●H17年度に中島池・新池と集水路である田口洞川及び成沢川入鹿池までのピオトープ事業が完成した。 	●西洞池の老ため事業については、天然記念物「ひとつばたご」が群生しているため、施工できない	C	●老朽化及び草刈り、伐採による定期的維持管理ができていないため、漏水のあるため池が増加している。	●地元及びボランティア等と協働による維持管理の運営 ●ため池整備計画の策定と事業化	B	農林治水課
		雨水排水対策	広域関連事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●国土交通省による木曾川導水事業は、H12年11月に中止となった。 ●このため、農林水産省東海農政局と協議し、木津用水路改修事業において用排分離を行い、18.56トンの水路断面を9.6トン分拡大し、流下能力を28.16トンまで確保することになった。 ●木津用水路については、新濃尾1期事業として平成21年度に事業完了予定である。 	(未達成内容なし)	A	●木津水路を用水路と排水路に分離したが、排水区域内が公共下水道未供用地域のため、汚水排水の浄化施設が必要となった。 ●H22年度から浄化施設の維持管理費を犬山市と扶桑町で負担しなければならない。	●木津水路下流の合瀬川の改修が完了していないため、断面を拡大した木津用水路の流下能力を発揮できないので、県に合瀬川改修の早期完了を要望する。 ●荒井堰で分流される新木津用水路の排水能力を向上させるため、新木津用水路についても事業化を農林水産省に要望する。	A	農林治水課
			雨水排水路や都市下水路の整備	<ul style="list-style-type: none"> ●雨水排水に課題がある新川流域内は、H18年1月1日から特定都市河川浸水被害対策法の指定区域になった。 ●特定都市河川浸水被害対策法に基づき新川流域水害対策計画が制定され、犬山市も公共下水道(雨水)計画を見直した。 	●H12年の東海豪雨を契機に特定都市河川浸水被害対策法の区域指定を受けたため、公共下水道(雨水排水)計画を見直す必要が生じた。	B	●下流への放流量が規制されたので公共下水道(雨水排水)に基づき30年間で雨水貯留を進め排水対策を行う必要がある。	●新濃尾農地防災事業や、合瀬川改修計画に合わせた雨水貯留施設と排水路の整備計画を策定し事業化を進める。	A	農林治水課
			雨水貯留浸透施設の設置指導	●従来要綱で指導してきた新川流域内の雨水浸透阻害行為が、H18年1月1日から特定都市河川浸水被害対策法に基づく許可制になった。 ●流域内の500㎡以上の雨水浸透阻害行為に対しては法に基づき雨水貯留を義務付けた。	(未達成内容なし)	A	(該当事項なし)	●現状の許可制度を継続する。	C	農林治水課

第4次総合計画の評価・総括【目標1 市民生活を支える魅力あるまちづくり(くらしのもり)】

政策	基本施策	中施策	小施策	これまでの総括		達成状況評価	今後の方向性		重要度評価	担当課
				達成・推進状況	未達成内容とその原因		今後の課題	今後の展開方向		
都市の安全	交通安全	交通環境の整備	安全な交通環境づくり	●都市計画決定道路は歩車道の分離を行い、自転車歩行者等は交通安全施設により安全な交通環境が確保されている。現在、富岡荒井線、大口桃花台線及び犬山富士線の整備を促進している。	(未達成内容なし)	A	●自転車歩行者道の設置(有効幅員3m以上)	●自転車歩行者等の通行帯区分	A	建設課
				●正しい交通ルールを学び交通安全に努める。子ども、高齢者を対象とした交通安全教室を実施している。	(未達成内容なし)	B	●交通安全の意識や交通ルール、交通マナーの向上	●定期的に交通安全教室を継続的に開催し、意識や交通ルール、交通マナーの向上に努める。	C	防災安全課
			施設改良と交通規制による安全対策	●交通事故箇所、交通渋滞箇所を警察、道路管理者等と協議し、施設等の改善に努めている。	●交通安全を確保する対応を講ずる。	B	●危険箇所、見通しの悪いヶ所の把握	●引き続き地元と協議が必要	C	防災安全課
			踏切道の安全対策要請	●鉄道事業者において、踏切道の安全対策が実施されている。 ●規制等については非常に難しい。	●事業者において、定期的に点検実施されている。	B	●規制等については、地元との協議が必要とされる。	●引き続き地元と協議が必要	C	防災安全課
		安全意識の高揚	交通安全教育の推進	●年4回の交通安全運動週間及び新入学児童を対象とした交通安全教室を実施している。	●模擬信号機を活用した正しい交通ルールの習得、指導	B	●交通安全意識の高揚	●正しい交通ルールを習得させ交通安全の意識の高揚に努めさせる	C	防災安全課
			市民参加の運動推進と団体の育成	●年4回の交通安全運動週間及び自主的に行う交通安全キャンペーンに協力団体の力を借りて安全運動に取り組んでいる。	●交通安全運動にあわせた市内各交差点での街頭啓発	C	●交通安全意識の高揚	●各町会長、交通安全関係団体、者の協力を得て交通安全の意識の高揚に努めさせる	C	防災安全課
			啓発活動の充実	●毎月0の日及び年4回の交通安全運動週間期間中に街頭交通安全啓発を実施している。	●交通安全関係団体の協力を得て、交通事故の無いまちづくりの広報活動を実施	B	●交通安全意識の高揚	●毎月0の日及び年4回の交通安全運動を関係団体、者に交通安全活動の意識を高揚させる。	C	防災安全課
		救済対策の充実	被害者救済の強化	●制度を拡充し対応を図る。見舞金(死亡150,000円、障害50,000円)	●交通安全で無事故、犯罪のないまちづくりで被害者0を目指す。	B	●制度の周知	●交通安全で無事故、犯罪のないまちづくりで被害者0を目指す	C	防災安全課

第4次総合計画の評価・総括【目標1 市民生活を支える魅力あるまちづくり(くらしのもり)】

政策	基本施策	中施策	小施策	これまでの総括		達成状況評価	今後の方向性		重要度評価	担当課
				達成・推進状況	未達成内容とその原因		今後の課題	今後の展開方向		
都市の安全	防災	災害に強いまちづくり	災害に強いまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ●都市計画道路富岡荒井線、大口桃花台線及び犬山富士線の3路線を整備し、東西軸、南北軸の幹線網整備により、災害等緊急時に強い都市づくりとして整備を推進している。 	(未達成内容なし)	B	<ul style="list-style-type: none"> ●新川対策として雨水調整機能施設の設置義務 	<ul style="list-style-type: none"> ●新設道路等に対する雨水調整機能施設の設置 	A	建設課
				<ul style="list-style-type: none"> ●H17年度より、耐震化に優れた管種や継ぎ手等を採用し、震災時にも設計流下能力を確保できる施工方法としている。 	<ul style="list-style-type: none"> ●地震対策についての総合的な計画がまとめられていない。 	C	<ul style="list-style-type: none"> ●総合的な計画を策定することにより、緊急輸送路や軌道下、避難所等に影響がある下水道施設の把握と整備。 	<ul style="list-style-type: none"> ●下水道地震対策緊急整備事業計画の策定。 	A	下水道課
		防災体制の充実	災害予防体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●毎年、アルファ米や乾パンといった防災備蓄食糧や防災資機材の充実を図っている。また、災害時に備蓄食糧等を迅速に住民へ提供するため、避難所に隣接した防災倉庫の設置を図っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ●現在、避難所23箇所に対し隣接した防災倉庫の設置数は15箇所である。避難所の充実強化を図るために、防災倉庫の拡充が必要である。 	B	<ul style="list-style-type: none"> ●今後も、市における備蓄食糧等の拡充に努めるとともに、住民各自における日頃からの防災への備えの充実を図る必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ●行政において備蓄食糧・防災倉庫等の拡充に努めるほか、災害時では自助の力も必要になることから、住民各自も日頃から食糧、資機材等を備蓄するよう啓発・指導等に努める。また、地域の状況の変化に対応し、避難所の見直しを検討する必要もある。 	B	防災安全課
			迅速・的確な活動体制の確立	<ul style="list-style-type: none"> ●大規模災害時における迅速な復旧活動を遂行するためには、平常時から防災体制の強化を図ることが不可欠なことから、土木協同組合や水道工事店協同組合等、防災関係機関との災害協定を締結し、市総合防災訓練でも共同して実地訓練を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ●今後も防災関係機関との連携強化のためには、災害協定締結の継続的実施が必要である。 	B	<ul style="list-style-type: none"> ●災害協定の締結による防災体制の充実化を図るため、日頃から防災関係機関との顔の見える関係づくりが第一の課題となる。 	<ul style="list-style-type: none"> ●今後も防災会議等での顔の見える関係づくりに努め、防災関係機関、企業等との災害協定の締結に努める。また、行政内での初動体制強化に努めるとともに、各所属と関係機関との連携強化に取り組む。 	B	防災安全課
			多面的な災害応急・復旧体制の確立	<ul style="list-style-type: none"> ●外部からの防災ボランティアの受け入れ体制の強化を図るために、H17年度から18年度にかけて、外部ボランティアと被災者とのパイプ役となる災害ボランティアコーディネーターの養成講座を開催し、55名が修了した。 	<ul style="list-style-type: none"> ●55名が修了し、災害ボランティアコーディネーターを養成することができたが、いつ起きるか分からない災害に備えるためには、日頃からの継続した活動が必要である。 	B	<ul style="list-style-type: none"> ●災害ボランティアコーディネーターのスキルアップ等、多様な防災ボランティアの連携強化を図る必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ●県で開催するスキルアップ講座への受講促進のほか、防災訓練への参加を促すなど、防災ボランティアの拡大と底上げを図る。 	B	防災安全課
		防災意識の高揚と防災組織の育成強化	防災意識の高揚と啓発	<ul style="list-style-type: none"> ●市総合防災訓練では、住民が多く参加できるような地区をローテーションし毎年開催している。 ●地域における自主防災訓練の実施を促し、消防署による指導を実施している。 ●防災の日にあわせ、毎年広報の防災特集で避難所・広域避難場所一覧等の防災情報を掲載している。 	<ul style="list-style-type: none"> ●毎年、防災訓練の実施や広報を通じた防災啓発に努めてきているが、より効果的に防災意識の高揚を図るため、訓練への参加や防災啓発の見直しが必要となる。 	B	<ul style="list-style-type: none"> ●防災訓練については、参加者がより多くの知識経験を得られるよう、従来の見るだけの防災訓練から脱却した住民主体の訓練の実施が必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ●市総合防災訓練において、住民主体の訓練項目を企画し、参加者の防災意識の高揚に努める。広報のほか市HPへの掲載、講習会での啓発等、あらゆる媒体での防災啓発に努める。 	B	防災安全課
			自主防災組織の育成強化	<ul style="list-style-type: none"> ●自主防災組織は、H20年度末現在313町内会中270町内会において設立されている。犬山市自主防災組織設置助成要綱に基づき、未設立町内会へ毎年設立を促し、設立時には、担架、ヘルメット、懐中電灯などの防災資機材を現物支給し、自主防災組織の充実強化を図っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ●およそ40町内会が未設立のため、設置促進を図る必要がある。 ●防災ボランティアについても育成・強化が必要である。 	B	<ul style="list-style-type: none"> ●未設立町内会への設置促進のほか、既設自主防災組織に対する組織充実強化を図る必要がある。併せて、防災リーダーと呼ばれる防災知識を備えた防災ボランティアの活用が望まれる。 	<ul style="list-style-type: none"> ●防災訓練への積極的な参加、自主防災訓練の実施を促すことで、防災意識の高揚と地域内でのコミュニケーションの連携強化に努める。また、地域における自主防災訓練時には防災リーダーによる防災講話を実施し、防災ボランティアの活用を促す。 	B	防災安全課
		災害情報の収集・伝達体制の確立	情報収集・伝達体制の確立	<ul style="list-style-type: none"> ●市防災行政無線は、固定局1基と車載機等移動局37局で構成し、災害時での情報伝達・収集に対応している。 ●避難所開設等、災害情報を住民へ迅速に提供するため、携帯電話を利用した、あんしん防災ねつとを導入した。 ●多角的な情報伝達体制の確立のため、中部ケーブルネットワーク、愛知北FMとの災害協定を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ●住民への情報伝達充実には無線設備の拡充が求められる。 ●あんしん防災ねつとの登録件数はおよそ400件であり、情報伝達を広く的確に伝えるためには登録件数の拡充が求められる。 	B	<ul style="list-style-type: none"> ●住民への的確な情報伝達を行うためには、無線機の充実やその他情報伝達手段を模索する必要がある。また、あんしん防災ねつとを周知し、各自携帯端末への登録拡大が必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ●住民へより迅速に災害情報を伝達できるよう、同報無線やコミュニティFMを活用した防災ラジオ等の導入を検討し、地域の実情に応じた配備を検討する必要がある。 	B	防災安全課

第4次総合計画の評価・総括【目標1 市民生活を支える魅力あるまちづくり(くらしのもり)】

政策	基本施策	中施策	小施策	これまでの総括		達成状況評価	今後の方向性		重要度評価	担当課
				達成・推進状況	未達成内容とその原因		今後の課題	今後の展開方向		
都市の安全	消防・救急	消防体制の整備・充実	消防力の充実・強化	<ul style="list-style-type: none"> ●消防緊急指令システムをH13年度に整備し、維持管理に努める。 ●梯子車、救助工作車を始めとした消防車両の更新整備を実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> ●消防緊急指令システムを構成する機器が老朽化してくるため、整備を計画的に行うよう実施計画で計上してきたが、折からの財政悪化による定期交換部品の更新が計画的に実施できていない。 	B	<ul style="list-style-type: none"> ●今後一層機器の劣化が顕著化してくるが、広域化による更新計画は具体的な見通しは立っていない。 ●消防署南出張所の開設、北出張所の耐震化、車庫等の改修及び分団車庫の耐震化を行うとともに、道路下防火水槽維持等の方向性を検討する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ●広域化による指令センターの整備までの設備の部分更新による機器の延命が緊急の課題であり検討を行う。 ●消防署南出張所を平成23年度に開設。北出張所の耐震化、車庫の改修等消防施設の整備を順次進める。 	A	消防庶務課
			広域的消防体制の促進	<ul style="list-style-type: none"> ●近隣市町（6市2町消防本部）で、消防相互応援協定を締結し、必要に応じて内容等の見直しを行っている。 ●また、愛知県消防広域応援基本計画に基づき、大規模な災害等が発生した場合における消防相互応援協定が締結されている。 	(未達成内容なし)	B	<ul style="list-style-type: none"> ●H18年6月に消防組織法の一部が改正され、自主的な市町村の消防の広域化の推進に関する規定が盛り込まれ、愛知県においても消防広域化推進計画が策定されている。尾張中・北部消防広域枠内での現状整理や課題の整理を行う必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ●消防の広域化は、推進基本計画策定後5年以内の平成24年度までを目途に実現に努めるとされている。尾張中・北部消防広域枠内での現状整理や課題踏まえ、広域での検討を行う必要がある。 	A	消防庶務課
			職員資質の向上	<ul style="list-style-type: none"> ●新規採用職員に対しては、全員に愛知県消防学校の初任科の課程に派遣した。 ●救急需要の増大に応えるため救急標準課程の資格習得を優先させた。 ●名古屋市消防局が専門的分野において短期間の研修を受け入れているので、これに派遣した。 ●近隣消防本部との合同訓練を実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> ●愛知県消防学校の救急標準課程を除く専科、消防大学校への派遣が十分にできていない。 ●必要な資格等を習得させることが優先されたためであり、理由として、勤務人員が少ないため。 	B	<ul style="list-style-type: none"> ●職員の大量退職・採用に伴い、救急業務に従事させるためには資格を要することから、計画的な資格習得、学校派遣が必要となる。 ●特に、南出張所開設に向けての準備、また、消防の合併が数年先に予定されていることから、他市町との連携が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ●業務に必要な資格等は、優先的に習得させるが、救急標準課程以外の専科、消防大学校にも計画的に派遣する。 ●学校以外にも、名古屋市消防局への研修、近隣市町との様々な合同訓練の機会を得て、経験・技術の向上を図る。 	A	救急通信課
			消防団の活性化対策	<ul style="list-style-type: none"> ●消防車両、資機材の整備に努め、全分団の操作性を考慮して車両更新をキャブ式とした。 ●H19年度には各分団に防火衣等の安全装備品を配備した。 ●日頃協力を得ている消防団家族の活動に対する理解を深めてもらうことから、消防ふれあい広場を行ってきた。 	(未達成内容なし)	B	<ul style="list-style-type: none"> ●団員のサラリーマン化や生活様式の違いから消防団員の人員確保が困難になってくると予想される。 ●魅力ある消防団を築いていく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ●全国的にも消防団員が減少する中、本市においても人員確保が懸念され、魅力ある消防団を築いていくとともに、町内会の消防団に対する理解を深めていく必要がある。 	A	消防庶務課
		予防対策の充実	自主防火管理体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> ●H15年度に立入検査規程の全部改正と犬山市火災予防違反処理規程を作成し、現行法令とこれらの規定に基づき効率的、効果的及び公平な指導等を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ●防火対象物において、防火管理者の資格取得者及び消防法の改正により自衛消防組織の業務及び防災管理に関する等の講習を実施し防火管理者を養成する必要性が生じた。 ●予防査察業務に係る法規、理論、機器の取扱い及び調査実習等の専門知識及び技能を習得させ、複雑多様化する火災、災害等に的確に遂行できる職員が不足している。 	B	<ul style="list-style-type: none"> ●予防査察の強化（危険対象物の排除） ●消防改正による防火管理者及び防災管理者の養成 ●専門知識を有する予防技術資格者の育成 	<ul style="list-style-type: none"> ●近年においては、防火対象物における大規模な災害は発生していないが、神奈川県等の障害者施設火災の発生を踏まえ、防火安全対策の徹底に努めるとともに、予防技術資格取得者による立入検査、違反是正の指導強化及び講習会等を行うことにより、なお一層の防火管理の徹底を図る。 	B	予防防災課
			防火意識の高揚と出火危険の排除	<ul style="list-style-type: none"> ●防火・防災を学習する中（消防学校一日入校、防火ポスター展等）で、少年消防クラブを地域防災の担い手として育成に努めている。 ●高齢者住宅の防火診断を88歳対象に実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> ●88歳対象者に高齢者住宅防火診断拒否者が多い（実施率約40%）。 ●民生委員は現在の仕事を超え、これ以上役割は担えない現状から協力者が不足している。 	B	<ul style="list-style-type: none"> ●建物火災のうち、住宅火災の死者数が9割で、半数以上が65歳以上の高齢者であり、原因の7割が逃げ遅れであることから、住宅防火査察や住宅防火推進町内を設定し住民一人ひとりの火災予防の意識向上を図る。 ●行政間の協力体制のもと、民生委員及び他に替わる人材を発掘する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ●H20年度からの継続事業である補助金交付による住宅用火災警報器設置補助事業の設置促進に努める。 ●広報の掲載や各地域での行事等に参加し広くPRに努める。 	A	予防防災課
			市民・民間組織との連携	<ul style="list-style-type: none"> ●婦人消防クラブ、町内会、自主防災組織、民間消防組織など地域単位の組織に働きかけ、広報活動、講習会及び研修会等を開催し火災予防に努めている。 	<ul style="list-style-type: none"> ●町内会、自主防災組織、民間消防組織など地域単位の組織に不参加（訓練等）が多い。 ●実施率約35% 192組織（270町内）/313町内：組織率84.5% ●安心・安全なまちづくりに係る地域防災力の強化の意識が希薄である。 	B	<ul style="list-style-type: none"> ●婦人消防クラブ員及び訓練参加者が減少傾向にある。 	<ul style="list-style-type: none"> ●婦人消防クラブ員及び訓練参加者が減少傾向にあることから、防火意識の啓発を行い災害を未然に防ぐことから加入を推進する。また、全国火災予防運動期間等をとらえて、住宅火災による死者数は依然として増加が予測されることから、マスメディアを活用し効果的な啓発を図るとともに、地域防災力の促進強化に努める。 	B	予防防災課

第4次総合計画の評価・総括【目標1 市民生活を支える魅力あるまちづくり(くらしのもり)】

政策	基本施策	中施策	小施策	これまでの総括		達成状況評価	今後の方向性		重要度評価	担当課
				達成・推進状況	未達成内容とその原因		今後の課題	今後の展開方向		
都市の安全	消防・救急	救急・救助体制の充実	専門的人材の養成	●実施計画に基づき救急救命士、薬剤投与救命士、気管挿管救命士を毎年1名以上を養成し、また、救急隊員の養成も計画どおり実施した。	(未達成内容なし)	A	●H23年には南部出張所が開設予定であり、救急救命士及び救急隊員の人員確保が必要。 ●県が実施する生涯学習を含む再教育を年間64時間実施する。	●救命士及び救急隊員の継続的な養成に努めると共に、救急救命士有資格者の採用を検討する。	A	救急通信課
			救急・救助業務の高度化	●H20年度に気管挿管救急救命士の誤挿管予防のための器具の装備の計画をする。 ●H20年度基幹病院（犬山中央病院）との救急事故等の救急・救助の症例検討会が医師の出席で、質の高い検討を計画し、実施している。	(未達成内容なし)	B	●救急救命士の特定行為にかかわる装備の充実。 ●基幹病院（犬山中央病院）との連携強化。 ●ポンプ車全てにAEDを積載する。 ●携帯電話による救急医療情報システム H21年4月運用開始。	●H21年度新規救急車導入で装備の充実を図る他、旧救急車のAEDをポンプ車に積載する。 ●症例検討会に医師の出席を求め、消防として院内における救命処置訓練への講師として参加。 ●搬送情報のデータを入力することにより、搬送可能な病院を早く調べることができる。	B	救急通信課
			応急手当の指導・啓発	●H16年7月1日から一般市民に対して、AEDの使用が認められたことにより、H17年度よりAEDの取り扱いを含んだ講習（普通救命講習・その他の講習）を実施している。 ●H20年度より小学生高学年への講習推進を図る。	●小学生高学年への達成率2割。啓発活動の不足による。	B	●バイスタンダー（そばに居合わせた人）の必要性を周知させ、救命率の向上を図る。特に各学校で救命に対する講習等を積極的に実施する。	●小学生高学年への講習に努める。	B	救急通信課
	防犯	防犯体制の強化	地域の防犯体制の強化・充実	●民間団体の防犯パトロール隊の協力のもと、地域住民の安心安全なまちづくりのため活動を推進した。	●防犯パトロール隊が巡回パトロールの実施	C	●組織づくりの強化	●「自分たちのまちは自分たちで守る」を認識し、連携協力してまちづくりを推進する。	B	防災安全課
			関係機関への要請	●地域における安全安心を守るため駐在所・交番など整備拡充については、地元、警察行政と協議しながら進める	●未達成	C	●地域住民の意見も取り入れながら、移転等になれば用地の問題も発生	●駐在所・交番の整備構想では中学校区で1ヶ所	C	防災安全課
			防犯設備の整備・充実	●犯罪を未然に防ぐには警察や防犯協力団体と連携を密にし、防犯活動の推進に努める（現状では設置業務なし）。	●地域の防犯パトロール隊の結成、定期的なパトロール	D	●設置に伴う経費の負担	●地域の設置要望に応える（要望に沿って）	B	防災安全課
		防犯対策の推進	防犯モデル地区の拡大	●自主防犯活動を進める活動団体に協力を呼びかけ、地域における防犯活動を推進した。	●地域の防犯パトロール隊の結成、定期的なパトロール	C	●「自分たちのまちは自分たちがまもる」の意識を高め、地域、グループでの組織化が必要	●町内会を始めとする単位で、多くの町内に呼びかけを図る。	B	防災安全課
			有害環境の浄化活動	●【青少年】 H18年11月に青少年健全育成市民会議を設置し、毎月1回市内主要駅などのおはしす運動をはじめ、市内小学生を対象にした標語を募集した。 ●【外国人】 日本社会への融和を促進するため、日本人とのイベントの実施やニュースレターの作成を実施したほか、本年度は市役所に外国人相談窓口を設置した。	(未達成内容なし)	B	●継続した活動は続けているものの、実際に活動に携わる人数は限られており、市全体への定着はいまだ不十分である。	●現在の活動や実情を、今以上に多くの市民に啓発、普及し、さらなる充実と定着を図る具体的な方法、手段を検討する。	B	秘書企画課
			防犯意識の高揚	●広報「いぬやま」で毎月警察だよりを掲載し、交通事故防止、防犯等被害抑止のPRに努めている。	●地域の防犯パトロール隊の結成、定期的なパトロール	B	●掲載内容の充実	●多くの情報を的確に知らせ、犯罪抑止に努める。	C	防災安全課

第4次総合計画の評価・総括【目標2 やさしさと生きがいあるまちづくり(いきがいのもり)】

政策	基本施策	中施策	小施策	これまでの総括		達成状況評価	今後の方向性		重要度評価	担当課
				達成・推進状況	未達成内容とその原因		今後の課題	今後の展開方向		
健康づくり	健康	健康づくりの推進	健康づくり運動の展開	<ul style="list-style-type: none"> ●母子保健事業を子ども未来課等、関係機関情報と合わせて、「さくらんぼ」という冊子にまとめ、就学前世帯に配付している。 ●成人事業は、年2回全世帯配付他、「さらさらだより」「健診事業のお知らせ」等配付。 ●「さらさらまつり」「健康づくり講演会」を年2回以上開催。医師会等と事業の打合せをしながら事業を展開している。 	●禁煙、職場の健康づくりについて、まだ取り組みが少ない。	B	<ul style="list-style-type: none"> ●健康プラン21を中心として関係機関と連携した事業の展開。 ●禁煙(分煙)・職場の健康づくり分野の展開 	●商工会議所との協力、市役所内の取り組みを検討しながら進める。	C	健康推進課
			市民自らの保健活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●市民健康館を中心に成人保健事業を展開している。 ●健康づくり推進員・食生活改善推進員の活動は、年々充実している。 ●健康プラン21計画の推進(H15年9月策定)を関係機関協働で進めている。 ●健康づくり参加宣言の募集を開始した。 	●市民に実感できる取り組みや目に見える展開が必要。	B	<ul style="list-style-type: none"> ●H20年度から特定健康診査・特定保健指導の開始(市としては、主に国保加入者に対して健康診査から生活習慣病予防のための行動を個人個人がとれるよう指導を展開していく)と市民全体の健康づくりを目指した事業展開の両面で充実させていく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ●特定健康診査の受診率の向上および保健指導率と質の向上 ●メボリックシフト・ホーム改善率の算定と向上 	B	健康推進課
			リーダーの養成	●健康づくり推進員39名、食生活改善推進員47名(H21年3月現在)、毎年、それぞれ養成講座を実施して増員を図っている。	●男性の推進員が2名しかいない。	B	<ul style="list-style-type: none"> ●推進員の人数の増加、活動の充実に伴い、育成支援のための職員の関わる時間も多くなっている。 ●男性の推進員が2名しかいない。(食生活改善推進員は女性に限っている) 	<ul style="list-style-type: none"> ●現在無償で活動している推進員活動をさらに地域に広げていこう、関係者と調整をとっていく。 ●健康づくり推進員は男性にも呼びかけていく 	C	健康推進課
			拠点となる保健センターの充実	<ul style="list-style-type: none"> ●H13年6月に市民健康館「さら・さくら」が、新たに健康・福祉の拠点施設として開所した。 ●H19年4月、保健センター内に、子ども未来センターを併設し、母子保健と保育、児童福祉との連携を強化した。 ●H15年4月に市民健康館隣に介護予防拠点施設「さくら工房」を開所。 	<ul style="list-style-type: none"> ●市民健康館内で運動事業を行う自主グループが多くなり、部屋の確保調整が必要になっている。 ●保健センターの駐車場が狭いため、近隣スーパーの駐車場を借りたり、事業時に駐車場の誘導を必要とする。 	A	<ul style="list-style-type: none"> ●市民健康館内での運動事業が自主活動も多くなり、部屋の確保調整が必要になっている。 ●市民健康館の駐車場がさらに必要。 ●保健センターの駐車場が狭い。近隣スーパーの駐車場を借りたり、事業時に駐車場の誘導を必要とする。 	●自主グループの健康館使用減免について、方向性を考えていく	B	健康推進課
		保健サービスの充実	保健センターのサービス機能充実	●H13年に市民健康館が建設され、成人老人保健事業が市民健康館、母子保健事業が保健センター中心で展開されるようになっていく。	(未達成内容なし)	B	●引き続き、医療福祉と連携を図り、サービスの推進を図る。	●予防接種事業・不妊治療助成・妊婦健診の拡充など、国の施策の変更点も多く、対応しながら、市民サービスの充実に努める。	B	健康推進課
			健診内容と教育・相談の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●三師会と連携し、健康プラン推進委員会で検討しながら、各種事業を推進している。 ●平成20年度からの特定健康診査・特定保健指導の開始に伴い、国保加入者への対応にも重点が置かれるようになった。 ●がん検診のMMG・前立腺等種類が増えている。H20年度から緑内障検診実施。その他実施医療機関も増えている。 	●予算、社会情勢、市民ニーズに対応しながら事業の取捨選択が必要。	B	<ul style="list-style-type: none"> ●医師会・歯科医師会と毎年打合せをしながら事業を実施しているが、今後さらなる医師会等との連携強化が必要となる。 ●乳がん・子宮がん検診の受診率が低い。 	●予算確保しながら、検診種目、実施方法、PRを検討する。実施に際しては、医師会等と十分な連携をとる。	B	健康推進課
			妊娠・育児健康相談業務の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●母子健康手帳交付時に妊婦にアンケート調査し、支援が必要な情報を得た場合、早期に支援を開始している。 ●保健師等による4ヶ月までの児を持つ家庭への全戸訪問をH18年度より実施し、子育ての不安の強い時期に支援をしている。 ●子育て支援センターや市内保育園、幼稚園などと連携し情報交換しながら地域で子育て支援に努めている。 ●関係機関との月一回育児支援会議を実施している。 	<ul style="list-style-type: none"> ●妊娠中や産後うつなど精神面での支援が必要な事例もでており、医療機関からの情報提供が有る場合は支援に繋げているが、なかなか表に上がってこない事例を如何にみつけるか、また保健センターが身近な相談機関として認知されることが必要である。 ●学校保健分野では養護教諭との連携はあるが、学童・生徒の思春期教育への取り組みが一部の学校に留まっている。 	B	<ul style="list-style-type: none"> ●近年ハイリスク家庭への個別訪問による支援回数が増えており、問題発生後に支援を開始する後手に回った支援になっている。様々な要因はあるが、母子保健の源は子供時代に愛情深く育てられたと感じる心が後の子育てに大きく影響することから、命の大切さを学ぶ思春期教育は重要な意味を持つ。 ●妊娠や子育てに関して悩みを抱えないよう身近な所で相談できる機会を増やす必要がある。 	●安心して育児ができる環境づくりと、子育てに自信をもち子供に愛情深く接していけるこころのゆとりと、親子が共に成長していけるようサポート体制を作ることが重要である。孤立する親や子をつくらない、見逃さないために地域での相談機関の充実を図り、子育て支援センターともさらなる連携をもち、専門職による健康相談・育児相談が地域で受けられる体制を作る。また、学校保健への関わりを強化していく。	C	健康推進課
			疾病予防の充実	個別接種のPRと知識の普及推進	●予防接種法に定める定期予防接種のうち、ポリオ・BCGを除く麻疹風疹、三種混合(破傷風、ジフテリア、百日咳)日本脳炎は、H12年度までに個別接種化し、学校予防接種ではH18年度より二種混合が個別化になった。接種率は種類により異なるが、平均70%台を推移している。	●ポリオはワクチンの製造過程上1人当たりの投与量が0.05mlと微量のため、1人用のワクチンが開発されず、どの自治体も集団接種で行っている。又、経口摂取するため、胃腸風邪の流行る時期を避け行う必要があり、通年実施することは難しいため、集団で行うことが効果的である。	B	●BCGワクチンはH20年より1人用ワクチンが開発され個別化も可能ではあるが、法律での対象年齢が生後6ヶ月までと短く、これまで4か月児健診と同実施により100%に近い接種率を保っているところを、個別化にすることで未接種者が出てくるのが危惧される。	●予防接種を全て個別接種化にすることより、予防接種は今の感染症発症を抑える大きな役割を担っており、効力を実証していることをより市民に周知し、予防接種で予防できる疾病については積極的に接種するよう接種率を上げるよう受診勧奨に努める。	C
		疾病予防体制の確立		<ul style="list-style-type: none"> ●国や保健所からの情報提供、指導に応じて対応している。 ●H20年後半から、新型インフルエンザに対する警戒が強くなってきている。 	●保健所を中心として対応しているため、体制づくり等には着手していない。	D	●新型インフルエンザに対する対策、行動計画の策定が必要。全庁的に取り組みが進むよう、情報提供・提案をしていく。国や保健所からの情報収集に努める。	●危機管理体制・医療対策等合わせて全庁的に対応する。	B	健康推進課

第4次総合計画の評価・総括【目標2 やさしさと生きがいあるまちづくり(いきがいのもり)】

政策	基本施策	中施策	小施策	これまでの総括		達成状況評価	今後の方向性		重要度評価	担当課		
				達成・推進状況	未達成内容とその原因		今後の課題	今後の展開方向				
健康づくり	医療	地域医療の充実	地域医療体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●尾北医師会をはじめ、歯科医師会、薬剤師会と協働事業を進めている。市民健康館内では、三師会の主催による健康講演会や健康相談を実施している。 ●健康プラン推進委員会は年2回開催している。 ●H20年に江南厚生病院が開院。小児救急センターが開設された。 	<ul style="list-style-type: none"> ●病院の医師不足等、地域医療全体の課題が出てきており、救急医療や休日診療について、検討の必要性が高まっている。 	C	<ul style="list-style-type: none"> ●病院の医師不足等、地域医療全体の課題が出てきており、救急医療や休日診療について、検討の必要性が高まっている。 	<ul style="list-style-type: none"> ●総合病院からの問題提起、国全体の地域医療の動向等、情報把握に努め、必要に応じ、医師会等関係機関と検討していく。 	B	健康推進課		
			訪問看護ステーションの充実	<ul style="list-style-type: none"> ●医療機関に受診に来ることが困難な患者に対し看護治療の支援を実施している。運営は医師会と業務契約して在宅介護支援センターの建物の一部を利用している。事業開始時は在宅看護の医療ニーズの増加が大幅に見込まれたが、H18年4月の要介護認定基準の見直しにより、対象者が減少している。 	(未達成内容なし)	C	<ul style="list-style-type: none"> ●今後は高齢化社会の進展とともに、対象者が増加することが予測される。 	<ul style="list-style-type: none"> ●引き続き、民間サービスの成熟度をみながら運営について尾北医師会支部と協議、検討していく。 	C	健康推進課		
			地域・広域の医療ネットワークの形成	<ul style="list-style-type: none"> ●医師会・歯科医師会等と打合せを必要に応じ実施している。 ●市民健康館建設以降、三師会との協力は強化された。 ●地域医療問題検討会（現健康プラン推進委員会）にて、課題があれば検討することになっている。 	<ul style="list-style-type: none"> ●システムとしてのネットワークはできていない。 ●H12年の介護保険法施行、健康増進法や医療制度改革によって、保健・医療・福祉それぞれの対応事業が大きく膨らみ、場所と職員の分散配置、専門化が進み、情報共有がしづらい面もでてきた。 	C	<ul style="list-style-type: none"> ●目まぐるしく変わる社会情勢や法律、制度の変化に対応する担当部署や連携のありかたそのものの検討が必要。 ●広域で対応するものと、きめ細かい市町村対応をようするものとの判断を要する。 	<ul style="list-style-type: none"> ●予算も合わせて、人同士の検討システム、電算システムのあり方を検討していく場を考える。 	C	健康推進課		
			看護専門学校等の運営支援	<ul style="list-style-type: none"> ●地域の要請としての広域的な医療の向上と共に、今到来しつつある高齢化社会に対応するためのマンパワーの確保を図るため尾北医師会が開設している尾北看護専門学校の運営経費に対して尾北管内の5市町と分担し補助している。 	(未達成内容なし)	B	<ul style="list-style-type: none"> ●尾北管内診療所や中小医療機関における医師と看護師の不足が依然として深刻な状況であり、卒業生の地元への就職などの支援活動が引き続き必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ●運営支援の方法について、尾北管内の5市町と医師会と協議、検討していく。 	C	健康推進課		
		救急医療の充実	救急医療体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●休日夜間における地域住民の救急医療の確保を図るため、休日急病診療にあたった医療機関が、夜間に於いても在宅当番医として診療を行い。また、第二次救急医療として、入院又は緊急手術を要する救急患者の医療を担当する総合病院へ支援を行うことで緊急入院、緊急手術を要する患者に対し適切な処置ができるようにしてきた。 	(未達成内容なし)	B	<ul style="list-style-type: none"> ●高齢化、核家族化が進む中、救急医療、小児救急医療に対するニーズが今以上に高くなる。 ●診療所や中小医療機関における医師と看護師の不足が依然として深刻な状況であり、引き続き支援が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ●救急医療や休日夜間の医療を確保するためには医師会・歯科医師会と行政が協働で事業を進めることが必要不可欠。この事業を進めるには犬山市単独では限界があり、今後も近隣市町(三市二町)と連携を図りながら対応していきたい。 	A	健康推進課		
			県の救急医療情報システムの活用	<ul style="list-style-type: none"> ●休祭日の昼間に救急の医療を必要とする市民に対して、医師会の内科系、外科系各1名ずつ、計2名の医師が、当番で応急の診察、治療を休日急病診療所で行っている。利用者数は年ごとに若干増減しながらも安定しているのは休日急病診療所が市民に認識されているからである。 	(未達成内容なし)	B	<ul style="list-style-type: none"> ●H20年6月に、「江南厚生病院」が開設したのに伴い、小児救急医療の広域体制の見直しがされ、こども医療センターが開設され、それと連動で休日急病診療体制を行っていく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ●引き続き、休日急病診療体制のあり方については、「犬山市休日急病診療所運営協議会」で検討していく。 	C	健康推進課		
		福祉の充実	地域福祉	福祉推進ネットワークの確立	公私協働の福祉推進ネットワークの確立	<ul style="list-style-type: none"> ●「障害者基本計画」「障害福祉計画」「高齢者保健福祉計画」「介護保険事業計画」「健康づくり計画」等の策定を通して、保健・医療・福祉の連携を図ってきた。 	<ul style="list-style-type: none"> ●公私協働の福祉推進ネットワーク確立には至っていない。 	B	<ul style="list-style-type: none"> ●ともに支え合い、ともに生きる地域を実現するために、地域社会を構成する誰もがパートナーシップの考えを持つよう心の醸成を図る。 ●地域福祉計画を策定する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ●地域福祉計画を策定する。 ●行政、地域住民、専門機関、事業所、ボランティア、NPOなど様々な主体が協力し、地域全体で多様な福祉サービスを提供できる仕組みを考えていく。 	A	福祉課
					関係組織などとの調整	<ul style="list-style-type: none"> ●庁内各課をはじめ、社会福祉協議会、各事業所、医療機関、関係機関等と連携を図りながら保健福祉サービスの提供に努めてきた。 	<ul style="list-style-type: none"> ●高齢者、障害者、在宅療養者等、保健福祉サービスの必要な人に必要なサービスが十分にできていない。 	B	<ul style="list-style-type: none"> ●関係組織との調整が必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ●利用者に最も適したサービスを提供するために、保健・医療・福祉の連携を強化し、地域資源の有効活用とネットワーク化を進める。 	B	福祉課

第4次総合計画の評価・総括【目標2 やさしさと生きがいあるまちづくり(いきがいのもり)】

政策	基本施策	中施策	小施策	これまでの総括		達成状況評価	今後の方向性		重要度評価	担当課	
				達成・推進状況	未達成内容とその原因		今後の課題	今後の展開方向			
福祉の充実	地域福祉	地域で支える福祉システムの創設	市民参画による福祉のまちづくり推進	●社会福祉協議会の機関紙の2ページに「ももやっこ」の名称でボランティア情報を掲載し、全戸配布している。	(未達成内容なし)	A	●地域福祉計画を策定するプロセスで市民参画を促す。	●地域福祉計画を策定する。	B	福祉課	
			ボランティアの確保・養成	●H19年度末のボランティア登録状況は102グループ、4033人が登録し、市民の約5%が登録している。 ●社協とのタイアップ事業として、H19年度は手話奉仕員養成、要約筆記など4種類のボランティア養成講座を44回開催し、57人が受講した。 ●小・中学生夏休み福祉体験学習を実施し、11校から373名の児童生徒が参加し、延べ463名が31施設で体験学習をした。	(未達成内容なし)	A	●ボランティアメンバー自体が高齢化し、後継者不足となっている。	●H19年度から始めた県社協との協働モデル事業「福祉学習サポーター養成プログラム」を継続実施する。 ●団塊の世代の中からボランティアの協力者を発掘する。	B	福祉課	
			地域相互扶助システムの確立	●地域でのつながりが希薄となり、相互扶助システムはできていない。	●行政の情報提供不足や地域における相互扶助意識の希薄化が原因と考えられる。 ●個人情報保護法の施行により、情報の共有化が困難となっている。	B	●地域扶助システムの1つである災害弱者の救済システムを早急に構築する必要がある。	●庁内各課や各種団体と連携を図りながら犬山市の地域性にあった災害弱者の救済システムを構築する。	A	福祉課	
			コーディネートシステムの確立	●社協にボランティアコーディネーター1名、相談員2名を配置している(H19年度相談件数173件)。 ●ボランティアセンター登録状況 105グループ、4,585名、ボランティア保険加入者1,689名。	●相談件数は減少傾向にある。その理由は、個人のネットワークの伸展と個人情報漏洩に対する危惧が考えられる。	B	●相談業務は福祉会館のみで実施しているため、市内の公共施設で分散開催も必要である。	●場所や時間に影響されることなく相談できるシステムとして、今後はインターネットの活用も視野に入れる。	B	福祉課	
		社会福祉協議会などへの支援	社会福祉協議会の支援	●H19年度収入状況(単位:千円)、収入合計267,541(100%)、市補助金 31,962(12%)、市委託金 107,301(40%) (うち、テイク・ビス、サロ 92,007 34%)	●介護保険制度の改正により、法人経営が左右される。	A	●介護保険制度の見直しは、実質的にサービス利用者の減少を招き、サービス提供単価も下落した。福祉はマンパワーが資本のため、社会福祉法人の経営も苦しくなり、他の事業に資金が回らなくなる可能性がある。	B	●高齢者や障害者の増加に伴い社会保障のニーズが高まるが、その要望に耐えうる体力が社協には必要となる。	B	福祉課
			防災ボランティア組織の育成	●ボランティア連絡協議会を組織し活動している。 ●協議会の活動内容は防災に関するものが主で、14回、444名の参加があった。 ●機関紙を発行し、全戸配布。特養などに絵手紙を配布した。	(未達成内容なし)	B	●ボランティア連絡協議会では、高齢化も進み、後継者不足を招いている。	●防災ニーズが多様化している中、社協がボランティア連絡協議会の窓口としての限界を感じている。また、福祉課が防災ボランティア組織の育成に関することはなじまない。	B	福祉課	
		拠点施設の整備	社会福祉協議会の拠点化	●テイク・ビスセンターを1箇所集約した。 ●生きがいサロン事業を老人憩いの家などを利用し8箇所実施した。 ●ホームヘルパー拠点は2箇所とした。	(未達成内容なし)	A	●介護保険法施行後は他の民間事業者の参入もあり、在宅の福祉サービスの提供は社会福祉協議会だけではなくなくなった。	●上位法(介護保険法・障害者自立支援法)改正に柔軟に対応できる体制が必要である。	B	福祉課	
			市民活動支援施設の整備	●保健福祉ゾーンには「市民の健康をテーマとした保健・医療・福祉の幅広い連携」を基本コンセプトとする犬山市民健康館(さら・さくら)を開設した。	●適当な施設がないため、地域のボランティア、民生委員、ホームヘルパーなどの活動の場を地域ごとに確保することはできなかった。	B	●活動の場の必要性を再検討する必要がある。	●活動の場の必要性を再検討し判断する。	B	福祉課	
			福祉施設の改善	●福祉会館では、H16年度に耐震改修、H17年度にエレベーターの改修、H19年度にオストメイト対応トイレの整備やAEDの設置を行うなど、人にやさしい施設となるよう努めた。 ●H18年に購入した28人乗りの福祉バスは、車椅子利用者が安心して利用できるよう乗降リフトと車椅子スペースを装備したものとした。	(未達成内容なし)	B	●福祉施設の改善予算の確保が必要である。	●福祉施設の改善にあたっては社会的弱者への対応を最優先とする。	B	福祉課	
		心の醸成	心の醸成	●小中学校での福祉実践教室は、16校、1,961名が参加した。 ●小中学生夏休み福祉体験は、11校、373名が参加した。 ●ボランティア養成講座は、44回、57名が参加した。	(未達成内容なし)	A	●小中学生向けは、時間が限られているため、内容を深く紹介できず、体験的なものに終わってしまう。	●福祉体験は継続的に行うことが必要である。	B	福祉課	
			思いやりの心の育成	●「秋桜・福祉まつり」、「わいわい犬山フェスティバル」などのイベント開催時に社会福祉協議会の協力を得て、体験コーナーを設け実施した。	(未達成内容なし)	B	●実施回数が少ないため機会を増やす必要がある。	●社会生活を営む上で最も大切な心を育む機会であるため継続が必要である。	B	福祉課	

第4次総合計画の評価・総括【目標2 やさしさと生きがいあるまちづくり(いきがいのもり)】

政策	基本施策	中施策	小施策	これまでの総括		達成状況評価	今後の方向性		重要度評価	担当課
				達成・推進状況	未達成内容とその原因		今後の課題	今後の展開方向		
福祉の充実	高齢者福祉	生きがいづくりと社会活動の参加支援	シルバー人材センターの充実	<ul style="list-style-type: none"> ●シルバー人材センターの運営を補助し、高齢者の就労機会を創出するための環境整備を行った。 ●企業・官公庁から高齢者に適した仕事を受託し、一般家庭からは家事や庭木の手入れなど生活援助の依頼を受けるなど、高齢者の個性や資質に合った労務を提供している。 ●シルバー人材センターでは、高齢者の家事援助である福祉家事援助サービスを実施するとともに配食サービスの配達業務を実施し福祉サービスとの連携を図っている。 	(未達成内容なし)	A	<ul style="list-style-type: none"> ●シルバー人材センターの運営に必要な援助を行うとともに、効率的な運営体制を強化するため必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ●安定した運営を行うため必要に応じて事務能力向上のための職員研修を実施する。 ●高齢者がこれまで培ってきた技能や知識を活かした就業機会の創出に結びつくよう業務の多様化を研究するとともに充実を図る。 ●H21年度から樹木のチップ化事業、子育て支援事業を実施する。 	A	長寿社会課
			生涯学習のリーダー育成	<ul style="list-style-type: none"> ●生涯学習課が実施する市民総合大学を活用した学習機会の提供や老人クラブと連携し老人福祉推進事業として書画など10分野のクラブ活動を支援し、生涯学習の機会を設けるとともにリーダーの育成に努めた。 ●コミュニティ推進協議会に対して夏祭りや清掃活動などの地域づくり事業への助成を行い、地域の活動を活発にし、高齢者を身近な地域社会で、住民とふれあったり支え合ったりすることや地域の見守りなど地域福祉への関心を高めた。 	(未達成内容なし)	A	<ul style="list-style-type: none"> ●引き続き、市民総合大学や老人福祉推進事業などを基本に生涯学習の機会の提供及び活動を基にしたリーダーの育成をする必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ●市民総合大学や老人福祉推進事業を基本に生涯学習の機会の提供及び活動を基にしたリーダーの育成を継続するものである。 	A	長寿社会課
			地域活動の奨励・支援	<ul style="list-style-type: none"> ●市老人クラブ連合会及び単位老人クラブを助成し老人クラブ活動を支援した。 ●その結果、市内各地区の単位クラブ数 69クラブ 会員数3,426人(平成20年4月1日現在)が趣味の活動や教養講座などの受講のほか、社会奉仕活動や町内行事へ参加し、健康の増進・教養の向上・仲間づくりなど、生きがいづくりを目的として活動を行っている。 	(未達成内容なし)	A	<ul style="list-style-type: none"> ●クラブ数、会員数が減少しないよう助成を継続する必要がある。 ●助成の他、老人クラブ活動が高齢者の生きがいづくりの場となるよう側面的な支援を行う必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ●老人クラブ数・会員数が減少しないよう、老人クラブに対し、指導員による密接的な指導を行うことにより老人クラブの活動が活性化するよう支援を行う。 	A	長寿社会課
			人にやさしい街づくり	<ul style="list-style-type: none"> ●「人にやさしいまちづくりモデル地区整備計画」に基づき、犬山駅東西連絡橋のエレベーター設置などのバリアフリー化を進めた。 	(未達成内容なし)	B	<ul style="list-style-type: none"> ●ハード面の整備であり直接的な実施施策ではないので、次期総合計画では高齢者の居住環境を整備する住宅改修への支援を基本とした事業へ転換する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ●人にやさしいまちづくりのコンセプトを継承しバリアフリーの観点での高齢者の居住環境整備を支援するためリフォームヘルプ等の助言や改修への助成を行う。 	B	長寿社会課
	在宅保健サービスの充実	訪問指導システムの構築	<ul style="list-style-type: none"> ●中学校区を単位とする5か所「地区在宅介護介護支援センター」と全市を対象とする「総合在宅介護支援センター」を設置し高齢者の総合相談の実施や高齢者を訪問して実態把握を実施した。 ●H18年度には地域包括支援センターを本センター及び5か所のサブセンターを設置し訪問・相談体制(システム)の充実を図った。 	(未達成内容なし)	A	<ul style="list-style-type: none"> ●実態把握体制と訪問体制のさらなる充実を図る必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ●在宅介護支援センターと地域包括支援センターサブセンターを整理・統合し高齢者の実態把握体制と訪問体制の強化を図る。 	A	長寿社会課	
		機能訓練施設の開設	<ul style="list-style-type: none"> ●市民健康館において、一般高齢者や特定高齢者を対象として運動機能の向上のための「筋力トレーニングルーム」を開催した。 ●老人福祉センター等を活用し、特定高齢者を対象とした閉じこもり予防のための「生きがいサロン事業」を送迎サービスを導入して実施した。 	(未達成内容なし)	A	<ul style="list-style-type: none"> ●地域支援事業として高齢者の状態にあった運動機能の向上などの介護予防サービスを提供する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ●地域包括支援センターを中心に引き続き、市民健康館や地区の老人福祉センター等を活用し、高齢者の状態にあった適切な介護予防サービスを提供するものである。 	A	長寿社会課	

第4次総合計画の評価・総括【目標2 やさしさと生きがいあるまちづくり(いきがいのもり)】

政策	基本施策	中施策	小施策	これまでの総括		達成状況評価	今後の方向性		重要度評価	担当課
				達成・推進状況	未達成内容とその原因		今後の課題	今後の展開方向		
福祉の充実	高齢者福祉	在宅福祉サービスの充実	介護支援事業の充実	サービス実施状況 (H19年度末現在) ●生活支援事業(自宅) 19人 (ヘルパーによる家事援助) ●デイサービス(犬山 ^テ イ) 登録者 202人 (機能訓練・入浴・食事の提供を受ける) ●ショートステイ(介護老人ホーム) 5件 51日 (家族の都合により一時的に介護する)	(未達成内容なし)	A	●ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯も増加していくが見込まれますので、サービスの内容や利用対象者、事業の周知について検討する必要があります。	●寝たきり等の高齢者を在宅で介護している介護者の負担を軽減し、高齢者の生活状況に応じて必要な事業を利用することができるよう、福祉サービスの充実を図るものである。	A	長寿社会課
			家庭介護の支援	サービス実施状況 (H19年度末現在) ●訪問理髪サービス 55人 (寝たきりの方の調髪・顔剃りのサービス提供) H21年度から訪問美容サービスを追加し、訪問理美容サービスとし女性に対応した事業とした。 ●リフォームヘルプ事業 43件 (安全で暮らせるよう住宅改修の相談) ●住宅改善費補助事業 3件 (住宅改善工事費用の9割助成)	(未達成内容なし)	A	●ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯も増加していくが見込まれますので、サービスの内容や利用対象者、事業の周知について検討が必要である。	●寝たきり等の高齢者を在宅で介護している介護者の負担を軽減し、高齢者の生活状況に応じて必要な事業を利用することができるよう、福祉サービスの充実を図るものである。	A	長寿社会課
			ひとり暮らし高齢者の支援	サービス実施状況 (H19年度末現在) ●緊急通報システム 128台 (消防署へ直接通報できる発信器を貸与) ●安否確認事業 239人 (週3日乳飲料を配達することで安否確認) ●食事サービス事業 63人 (平日昼食を宅配し手渡すことで安否確認)	(未達成内容なし)	A	●ひとり暮らし高齢者が安心して自立した生活を営むため、サービスの要件の見直しなど適切に行う必要がある。	●ひとり暮らし高齢者の見守り事業として、引き続き各事業を継続し、必要に応じて要件を見直し、今後、行政のみではなく、住民や事業者、NPOなどと連携しながら地域での体制構築を検討するものである。	A	長寿社会課
			高齢者の安全確保と保護対策の強化	●民生委員及び保健薬局薬剤師を「在宅介護相談協力員」として委嘱し、また、地域包括支援センター(本所)と5箇所のサブセンター、5箇所の在宅介護支援センターからなる見守りネットワークを機能させている。	(未達成内容なし)	A	●在宅介護支援センターと地域包括支援センターサブセンターを統合し高齢者にわかりやすい相談窓口の整備や見守りネットワークを強化する必要がある。	●地域住民による高齢者の見守り体制の強化を図り、保健所、警察など関係機関との連携を強化し、認知症高齢者や高齢者虐待などに重点を置いて実効性のある見守りネットワークの構築を目指すものである。	A	長寿社会課
			グループホームへの支援	●認知症対応グループホームを整備するため、設置者となるNPOへの財政支援を行った。	(未達成内容なし)	A	●特定の法人への財政支援を改め、介護保険事業計画により施設整備を図る必要がある。	●介護保険事業計画により施設整備を図る。	B	長寿社会課
			介護保険への対応	●介護保険サービスや介護に関する保健・医療・福祉サービスをワンストップで提供するため、H18年度に地域包括支援センター本センターを市役所に設置するとともに中学校区を基本に5か所の地域包括支援センターサブセンターを設置した。	●先行して高齢者の総合相談窓口として設置した各地区の在宅介護支援センターと地域包括支援センターとの役割が不明瞭であり市民にわかりにくいものとなっている。	A	●介護保険サービスや保健・医療・福祉サービスをワンストップで提供するため在宅介護支援センターと地域包括支援センターサブセンターを整理・統合する必要がある。	●在宅介護支援センターと地域包括支援センターサブセンターを整理・統合する。	A	長寿社会課

第4次総合計画の評価・総括【目標2 やさしさと生きがいあるまちづくり(いきがいのもり)】

政策	基本施策	中施策	小施策	これまでの総括		達成状況評価	今後の方向性		重要度評価	担当課
				達成・推進状況	未達成内容とその原因		今後の課題	今後の展開方向		
福祉の充実	高齢者福祉	施設保健福祉サービスの充実	保健福祉ゾーンの計画的整備	●H13年保健福祉ゾーン「ゆとらりあ」の中核施設として市民健康館が建設された。 ●老人福祉施設めぐ森・知的障害者通所施設ひびき作業所・厚生施設ひかり学園・里山学センターとともに、施設整備は進んでいる。	●施設周辺の駐車場や憩いの場、ふれあいゾーン整備等、まだ未整備のところがある。	B	●具体的計画の整理をしながら市民健康館駐車場整備を優先にして整備を計画する。	●予算状況もみながら整備を進める。	C	健康推進課
			新規施設の整備検討	●H13年の市民健康館建設により達成できた。老人ホーム、ケアハウスについても建設済み。	(未達成内容なし)	A	●一応の達成をしている	(該当事項なし)	C	健康推進課
			地域福祉サービスセンターの開設	●H11年度に、福祉に関する総合相談窓口の機能を持った地域福祉サービスセンターを開設した。	●行政内の担当部局と検討会を実施しているが、相談後の問題解決に向けた連携に不十分なところがある。	B	●H19年度より、県の補助金が廃止となったため、地域福祉サービスセンターの運営のあり方について検討する必要がある。	●予算状況をみながら、地域福祉サービスセンターの運営のあり方について検討していく。	B	福祉課
			既存施設の改善	●養護老人ホーム、老人福祉センター、老人憩いの家については、施設改修計画に基づいて、適切に修繕工事を実施して維持管理している。 ●デイサービス事業や介護予防事業を実施する施設では、玄関アプローチをバリアフリーにするとともに手すりの設置やトイレを洋式へ変更し、高齢者にやさしい施設を整備している。なお、利用者からの改善要望はない。 ●楽田老人福祉センターに駐車場を整備し身障者専用区画を設置した。	●全ての施設を対象としたバリアフリー化は、実施していないものの、施設ごとの利用形態によって高齢者にやさしい施設を整備している。	A	●バリアフリー等の整備を施す前に、屋根防水改修や外壁塗装等の施設維持管理に対する修繕工事を実施する必要がある。	●現行の施設による利用形態が定着しているため、積極的なバリアフリー化を実施するものではない。 ●まちづくり交付金を活用したバリアフリー化の実施を考慮するものである。	A	長寿社会課
			高齢者の生きがい支援施設の整備	●S60年度に供用開始した高齢者活動センター及びH4年度に供用開始した南部高齢者活動センター、加えて3か所の作業所によって高齢者に軽作業による就業機会の提供を行っている。 ●就業者数はH12年度をピークに近年はその7割程度の数を推移しており、施設の教的規模は充足されているため、新たな整備を要するものではない。	●就業者数から施設数は充足されており、未達成内容はない。	A	●高齢者がやがてきた技能や知識をさらに活かした就労の場を具体化する必要がある。	●シルバー人材センターと連携し、就労業務の多様化を図るとともに高齢者がこれまで養ってきた技能や知識を活かした就労の場の提供を提供するものである。	A	長寿社会課
		サービス提供体制の確立	高齢者サービスセンターの開設	●中学校区を単位とする5か所「地区在宅介護介護支援センター」と全市を対象とする「総合在宅介護支援センター」を設置し高齢者の総合相談体制を確立した。 ●H18年度には地域包括支援センターを本センター及び5か所のサブセンターを設置し、充実を図った。	(未達成内容なし)	A	●H22年度を目途に両センターの統合を目指し、さらなる高齢者総合相談体制の充実を目指す必要がある。	●両センターの統合により保健・福祉・介護に係る相談を高齢者の状態に関係なく対応できるようなワンストップ体制を確立するものである。	A	長寿社会課
			ボランティアの育成と活性化	●ボランティアセンターに属する福祉ボランティア団体に加え、市民活動の支援に関する条例に登録する市民活動団体やNPO法人を育成するための環境整備や側面的な支援を実施している。 ●地域でひとり暮らし高齢者の見守りや支援の行うボランティアを育成するため、そうした活動を実践する「日の出住宅なごみの会」の活動をPRしている。	(未達成内容なし)	A	●ボランティア団体、NPO法人、市民活動団体の数は、年々増加しているものの、行政と協働で福祉サービスを担う地位に属する団体はないため、そうした役割を担う団体の育成が重要である。	●市民活動の支援に関する条例に基づく環境整備や側面的な支援を継続し、保健福祉サービスを担うボランティア団体等を育成を推進するものである。	A	長寿社会課
			マンパワーの確保と養成	●介護保険制度の実施に併せ、H11～17年度まで、ホームヘルパー養成講座を開催し2級ホームヘルパーを養成した。 ●民間事業者による養成も実施される中で、ホームヘルパーの数も充足されているため、H17年度をもって事業を完了した。	(未達成内容なし)	A	●事業を完了したため今後の課題はない。	●事業を完了したため今後の展開方向はない。	A	長寿社会課

第4次総合計画の評価・総括【目標2 やさしさと生きがいあるまちづくり(いきがいのもり)】

政策	基本施策	中施策	小施策	これまでの総括		達成状況評価	今後の方向性		重要度評価	担当課
				達成・推進状況	未達成内容とその原因		今後の課題	今後の展開方向		
福祉の充実	児童福祉	家庭における子育ての支援	相互交流の支援	●犬山市子育て支援センター・つどいの広場・城東第2子育て支援センターで、子育ての悩みなど受け止め、関係機関と連携し援助している。 ●児童館・児童センターにおいて子育て広場を毎日開催し、地域の親子が気軽に集い、交流を図っている。	(未達成内容なし)	B	●センターや施設を知らない方がいたり、設置場所から遠方の人、交通手段のない人が利用しにくかったりする。 ●少子化、核家族が進み、子どもを取り巻く環境が大きく変わるなか、子ども同士・世代を超えたふれあいが少なく、子育てへの不安も増加している。 ●保健センター等で、子育て支援に関わる機関を紹介するなど、低年齢の子どもを持つ親へのさらなる周知が必要である。	●地域子育て支援拠点施設として支援センター、つどいの広場、子育て広場を運営し、その事業実施を通して子どもや親の相互交流を支援していく。また、事業内容の充実を図る。 ●居住地域を中心に自主的な子育てサークル(仲間作り)ができるようアドバイザーの派遣や相談、支援を実施する。 ●地域子育て支援拠点施設の広報に努め、地域の子育て家庭の支援をしていく。 ●センター未開設の園も含め、各園では週1回園庭等を開放し未就園児及び保護者の交流の場、子育て相談等を実施しており、さらに充実していく。	B	子ども未来課
			地域子育て支援センターの設置	●保育園(2か所で実施) H14.4橋爪子ども未来園に開設(犬山市子育て支援センター) H19.4城東第2子ども未来園に開設(城東第2子育て支援センター) ●その他(8か所で実施) H13.6市民健康館(さら・さくらつどいの広場) H20.4~各児童館・児童センターに開設(子育て広場)	(未達成内容なし)	B	●小集団で子育ての悩みを互いに話し合えるようにしたり、行事等で広く参加しやすい雰囲気を作っていく。		B	
			子育て支援短期保護の充実	●一時保育実施園、公立(2か所で実施)、H14.4橋爪、羽黒南で実施、私立(2か所で実施)、H12.4犬山さくら保育園、H15.4白帝保育園で実施	(未達成内容なし)	B	●保育園への入園までにはいたらないが一時的に保育園の利用が必要となる家庭は多く存在している。 ●子育て家庭の親の負担軽減も求められており、一時保育のニーズは高まっている。 ●実施場所から遠方の人、交通手段のない人が利用しにくい。 ●一時保育を知らない方、利用されたことがない方もおられる。	●緊急・一時的な利用に対応するため、より身近な場所に設置することを目標に設置箇所の増設を進めるべき。 ●既存施設の広報に努める。	B	子ども未来課
			母子生活支援施設の充実	●自立支援が必要な母子家庭等に住居を提供しながら、生活全般について相談・指導等を行っている。また、自立までの通過施設ととらえるのではなく、退所後の相談・訪問支援についても適宜行っている。 ●DV等により、緊急避難の必要性のある母子家庭等に対する保護も行っており、シェルター的な役割も担っている。	(未達成内容なし)	A	●母親等が精神疾患により自立困難な家庭が増加している。また、同様に子どもの心のケアについても必要性が高まっている。そのためにも、支援において、より専門的な見地からのアプローチができるような体制の整備が必要。 ●入所の母子家庭等について、自立の支援を始めるに当たっては、最初に経済的な問題に直面するケースが多い。そのため、当面の資金を工面できるような制度の研究が必要。	●DV・離婚等の原因により、自立の支援が必要な母子家庭等に、住居の提供、就労支援等を行うとともに、児童の健全育成に今後も継続して努めていく。	A	子ども未来課
			各種児童手当制度の充実	●ひとり親家庭への市独自の手当制度として、犬山市遺児手当制度を引き続き行っている。 ●他課(市民、健康推進、税務)と連携し、周知に努めている。 ●HPに掲載するとともに、年3回程度広報に掲載している。	●ひとり親家庭手当制度については、申請手続きが煩雑なため、相談に来庁されたものの申請されない(または、遅れる)方が目立つ。しかし、手当の趣旨上必要なため、制度の理解を広めるよう努めなければならない。 ●外国人は言語の問題から、制度を知らない場合が多い。	B	●各種手当ともに、申請漏れのないように周知に努める必要がある。	●他課とのさらなる連携をし、制度の周知を図っていく。	C	子ども未来課
		子育てと仕事の両立支援	保育の充実と保育所の適正配置	●幼保「同一カリキュラム」を作成し、H15.4より実践している。 ●0歳児保育の拡充、保育時間の延長、定員の拡大などニーズに応えた保育を実施している。 ●大規模改修を順次行い安全・安心な保育環境づくりを進めている。	●施設の耐震化に伴う大規模改修は計画的に順次進めている途中である(H21年度：楽田東・羽黒南子ども未来園、今後実施予定：羽黒・丸山子ども未来園)。	B	●子育て環境の変化により、子育て・親育てなど、保育園が果たす役割が変化し、保育ニーズも多様化しているため、対応していかなければならない。 ●3歳未満児の入園児の増加、長時間利用者の増加などにより、職員体制の充実や子どもの生活の場として、ふさわしい施設整備が課題となっている。	●保護者の多様な保育ニーズへの対応のため職員の資質向上、保育内容・職員体制の充実を図る。	B	子ども未来課

第4次総合計画の評価・総括【目標2 やさしさと生きがいあるまちづくり(いきがいのもり)】

政策	基本施策	中施策	小施策	これまでの総括		達成状況評価	今後の方向性		重要度評価	担当課
				達成・推進状況	未達成内容とその原因		今後の課題	今後の展開方向		
福祉の充実	児童福祉	健やかに子どもが育つ環境の整備	児童遊園・ちびっこ広場の整備促進	●老朽化した遊具を取替工事の実施や毀損しているフェンスの補修工事を随時行い安全性の向上に努めている。 ●樹木(低木)の剪定及び草刈等は各町内会に管理業務を委託し、町内毎で定期的の実施することで地域住民との協働で維持管理を実施している。	●遊具やフェンスなど施設内備品の補修工事は、予算の範囲があるため全てにおいて改修工事を実施することは現実的に困難である。危険度の高い順番から随時実施していくことで現在は対応している。	C	●一部の地区に複数ある、一地区には広場がない等、施設自体の存在意義があるのか、等各施設の配置状況について、都市公園も含めての再検討が必要。	●引き続き各施設の整備を実施することが必要であるが、ちびっこ広場の施設配置も含めた全体的な見直しをすることも必要な時期にきていると思われる。	B	公園緑地課
			児童センター事業の充実・推進	●各児童館・児童センターにおいて子育て広場「ぼんぼこ」を開催し、親同士・子ども同士の交流の場や子育て情報を提供するなど、子育て支援を実施している。 ●季節の行事も取り入れ、放課後の児童が自由にあそべる場を提供している。 ●シルバー人材センターや地域ボランティア等と連携し、事業を推進している。	●地域の児童すべてを来館対象としているが、放課後は、児童クラブに登録している児童の利用が多く、一般児童の利用が少ない。	B	●子育て広場参加者の中には子育てに不安を持っている家庭があるので、気楽に相談できる人的・物的環境を整える。 ●学校や地域と連携して、地域の児童が気楽にあそびに来られる場としての工夫が必要。 ●地域のボランティア協力者を広げたり、地域の集まりなどに参加して連携を進める	●保健センター、民生児童委員などと連携し、情報を共有して、子育て支援をしていく。 ●地域コミュニティなどへの児童館・児童センターだよりの配布、小中学校での校内放送による案内など広報を工夫していく。 ●子育てに関わるすべての組織と連携できることをアピールしていく。	B	子ども未来課
			放課後児童健全育成事業の推進	●各児童クラブが定員を超えたが、1年生から3年生までは2割増までの入会を認め、待機児童を作らないようにしてきた。定員をはるかに超えたところは分室で対応してきた。	●適正な集団規模としての方向性が必要。	B	●登録児童が70名を超える児童クラブは、順次分割する ●職員の研修や担当者会議をとおして、資質向上に努める。 ●活動内容を工夫し、より豊かな生活の場を提供する。	●H22年を目途に、大規模児童クラブを分割する。	A	子ども未来課
			母子通園事業の充実	●子どもの発達上、何らかの助言・援助が必要な児童と保護者に対し、保育士による療育や相談事業を行っている。また、専門療法士による言語訓練・理学療法・作業療法・音楽療法も併せて行っている。 ●障害者自立支援法に基づいた児童デイサービス事業と集団療育事業を行っている。	●家族が子どもの障害を認めたくないという思いが強いのは当然のことであるが、その思いを乗り越え、いかに療育に結びつけていくかが問題である。	A	●発達障害児が増加傾向にあり、就園・就学時の各関係機関との連携を今以上に図っていく必要がある。 ●子どもの状況を気にかけていない保護者に対し、相談まで結びつけていくプロセスの構築。	●幼稚園・保育園の障害児保育へと繋ぎ、就園後もそれらの施設と保護者のパイプ役を担っていることから、今後もより支援体制の充実を図っていく。 ●サービス内容の充実を図っていく。	A	子ども未来課
			ふれあい交流事業の推進とリーダー育成	●児童館を中心として、高齢者、児童、乳幼児との交流活動を行っている。 ●大山市子供会育成連絡協議会(市子連)において、かつては駅伝大会やソフトボール大会を実施していたが、近年は、ドッベル大会を実施し、子どもたちの交流や体力づくりを図ってきた。	●児童のふれあい交流事業を推進するため、児童館の交流活動の多様化を図る。 ●市子連加入子供会が減少しているため、交流事業の推進が困難である。	B	●児童館の交流事業のリーダーの育成のため、中学生の参加を呼びかける。 ●各単位数子供会を育成支援する市子連組織を再構築し、加入しやすい市子連とする。	●児童館を中心として高齢者、地域ボランティア、中高生、小学生、乳幼児などの幅広い交流を図る。 ●役員はボランティア参加として、市子連加入を促進するとともに、体力づくりなどを含めた行事を企画し、子どもや保護者の交流に努める。	B	子ども未来課
			健全育成指導体制の強化・充実	●365日24時間対応の直通電話を設置し、いつでも相談が受けられる体制を整えている。 ●要保護家庭の早期発見と適切な対応をするために要保護児童対策協議会を設置。メンバーには、児童相談センターや家庭児童相談室など、子育てに関わる各関係機関が連携をして、適切な対応を図っている。	(未達成内容なし)	A	●それぞれの機関と緊密な連携を図り、情報を共有しながら適切な対応をしていく。 ●専門的知識の習得に努めながら、より密度の濃い相談・指導をしていく。 ●子育て等の問題について、相談しやすい体制を作っていく。	●要保護家庭の早期発見を目標に、保健センター等の乳幼児から関わる機関との連携を強化していく。 ●様々な相談先を広報や市のホームページ等を使いPRしていく。	A	子ども未来課
相談事業の充実	●母子家庭等における広範囲な相談業務に対応するため、母子自立支援員を配置して対応している。	●最近の経済情勢等も含めて、相談の内容が複雑化していることもあり自立支援員のみでの対応では限界が出てきた状況である。また、相談業務を実施するにあたり他担当との連携も必要になるが、なかなか調整がとれていない部分もある。	B	●相談業務をより適切に行えるように組織体制を再検討することが必要である。	●母子家庭等への対応は、関係機関との連携をより深めて展開していく。	B	子ども未来課			

第4次総合計画の評価・総括【目標2 やさしさと生きがいあるまちづくり(いきがいのもり)】

政策	基本施策	中施策	小施策	これまでの総括		達成状況評価	今後の方向性		重要度評価	担当課
				達成・推進状況	未達成内容とその原因		今後の課題	今後の展開方向		
福祉の充実	障害者(児)福祉	自立と社会参加	雇用の拡大	<ul style="list-style-type: none"> ●障害者が地域で障害者自立支援法に定める就労継続支援を早期に利用できるよう、新体系事業への移行を事業者に働きかけ、H20年4月から障害者の自立と社会参加に向けた就労継続支援を行い、必要な訓練及び職業の提供を図っている。 ●障害者の自立に向けて、ハローワークや障害者職業センター等との連携を図っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ●障害者の専門的・総合的な就業指導就業講習等の機会の提供等を行うが受入企業の理解等がまだまだ不十分なため、一般就労に結び付くケースが少ない。 ●事業主に対し、障害者雇用のための各種助成制度やジョブコーチの活用などの周知が行き届いていない。 	B	<ul style="list-style-type: none"> ●障害者職業センターや障害者職業能力開発校等の活用の推進 ●事業主に対する各種助成制度やジョブコーチ派遣事業等の周知 ●ハローワーク、障害者職業センター等との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ●障害者の専門的・総合的な就業指導等を行う障害者職業センター等の活用を促進し就業を支援する。 ●事業主に対する各種助成制度やジョブコーチ派遣事業等の周知徹底を図るため、ハローワークや関係機関等との連携を強化し、啓発活動を推進する。 	B	福祉課
			地域活動への参加支援	<ul style="list-style-type: none"> ●障害者が地域活動等に参加するためには、障害者を支援する障害種別に合わせたボランティアが不可欠であるため、障害者団体の開催する各種団体行事の運動会、社会見学等には、各種ボランティア団体が支援を行っている。また、参加するための移動には、介助員の派遣等も行っている。 	(未達成内容なし)	A	<ul style="list-style-type: none"> ●障害者を支援する各分野のボランティア団体の育成や各種ボランティア養成講座の開催の周知徹底を図る必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ●ボランティアのつどい等で各ボランティア団体の活動状況等を積極的にPRしていく。 ●各種ボランティア養成講座の開催を周知徹底していく。 	B	福祉課
		在宅サービスの充実	在宅福祉の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●障害者自立支援法の施行に伴い、居宅介護等の訪問系サービス、自立訓練、就労移行支援等の日中活動系サービス並びに相談支援、移動支援等の地域生活支援事業に在宅のサービス体系が見直しされ、利用者の利用希望に合わせて支援を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ●訪問系サービスの利用需用の増加に対応するための新たな事業所の確保ができていない。 ●日中活動系サービスでは、福祉施設から一般就労への移行や障害者の雇用促進が進んでいない。 	B	<ul style="list-style-type: none"> ●訪問系サービスを実施する事業者の確保が必要である。 ●学齢期の日中活動系サービス実施事業者の確保が必要である。 ●精神障害者の社会復帰のために医療機関、保健所等の関係機関の連携が必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ●訪問系サービスや日中活動系サービス実施事業者へサービスの充実を図っていただくよう働きかけを行っていく。 ●精神障害者の社会復帰のため、医療機関、保健所等との連携を図り社会適応訓練等の推進を図っていく。 	B	福祉課
			人材の確保・育成	<ul style="list-style-type: none"> ●社会福祉協議会において、ボランティア育成事業として、手話講座、要約筆記講座、視覚障害者支援ボランティア養成講座の開催を随時行っている。 ●福祉ボランティア団体の育成と人材確保(H20.6.1現在、37団体1,032人)に努めている。 	<ul style="list-style-type: none"> ●ボランティア育成事業における各講座において、受講者が定員に達していない状況である。 	B	<ul style="list-style-type: none"> ●ボランティア養成講座への参加者を増やす必要がある。 ●福祉ボランティア団体の更なる育成と人材確保が必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ●各種講座の開催を市広報、ホームページ等で掲載する等市民へのPRを徹底する。 ●訪問系サービスの充実を図るためにも、障害福祉サービス事業者の確保並びに事業者に対し、人材確保とその質の向上を図るよう働きかける。 	B	福祉課
			給付・補助制度などの充実	<ul style="list-style-type: none"> ●障害者のニーズに合わせ、補装具や日常生活用具の給付を適正に行っている。 ●障害者には、市で単独扶助料の支給を行ったり、社会参加するための移動の手段として、重度の障害者に対しては、タクシーの基本料金の助成を行っている。 	(未達成内容なし)	A	<ul style="list-style-type: none"> ●各種助成制度の更なる周知徹底を図る必要がある。 ●障害者のニーズに合わせた新たな日常生活用具の給付が必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ●各種助成制度の更なる周知徹底を図る。 ●障害者のニーズを把握し、新たな日常生活用具の給付等を図る。 	B	福祉課
			デイサービスの推進と充実	<ul style="list-style-type: none"> ●障害者自立支援法の施行により、従来の障害者デイサービス事業が廃止となり、平成18年10月から地域活動支援センターとし、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ●手芸、押し花等の創作的活動や革細工等による機能訓練等の機会を提供している。 	A	<ul style="list-style-type: none"> ●障害者のニーズに合わせた創作活動等の事業内容や新しいメニューの検討が必要である。 ●現在、地域活動センターは充足しているが、今後ニーズが増加すると見込まれるため、サービスの充実が必要となる。 	<ul style="list-style-type: none"> ●利用者のニーズを把握し、事業内容等の検討をしていく。 ●サービス事業者に対し、サービス内容等の充実を図るよう事業者に働きかけを行っていく。 ●地域活動センター事業について、利用者確保のために広くPRを図っていく。 	B	福祉課
			グループホームの整備	<ul style="list-style-type: none"> ●障害者が地域で自立して生活を営むうえでは、グループホーム等は必要不可欠な事業である。そのため、市内事業者に働きかけ、国県の補助事業を活用して、グループホーム及びケアホームの整備を図った。 	<ul style="list-style-type: none"> ●現在、市内にグループホーム及びケアホームは4事業所8か所あるが、報酬単価が安いことと地域住民からの理解が得られない等により整備が進まず、地域移行を推進するうえでもまだまだ不足している状況である。 	B	<ul style="list-style-type: none"> ●地域にグループホーム及びケアホームの整備が必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ●市内事業者に限らず、地域の事業者に対し、グループホーム及びケアホームの整備について積極的に働きかけていく。 	B	福祉課
			施設の整備・充実	施設の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●障害者自立支援法では、身体障害者及び知的障害者の入所施設利用者の地域移行を推進しているため、現在は入所施設の整備でなく居宅系サービスであるグループホームやケアホームの整備を図っている。 	(未達成内容なし)	A	<ul style="list-style-type: none"> ●入所施設の整備でなく、居住系サービスであるグループホームやケアホームの整備が必要である。 ●緊急時に対応できるショートステイの事務所が必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ●障害者が地域生活や社会生活を営むために、居住系サービスのグループホームやケアホームの整備・充実を図っていく。 	C
		入所施設の整備		<ul style="list-style-type: none"> ●障害者自立支援法では、精神障害者の社会復帰を推進しているため、長期入院患者や施設入所者の地域移行を図るため、グループホームやケアホームの整備を図っている。 	(未達成内容なし)	A	<ul style="list-style-type: none"> ●入所施設の整備でなく、居住系サービスであるグループホームやケアホームの整備が必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ●障害者が社会復帰や社会生活を営むために、居住系サービスの整備・充実を図っていく。 	C	福祉課
		人にやさしい街づくり		<ul style="list-style-type: none"> ●障害者の社会参加を促進するために、国の補助事業を活用して、福祉会館及び南部公民館にオストメイト対応トイレを設置した。 	(未達成内容なし)	A	<ul style="list-style-type: none"> ●公共施設の多目的トイレへの改修や段差の解消等を実施する必要がある。 ●公共施設には車椅子で対応できる障害者駐車場の確保が必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ●改修可能な場合には、公共施設の多目的トイレへの改修や段差の解消等を実施していく。 ●公共施設内には車椅子で対応できる障害者駐車場の確保を行う。 ●民間事業者に対し、障害者用駐車場の確保等の協力依頼をしていく。 	B	福祉課

第4次総合計画の評価・総括【目標2 やさしさと生きがいあるまちづくり(いきがいのもり)】

政策	基本施策	中施策	小施策	これまでの総括		達成状況評価	今後の方向性		重要度評価	担当課
				達成・推進状況	未達成内容とその原因		今後の課題	今後の展開方向		
福祉の充実	社会保障	生活保護	実態の把握	●民生委員には3年毎の一斉改選時に生活保護行政について説明し、加えて実態把握についての協力を依頼した。 ●社会福祉協議会とは生活資金の融資事業などについて、常に情報を交換しその活用を図った。	(未達成内容なし)	A	●民生委員と最新の生活保護受給者情報を共有する必要がある。	●民生委員との生活保護受給者情報共有については、提供方法や情報内容を検討した上で実施する必要がある。 ●関係機関とは、より一層の連携強化を図り、実態把握に努める。	B	福祉課
			相談・援助・指導の充実	●社会福祉主事資格の無い相談職員が配置された場合は、配置1年目に資格を取得させ資質の向上を図ってきた。 ●他法他施策優先の原則を遵守するとともに、受給者の状況に合わせて関係機関との連携を図ってきた。	●相談件数の増加に伴い、相談職員（ケースワーカー）が不足し、相談時の複数対応ができない場合が多くなった。	B	●保護世帯の増加に伴い、相談職員（ケースワーカー）を1名増員し3名とする必要がある。 ●専任の査察指導員を配置する必要がある。	●適正な職員配置を要望していく。 ●生活保護事務の負担軽減を図るため生活保護システムを導入し、有効に活用する。	A	福祉課
			貸付制度の活用	●面接相談により必要な情報を得た上で社会福祉協議会の貸付制度を紹介し活用してきた。	(未達成内容なし)	A	●貸付制度に対する幅広い知識の習得が必要である。	●最低年1回、貸付制度の研修機会を設ける。	B	福祉課
		介護保険	介護保険事業計画の推進	●介護保険法第117条により3年毎に計画を策定するため、H11年度に第1次介護保険事業計画を、以後H14、17、20年度に策定した。	(未達成内容なし)	A	●3年毎に計画を見直し、介護給付見込み及び介護保険料の算定をするが、介護給付費の増加に伴い負担も増加すると考えられ、65歳以上の高齢者ほどの程度までの負担をしてもらえるか。高齢者が増加し、高齢者がスタンダードとなる時代に向かって必要なサービスをどのように見込んでいくのか難しい判断を迫られる。	●高齢者の増加に伴い、介護サービスの利用も増加すると考えられ、給付と負担のあり方について検討が必要となる。	A	長寿社会課
			介護サービスシステムの構築	●施設整備では、特別養護老人ホームをH16、19年度に増床した。在宅サービスは、通所介護、グループホーム等の整備が図られ介護サービスの充実を図った。	(未達成内容なし)	A	●H18年度の制度改正で在宅介護重視へと方針転換されたため、施設は国の参酌標準に従いながら、在宅についてのサービス提供体制を充実する必要がある。	●今後は、認知症高齢者の増加が見込まれるので、その者を対象としたサービスの充実が必要となる。また入所できる施設を国の参酌標準の範囲内でいかに確保していくかが課題となる。	A	長寿社会課
			市独自の給付検討	●地域包括支援センターの包括的・継続的ケアマネジメント事業としてH18、19年度に介護支援専門員研修を実施した。 ●介護者の交流会となる介護者のつどいを年に2回開催している。	●例示のようなサービスは、H17年度を最後に県補助金を財源とした福祉サービスは終了し、市単独による独自のサービス提供体制となっている。	A	●市独自の給付やサービスの創出は、その必要性を検討して実施するものとし、地域支援事業交付金を活用した一般高齢者や特定高齢者を対象とした地域支援事業として、介護予防事業を実施する必要がある。	●地域支援事業交付金を活用した地域支援事業として介護予防事業の充実を図るものである。	A	長寿社会課
		国民健康保険	財政基盤の安定化	●H15年度に保険基盤安定制度が拡充され、新たに保険者支援分が創設。対象金額の2分の1を国が、4分の1を県が負担。 ●H18年10月より、国民健康保険団体連合会による保険財政共同安定化事業が開始。高額な医療費発生に対するリスク回避のため、県下全保険者で運営している。	●国庫負担金のうち、療養給付費等負担金については、いわゆる「三位一体の改革」の中で負担割合が40%から34%に引き下げられた。ただし、減率6%分については、県の交付金となった。地方分権、税源移譲の時代の趨勢から考えると、制度創設当時の50%への国負担復元は難しい状況にある。	B	●全国的に国民健康保険財政は厳しい状況にあり、健康保険全体の枠組みを見直す動きもある。県単での運営、広域連合化も視野に入れつつ、事業運営を進める必要がある。	●市単独で広域化を進めることは困難であるが、将来の再編・統合を見込み、支出の大半を占める給付の的確な把握と保険税負担率について、常に検証し、バランスの取れた財政運営を目指す。	A	保険年金課
			医療費の適正化	●H7年度から開始した「がん検診への助成」は受診率が順当に伸びている。 ●H14年度から新たに脳ドック事業、H16年度から人間ドック事業を開始した。 ●レセプト点検専門員（パート雇用）による全レセプトの点検を実施している。	●保健事業について、拡大実施したにもかかわらず、被保険者の増加、高齢化、医療の高度化等の要因により、医療費は増え続けている。	C	●H20年度から、健康診査の枠組みが変わり、医療保険者ごとに実施する「特定健診」の制度が発足。国民健康保険として、対象被保険者の受診率向上が今後の課題である。	●特定健康診査・保健指導実施計画に基づき、受診率向上を目指すとともに、健診の目的である生活習慣病予備群の把握と生活改善の指導により、高額な医療費の必要な生活習慣病の発生を減少させ、長期的な視野で医療費の抑制を目指す。	A	保険年金課
			健康管理の啓蒙	●医療費のお知らせを2か月に一度発送している。 ●看護師による頻回・多受診者への訪問指導を実施している。 ●H19年度からは医療費の動向等についても広報に掲載している。	●国民健康保険担当では、被保険者に対する健康管理の認識向上を検証することが困難であったため、達成状況自体が不明瞭である。健康推進課との連携が不十分であったことが原因と考える。	B	●H20年度から実施された特定健診のうち、メタボ予備群と診断された人に対し、保健師による保健指導を実施することとなった。保健指導の受講率を上げ、健康管理に対する意識を高め、行動変容を促すことが課題となる。	●H20年度から始まった、特定健診・保健指導の事業実施を進める中で、健康推進課との連携を深め、保健師中心の啓蒙・指導体制を確立する。	A	保険年金課

第4次総合計画の評価・総括【目標2 やさしさと生きがいあるまちづくり(いきがいのもり)】

政策	基本施策	中施策	小施策	これまでの総括		達成状況評価	今後の方向性		重要度評価	担当課
				達成・推進状況	未達成内容とその原因		今後の課題	今後の展開方向		
福祉の充実	社会保障	国民年金	加入勧奨の推進	●H13年度までは、20歳になった市民と、受給権を得るための最終可能年齢である34歳の市民に対して、市から個別に通知を送付するなど加入勧奨に努めていた。	●H14年度から保険料の収納事務が社会保険事務所へ移管されたことにあわせ、職員体制が縮小され、市が行う年金事務は、第1号被保険者の届出を受理し、社会保険事務所へ進達する事務など一部分に限られたこともあり、積極的な加入勧奨活動は行わなくなった。	C	●今後も、市が市民に対して直接個別に加入勧奨することはないが、社会保険事務所（日本年金機構）が行う勧奨のために、対象年齢者のリストを提供するなどの協力体制を維持する必要がある。	●市民の老後の安心を守るため、未加入や保険料の未納を防ぐよう、社会保険事務所（日本年金機構）と連携を図り、制度の啓発活動を推進していく必要がある。	D	保険年金課
			相談業務の拡充	●リーフレットの配布、広報への定期的な記事掲載等啓発活動を進めた。 ●年金相談を毎週火・金に開設し、年間平均約1,300件の相談を受け付けた。 ●H20年度には、愛知社会保険事務局との連携の下、社会保険労務士によるねんきん特別便に関する相談窓口を開設した。	(未達成内容なし)	A	●新たにH21年4月から12月までの間、月1回開設されることになった一宮社会保険事務所による出張相談窓口について、更なる回数の増と、社会保険庁解体後の平成22年1月以降も継続して開設されるよう要望を続けていく必要がある。	●年金記録問題の解決に向けた社会保険事務所（日本年金機構）の取り組みに、市民に最も身近な窓口である市として、引き続き協力をしていく必要がある。	C	保険年金課
		福祉医療	医療費助成の適正化	●市民ニーズの高まり、近隣市町の動向、県補助制度の改正等の社会情勢の変化を受け、子ども医療と精神障害者医療について助成対象の拡大を図ってきた。 ●一方で、医療制度改革、県補助制度の改正により、老人医療、戦傷病者医療、福祉給付金については、廃止、縮小をしてきた。	●助成対象の拡大に重きがおかれてきたため、給付と負担の均衡も視野に入れた適正化までは踏み込めておらず、近年福祉医療助成費は大きく増加している。	B	●福祉医療のうち特に子ども医療について、子育て支援の観点から、通院に係る助成対象者の更なる拡大を求める声が多いが、財政状況が一層厳しくなることもあり、対象者に一定の自己負担を求めていくことも検討する必要がある。	●市単独事業として助成対象者の拡大を図る際には、利用状況を十分検証したうえで財政状況や他市の状況等を総合的に勘案し、必要な場合には、自己負担や償還払い等の新たな手法を導入することも検討する。	B	保険年金課
			医療費の適正化	●H13年度からH19年度まで、国庫補助による老人医療適正化対策事業として、レセプトを受給者番号順に並び替えし、縦覧点検するレセプト点検事業と、健康推進課の保健師と連携した看護師による重複・頻回受診者を対象とした訪問指導事業を実施し、医療費の適正化に努めた。	(未達成内容なし)	A	●医療制度改革により、H20年に老人保健制度が廃止され、後期高齢者医療制度に変わって、保険者が愛知県後期高齢者医療広域連合となり、レセプトが市へは来なくなったため、市として医療費の適正化に取り組むことはなくなった。	●保険者である愛知県後期高齢者広域連合が、医療費適正化推進事業を実施する場合には、被保険者に最も身近で窓口となる市は協力、連携していく必要がある。	D	保険年金課

第4次総合計画の評価・総括【目標3 歴史と文化を伝え豊かな心を育むまちづくり(まなびのもり)】

政策	基本施策	中施策	小施策	これまでの総括		達成状況評価	今後の方向性		重要度評価	担当課
				達成・推進状況	未達成内容とその原因		今後の課題	今後の展開方向		
歴史・文化の継承と創造	歴史・文化財	歴史・文化のネットワークづくり	歴史・文化のネットワークづくり	●市民総合大学敬道館における「歴史文化学部（①古代史学科、②明治加ガヤ史学科、③中近世史学科）」及び青塚古墳ガイダンス施設における「まほら講座」、青塚古墳に係るセミナーや市民ミュージカルを実施しネットワークづくりに取り組み、受講者及び参加者の中から一部自主的な活動グループが誕生した。	(未達成内容なし)	B	●団塊世代の退職に伴い、歴史・文化に理解を示す市民の活動を支援する方策について検討する必要がある。	●歴史と文化を前面に打ち出した犬山固有のまちづくりを進めるために、市民ネットワークづくりを積極的に進める人材の発掘と育成が必要	C	歴史まちづくり課
			既存施設や人材の活用	●既存施設として、市民文化会館、公民館、青塚古墳ガイダンス施設等を活用した。 ●講演会やセミナーの講師では(財)犬山城白帝文庫や周辺自治体の学芸員、博物館明治村の学芸員の活用を図った。	(未達成内容なし)	B	●市民の中から歴史・文化の造詣が深い有為な人材の発掘	●「犬山市歴史的風致維持向上計画」における文化財の保存・活用に関わっている住民、NPO等各種団体の状況及び今後の体制整備の方針に基づき、歴史・文化に関わる市民団体等の活用を図る。	C	歴史まちづくり課
			学習環境の整備	●市民総合大学敬道館において、市民誰もが楽しんで学習する環境を整えている。 ●市内の文化財、社会教育施設を結ぶ小径については未達成である。	●市内の文化財、社会教育施設を結ぶ小径については未達成である。	C	●市が所有又は管理する施設(文化史料館、旧磯部家住宅、どんでん館)において、市民が歴史・文化の学習ができるように環境整備を検討する。	●上記の施設等において、犬山の歴史・文化に関わりのある企画展、学習会等を開催する。	C	歴史まちづくり課
			文化史料館の整備拡充と新規施設の検討	●武家文化の紹介を行うため文化史料館に(財)犬山城白帝文庫による歴史文化館を設け、成瀬家にまつわる資料を展示し、文化史料館入館者の増加を図ることが出来た。 ●文化史料館別館をからくりをテーマにした展示施設とした。	●新規施設としての博物館は未整備	B	●老朽化した文化史料館の施設リニューアル ●犬山城と城下町の歴史・文化を発信する施設としての位置付けと専門職員の配置	●「犬山市歴史的風致維持向上計画」の中で犬山市文化史料館リニューアル事業を位置付けた。	A	歴史まちづくり課
		文化財の保護	文化財の保存・整備・活用	●主要文化財である青塚古墳はH12年に整備を終え一般公開した。 ●東之宮古墳はH16年から発掘調査を開始しH29年に整備を終え一般公開する計画である。 ●妙感寺古墳は調査時期未定である。旧成瀬家別邸整備については多額の経費が見込まれ中止とした。 ●ヒトツバタゴ自生地は土地所有者の理解を得て周辺整備を行った。	●旧成瀬家別邸の整備が出来なかったのは、多額の整備費を要するため費用対効果の視点で取り止めた。	B	●登録有形文化財の保全に対する技術的及び経費的支援の方策を決定する必要がある。 ●未指定の歴史的建造物に対する保全の方策を決定する必要がある。 ●地域の文化財を保存又は活用していく人材を育成する必要がある。	●「犬山市歴史的風致維持向上計画」に基づき市内の文化財の保存又は活用を図る。	A	歴史まちづくり課
			総合的な文化財保護対策の推進	●総合的な文化財保護対策として、地域資源である歴史・文化等を学習する方策と機会を示した「全市博物館構想」を策定した(H14年)。 ●(財)犬山城白帝文庫に対して運営及び財政的な支援を行い歴史的資料の調査・記録・保存・公開を図った。	●市内に存在する文化財を調査の上把握し文化財を総合的な保存・活用するための基本的な構想については、別に「全市博物館構想」を策定したため未達成。	B	●文化財の保存と活用状況に関して、包括的に把握し基本的な構想を策定する必要がある。	●文化財の保存と活用状況に関して文化財保護審議会委員の協力を得て「基本構想」を策定していく方向で検討を行う。	A	歴史まちづくり課
			郷土の遺物・工芸品収集	●文化史料館において、市民からの寄贈、寄託等により収集した。	●資料の収集については、専門的な職員が不在のため計画的に進んでいない。	C	●文化史料館における体制の充実	●文化史料館のリニューアルを機に専門職員を配置し体制の充実を図り文物の収集に努める。	B	歴史まちづくり課
		歴史・文化財の理解と市民意識の高揚	意識の高揚	●古墳をテーマにした学習会や市民ミュージカルの開催、歴史的資料を活用した市民総合大学専門学部「歴史文化学部」を博物館明治村で開催するなどして市民意識を高揚した。	(未達成内容なし)	B	●城下町地域における住民の意識高揚	●伝統的建造物群保存地区指定を目指す城下町地区本町通り沿線住民のまちづくり意識の高揚 ●犬山祭東山所有13町内住民に対するまちづくりの説明と周知	B	歴史まちづくり課
			歴史ガイドボランティアの育成	●犬山祭保存会・(財)犬山城白帝文庫・犬山歴史研究会に対し、文化史料館での事務局提供及び財政的支援を行った。 ●補助団体の犬山歴史研究会から歴史ボランティアガイドグループが発生した。	●羽黒、楽田、城東、犬山地区における歴史ボランティアグループ育成の取り組みができなかった。	C	●歴史・文化をテーマに活動している市民グループとの連携 ●活動の中心となる人材の発掘と育成	●団体(犬山祭保存会、(財)犬山城白帝文庫、犬山歴史研究会、NPO法人犬山城下町を守る会)の横断的な連携の推進 ●団体に対して情報提供、事務局支援、活動助成等を行い歴史ボランティアガイドの育成を推進する。	C	歴史まちづくり課
			「歴史文化だより」の発行	●文化史料館においての「犬山焼」、「犬山祭」、「人形からくり」、「郷土芸術家」等をテーマにした特別展や(財)犬山城白帝文庫との共催による企画展を開催した。	●「歴史文化だより」については、市広報に適宜情報を掲載することで市民に対する啓蒙を図ったため未発行である。	C	●インターネット、携帯電話の活用 ●大量の退職世代の関心と呼ぶ情報の創造	●インターネット、携帯電話が普及した社会に対応した情報伝達と啓発手法の確立 ●月2回発行する市広報を有効的に活用した情報伝達と啓発手法の確立	C	歴史まちづくり課

第4次総合計画の評価・総括【目標3 歴史と文化を伝え豊かな心を育むまちづくり(まなびのもり)】

政策	基本施策	中施策	小施策	これまでの総括		達成状況評価	今後の方向性		重要度評価	担当課
				達成・推進状況	未達成内容とその原因		今後の課題	今後の展開方向		
歴史・文化の継承と創造	文化	文化活動の振興	芸術文化拠点としての市民文化会館の充実	●施設カルテを作成し、計画的に設備のメンテナンスを実施している。 ●利用者の要望に沿うよう設備・備品の充実を図っている。	●築後25年を経過した施設で、老朽化が進んでいる。計画的に設備の更新、修繕を実施しているが財政的理由により、十分に実施されていない。	C	●限られた予算の中で、施設を良好に維持していくため、定期点検の回数を増やし、故障や破損を素早く把握して修繕することにより安全を確保する。	●施設の老朽化は確実に進行していくので、点検の回数を増やし、その都度修繕を実施し、施設の維持を図っていく。 ●財政的に許されるなら、施設の全面的リニューアルを実施する。	B	社会教育課
			企画力強化と自主事業の充実	●市民参加型の事業として、市民芸能祭・市民音楽祭・犬山市民第九演奏会を始め、市民ミュージカルや市内に活動拠点がある劇団メイのミュージカル上演等を積極的に開催している。 ●自主事業として、演劇、歌謡ショー、クラシック、子供向け催事を実施している。	(未達成内容なし)	B	●有名歌手のコンサート、落語などある程度集客・収益の見込める事業と、クラシックの演奏会のように集客・収益力に劣る事業があるが、いずれも市民ニーズは高い ●市民参加型事業は、経費は全て市負担で収益を全く見込んでいない。	●集客と収益の許容範囲を設定し、その中で企画できる事業を実施していく ●市民参加型事業についても、参加費や協力金等について考えていく。	B	社会教育課
			参加型事業の充実	●市民展は、今年で54回目の開催となり、運営方法、開催規模は当初より確実に充実している。 ●市民参加型事業は、毎年実施の芸能祭、音楽祭のほか、第九演奏会、市民ミュージカル等が開催されている。	(未達成内容なし)	B	●犬山市内や近隣市町で活動する劇団・楽団・サークル等が参加できる事業を考える。	●単に、経済的援助や場所の提供ではなく、公演として集客・収益が見込める事業とする。	B	社会教育課
			既存施設を活用した場の確保	●南部公民館は、市民展、市民ギャラリー、公民館講座・クラブ等で定期的に施設を使用しており、一般の利用者が使いづらくなっている。	(未達成内容なし)	B	●南部公民館以外の公民館や学供、楽田ふれあいセンターを含めて利活用を図る。		B	社会教育課
		新しい文化の創造と活動の支援	自主的活動団体の育成・支援	●文化協会は65団体、970人で構成され、市民展、芸能祭、茶華道展等数々の事業を実施している。 ●音楽文化協会は、8団体で構成され、音楽祭、定期演奏会、各種大会・行事に参加している。	(未達成内容なし)	B	●文化協会も会員の高齢化に伴い、参加団体・会員数の減少が見受けられる ●会員数の減少により、会費が減少し、会の運営に支障が生じるおそれがある。	●常設展示場の設置により、発表の場を提供するにより会員の創作意欲の向上につながる。また、文化協会の活動を広く市民に周知することができる。	B	社会教育課
			犬山らしさのある文化創造	●市民参加型のイベントとして犬山市民ミュージカル、犬山市民芸能祭、犬山市民音楽祭等を開催している。	(未達成内容なし)	B	●市民が参加する芸能祭において会場の都合や財政上の問題により、参加を希望する全ての団体が参加できない。	●特に財政上の問題がネックとなっており、参加団体から参加費用を徴収することも考えなければならない。	B	社会教育課
		歴史文化の保存継承	犬山祭の文化財指定への働きかけ	●「犬山祭の車山行事」がH18年に国指定の民俗文化財となった。	(未達成内容なし)	A	(該当事項なし)	(該当事項なし)	D	歴史まちづくり課
			指導者・後継者の育成	●「犬山祭の車山行事」がH18年に国指定の重要無形民俗文化財となった。	●犬山祭に係る「からくり人形戯調査」によるDVD記録作成等により、伝統技術の記録と伝承を図った。 ●犬山祭保存会や石上げ祭伝承保存会に対して財政的な支援を行うと共に、両団体と連携し指導者や後継者の育成に努めた。	C	●犬山祭実施町内における若年世代への祭礼技術の継承	●小中学校に対する「からくり人形」や「お囃子」を使用した伝統文化の体験学習による普及啓発 ●犬山祭保存会の地元高校生徒に対する「からくり振興」	C	歴史まちづくり課
			伝統文化のまちづくりへの活用	●歴史的建築物を登録有形文化財へ登録した。 ●登録有形文化財を活用した文楽鑑賞会やお雛様展示等を開催した。 ●犬山祭車山巡行を行う秋のお城まつりを開催した。 ●これら伝統文化を活用して地域の活性化に結びつけた。	●伝統文化を生かしてまちづくりを進める意識啓発が未達成	C	●まちづくりに資する伝統文化の保存と活用計画の検討	●文化財の保存と活用に関する「歴史文化基本構想」の策定	A	歴史まちづくり課
			歴史・文化資料の調査・収集・研究	●H10年の犬山市史刊行後、文化史料館において歴史・文化史料の調査・収集・研究を進めた。	(未達成内容なし)	C	●文化史料館を市民からの文化財に関する各種問い合わせに答えられるように体制の充実を図る必要がある。	●文化史料館のリニューアルに合わせ施設機能と職員体制を充実方向で検討する。	A	歴史まちづくり課
			市民学習グループの育成	●犬山祭保存会、犬山歴史研究会に対して文化史料館を事務局として提供した。また団体に財政的支援を行い、育成と支援に努めている。 ●青塚古墳では、ガイダンス施設を利用して考古学について学習する市民グループの活動を支援している。	●活動する市民学習グループに限りがあるのは、活動の中心となる人材育成の取り組みが実施されていないことによる。	C	●活動の中心となる人材の発掘と育成について検討する必要がある。	●犬山祭保存会、(財)犬山城白帝文庫、犬山歴史研究会、NPO法人犬山城下町を守る会などの既存団体と意見交換会・情報交換会を開催することにより、歴史・文化の担い手育成について検討を行う。	C	歴史まちづくり課

第4次総合計画の評価・総括【目標3 歴史と文化を伝え豊かな心を育むまちづくり(まなびのもり)】

政策	基本施策	中施策	小施策	これまでの総括		達成状況評価	今後の方向性		重要度評価	担当課
				達成・推進状況	未達成内容とその原因		今後の課題	今後の展開方向		
生涯福祉の推進	学校教育	幼児教育	体験学習や育児相談の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●各研修参加、公開保育実施などにより教師の資質向上を図り、子ども一人一人の個性を大切に教育を実施した。 ●自然体験学習の機会を多く持ったり、子どもの自発的な遊びを充足させ個性を伸ばすようにしてきた。 ●子育てに悩みがある保護者に対しては、適宜情報提供、アドバイスを行った。 	(未達成内容なし)	B	<ul style="list-style-type: none"> ●新教育要領に基づいた教育が実践できるよう内容を理解する。 ●教員免許更新制により該当者は受講し、最新の知識を得る。 ●育児相談における個人情報の徹底管理及び専門的知識を高める。 	<ul style="list-style-type: none"> ●教育要領を十分理解し、小学校教育へつなげることが幼保小の連携となる。 ●子どもの発達に不安がある保護者の相談が増えているので慎重に対処することや、専門的な知識を身につける必要がある。また、場合によっては専門機関を紹介することも必要である。 	A	学校教育課
			保育所との連携・交流	<ul style="list-style-type: none"> ●幼稚園と保育園が同じ教育を提供できるように、保育指針、教育要領のすり合わせを行い、同一カリキュラムを作成、実施した。 ●研修会、公開保育、各研究会、講演会などに参加した。 ●近隣の保育園（丸山子ども未来園）との交流を行った。 	(未達成内容なし)	B	<ul style="list-style-type: none"> ●どの子どもも同じ教区を受ける権利があるので、それぞれの特徴や歴史を踏まえて充実させていくことが必要。 ●同一カリキュラムを使用しているため、互いの教育を知ったり共通理解したりする事が今後も必要。 ●就学先が同じになる子もいるため、交流は有効である。 	<ul style="list-style-type: none"> ●合同研修会参加、公開保育などは、資産向上のためにも必要である。 ●公開保育などは、未来園で実施されることが殆どなどで、機会があれば幼稚園でも実施し、幼稚園教育の理解につなげる。 	B	学校教育課
			地域に開かれた幼稚園づくり	<ul style="list-style-type: none"> ●PTA役員を中核にして、家庭との連携を図り、地域にとけこめるよう努力している。 ●保育参加、保育参観、マザーティーチャーなど保育者が積極的に参加できる行事を計画した。 ●隣接する公園をPTAと共に清掃し、地域の一人として行動した。 ●毎週火曜日、地域の未就園児親子に園庭を開放している。 ●保護者の子育て力アップを図る。 	(未達成内容なし)	A	<ul style="list-style-type: none"> ●家庭の強みや理解なくしては園の運営は不可能なので、より連携が必要。 ●園に足を運んで子どもを実際に見ることで、子どもの成長を実感でき、園への理解につながる。 ●遊び場の提供だけではなく、親同士の情報交換の場になれるよ橋渡しをする。 ●ステップアップ講座、PTA主催の講演会を継続させ、学ぶ機会を提供し子育ての意義を高める。 	<ul style="list-style-type: none"> ●地域の方に見守られて子どもは成長することが望ましいので、積極的にかかわりがもてるように行事内容を検討し、周知する。 ●子どもを豊かな人間関係の中で育てることが大切。 	B	学校教育課
		義務教育	特色ある学校づくり	<ul style="list-style-type: none"> ●子ども同士、教師と子どもの人間関係を築きやすく、個に応じた指導を容易にする少人数学級ときめ細かい指導と多様な学習活動を可能とする少人数授業やTT授業を生かした学級編制を、学校の判断を尊重し進めている。 	(未達成内容なし)	B	<ul style="list-style-type: none"> ●平H21年度より新学習指導要領の実施に向けての移行期間に入り、算数、理科等の時間数が増え、全学年、全時間を少人数やTTで授業を行うことが難しくなる。 	<ul style="list-style-type: none"> ●少人数授業やTTで培ってきた指導法や子ども同士の関わりを最大限に生かし、これまで以上に、全教科、全領域で少人数学級のよさを発揮できる、授業づくり、学習集団づくりに努めて生く。 ●そのための学校内、学校間での授業研究を深め、交流を活発にしていける。 	A	学校教育課
			地域と連携した学校外活動の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●学校と家庭・地域が一体となり「子ども大学」を開設し、学校では学習できない体験的活動を実施している。 ●学校の施設や運動場をスポーツ少年団や地域住民に開放している。 	<ul style="list-style-type: none"> ●子ども達の望む活動を必要な数だけ、活動の場を設置できていない。 ●子どもの地域参加は、保護者の地域参加であり、保護者の地域離れが子ども達の地域での活動を鈍らせている。(子供会等) 	C	<ul style="list-style-type: none"> ●子ども達の地域理解と地域での役割の理解を深め、地域の中で自分を生かす役割を考えさせる。 	<ul style="list-style-type: none"> ●これまで以上に、地域の人材や地域の自然、施設等を学校教育の中に取り入れ、地域と一体となった教育活動を展開し、子ども達の地域での意識を高める。 ●学校の施設や運動場、人材を地域の活動のために積極的に活用を図る。 	B	学校教育課
			地域に開かれた学校づくり	<ul style="list-style-type: none"> ●月1回の学校公開日を実施した。 ●学校説明会を行い、授業公開と保護者・地域住民との懇談を実施した。 ●総合的な学習の時間や学年・学校行事に、保護者、地域住民を活用しての授業や活動を実施した。 ●学校の施設や運動場をスポーツ少年団や地域住民に開放した。 	<ul style="list-style-type: none"> ●図書館やコンピュータ室の開放については、学校の施設が開放を前提として建てられていないので、現状実施されていない。(西小の図書館は除く) 	A	<ul style="list-style-type: none"> ●ハード的な開放だけでなく、ソフト的な開放について一層考慮する。 	<ul style="list-style-type: none"> ●今後も保護者、地域の理解を得ながら、学校、家庭、地域が一体となった学校づくりを進める。 	A	学校教育課
			国際化・情報化への対応	<ul style="list-style-type: none"> ●小学校へ2名のNET(native english teacher)、中学校へ4名のNETを配置し、国際理解と英語によるコミュニケーション能力の育成に努めている。 ●小学校、中学校とも情報教育のカリキュラムを作成し、一人に1台のコンピュータが使えるコンピュータ室で情報活用能力の育成に努めている。 	(未達成内容なし)	B	<ul style="list-style-type: none"> ●H21年度より新学習指導要領実施に向けての移行期間に入り、英語学習が小学校へも導入されるが、十分な授業時間が確保できない。 ●新学習指導要領の実施に向けての情報教育推進の環境整備を整える。 	<ul style="list-style-type: none"> ●NETと担任教師のTTによる英語学習に加え、担任教師単独で行う英語学習も実施する。そのための研修会を持ち、教師の英語指導の向上を図る。 ●H22年度の小中学校のコンピュータの機種更新に新学習指導要領に向けた検討をする。 	A	学校教育課
			いじめ・不登校対策	<ul style="list-style-type: none"> ●各学校でいじめ・不登校等対策委員会を設置し、職員の共通理解と早期対応にこころがけている。 ●いじめや不登校を起こさない、仲間づくりや居場所づくりを共生・協同の学習と生活の中で築いている。 ●学校を開き、児童生徒の姿を直接見てもらい、保護者、地域の方に理解を図っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ●問題を持つ児童生徒に応じた校内指導と地域や関係機関との連携組織が不十分である。 	A	<ul style="list-style-type: none"> ●学校と家庭・地域、関係機関の連携できるネットワークづくりをする。 	<ul style="list-style-type: none"> ●適応指導教室や家庭児童相談所等と連携を密にして、早期対応、早期解決ができるネットワークを構築する。 ●民政児童委員など地域の関係機関と連絡、協力を密にしたネットワークを構築する。 	B	学校教育課

第4次総合計画の評価・総括【目標3 歴史と文化を伝え豊かな心を育むまちづくり(まなびのもり)】

政策	基本施策	中施策	小施策	これまでの総括		達成状況評価	今後の方向性		重要度評価	担当課
				達成・推進状況	未達成内容とその原因		今後の課題	今後の展開方向		
生涯福祉の推進	学校教育	義務教育	豊かな心の育成	<ul style="list-style-type: none"> ●学び合いの学習により、互いの良さを認め合い、互いに高め合う思いを高めている。 ●総合的な学習の時間において、福祉や環境、地域の文化、自然等について、課題を持ち探求的に取り組んでいる。 ●養護教諭を中心に、「命の学習」を小中学校全校が協力して実践している。 ●2校に1名の図書館司書の配置と学校職員との協力により、子ども達が進んで本に親しめる、図書館経営を進めている。 	<ul style="list-style-type: none"> ●子ども達が調べ学習等に使う、学校図書が不十分である。 	B	<ul style="list-style-type: none"> ●今後、総合的な学習の時間が縮小していくことにもない、カリキュラムの見直しが必要である。 ●市立図書館と学校図書館司書の連携を密にする。 	<ul style="list-style-type: none"> ●学校図書館に、読書センター、学習・情報センターとしての機能を充実させ、総合的な学習の時間や教科の授業に活発な利用を図る。 ●市立図書館と図書館司書同士の会議や連携により学校間の協力体制を強化する。 	B	学校教育課
			障害児の社会参加と地域社会の理解促進	<ul style="list-style-type: none"> ●特別支援教育コーディネーターを中心に障害をもつ子の支援をする校内の組織ができています。 ●校内の就学指導委員会と市の就学指導委員会により、その子に適した就学が検討できています。 ●子ども未来センターとの連携により、専門家の指導を受けることができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ●支援を必要とする児童生徒の数に比べて、専門家による支援を得られる体制が不十分である。 ●保護者や地域の方の、特別支援教育についての理解が不十分である。 	B	<ul style="list-style-type: none"> ●発達障害のある児童生徒のニーズに応じた指導を行うための支援体制を整える。 ●カウンセラーなどの専門的な支援や指導を得られるよう関係機関との連携を図る。 ●特別支援教育に対する職員や保護者の理解を深める。 	<ul style="list-style-type: none"> ●個別の指導計画、個別の教育支援計画を各学校で作成し、障害のある児童生徒のニーズにあった支援をしていく。 ●学校と特別支援教育に関わる関係機関との連携を密にし、障害をもつ児童生徒の自立を図る支援を進める。 ●特別支援教育研究協議会と連携し、職員や保護者等の研究の場を持つ。 	A	学校教育課
		教育施設の整備・充実	学校教育施設の整備・充実	<ul style="list-style-type: none"> ●屋内運動場の耐震工事を実施した（H16年まで）。 ●校舎の耐震化を実施した（H17～21年度）。 ●衛生管理基準に基づく給食施設の改修や設備の充実を図ってきた。 ●AEDや地震情報を設置し利用者の安全を図っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ●施設が多岐にわたり、老朽度も著しく、費用がかさむため、応急処置の範囲を脱することができていない ●衛生管理の基準や学校間ネットワークの構築等ニーズが常に変化しているため、多くの課題が残っている 	B	<ul style="list-style-type: none"> ●雨漏りや電気通信、給水管、排水管等の老朽化が著しいため更新が必要 	<ul style="list-style-type: none"> ●老朽校舎等の大規模改修及び建て替えを計画し実施していきたい。 ●太陽光発電等環境に考慮した施設づくりを目指していく。 	A	学校教育課
			余裕教室の有効利用	<ul style="list-style-type: none"> ●余裕教室は少人数授業の教室及び特別支援の教室、相談室などに利用している。 	(未達成内容なし)	B	<ul style="list-style-type: none"> ●特定の地区においては今後5～7年後以降に子どもの数が減少すると見込まれるため、余剰教室の活用について検討すべきである ●学校施設は全体に老朽化しているため、新たな利用をする場合には改修費用が多くかかる 	<ul style="list-style-type: none"> ●先進事例を含め、情報を的確に把握し、時代のニーズに合った教室利用を進めていく 	B	学校教育課
大学・研究機関との連携	体験学習の場としての連携	<ul style="list-style-type: none"> ●大学と連携した講座として、名古屋経済大学公開講座を実施しているほか、中部大学、いぬやまe-コミュニティとも連携し小学生の親子を対象にロボット塾を開催している。 ●子ども大学を名古屋経済大学の施設、設備を利用して開催している。 ●エコアプリーダーの会の協力で里山学センターで自然体験学習を開催している。 	(未達成内容なし)	B	<ul style="list-style-type: none"> ●他の大学や研究機関との連携、交流も模索していく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ●連携する大学、研究機関を広く模索していく中で、現在、学習の場が比較的高齢者と小学生の親子が対象になっているので、対象者を拡大していく必要がある ●大学・研究機関にもメリットがもたらされるような推進体制を研究していく必要がある。 	C	社会教育課		

第4次総合計画の評価・総括【目標3 歴史と文化を伝え豊かな心を育むまちづくり(まなびのもり)】

政策	基本施策	中施策	小施策	これまでの総括		達成状況評価	今後の方向性		重要度評価	担当課
				達成・推進状況	未達成内容とその原因		今後の課題	今後の展開方向		
生涯福祉の推進	社会教育	学習機会と内容の充実	事業の体系化と機会の拡充	●市民総合大学では、一般教養学部と歴史や環境など様々な分野について学ぶ専門学部を開催している。幼児の親子向けの講座から高齢者教室への支援まで幅広く学習のニーズに応えている。	(未達成内容なし)	B	●ニーズにあわせたわかりやすい体系づくりが必要である。	●現在の各講座を継続して実施していくとともに、ニーズをつかみ、よりわかりやすく体系化していく必要がある。	B	社会教育課
			特色ある講座・学級の開設	●市民総合大学専門学部の歴史文化学部等において、郷土について学ぶ機会を設けているが、開設については、明治村等と連携して行っている。	(未達成内容なし)	B	●さらに学習資源を活用していく必要がある。郷土の特性を掘り下げ、市民の関心を高める事業展開を研究する必要がある。	●研究団体などと連携し、学習資源を掘り起こし活用していくことで学習機会の拡充を図っていく。	B	社会教育課
			公民館活動の活性化	●毎年15前後の講座を開講し、200名を超す受講者がある。また、講座修了者によるクラブ、同好会等も20団体に及んでいる。●講座の内容も茶華道、料理、パン教室等多種多様で参加しやすい工夫をしている。	(未達成内容なし)	A	●市民の関心の高いもの、流行のものを取り入れた講座を新たに開講し、参加者の増加を図っていく。	●団塊世代が定年を迎え、公民館講座への関心は益々高くなってきている ●中高年の生涯学習の場として、公民館講座の必要性は高まっている。	B	社会教育課
		人材の育成・確保・活用	リーダーの育成・確保	●ボランティアについては、市民講師の登録制度があり、情報の提供をしている。	●地域のリーダーの発掘・活用が不十分である。	C	●さらなる人材の発掘とその活用が必要である。	●地域のリーダーの発掘・活用とあわせ、ボランティアの活用重点を置いて事業を展開する必要がある。	C	社会教育課
			人材バンクの設置検討	●人材バンク登録制度を実施し、冊子とホームページで公開している。	(未達成内容なし)	B	●現行のまま継続していく。	●更新を増やし最新の情報を提供する必要がある ●市関係各課と連携し人材情報のネットワーク化を図る。	C	社会教育課
			有資格者の育成	●南部公民館を中心とした公民館に公民館主事を配置し公民館講座を実施している。	(未達成内容なし)	B	●公民館に社会教育主事等を配置した事業の展開が行われていない。	●必要な施設を対象に有資格者の配置を検討し必要な事業を展開していく。	C	社会教育課
		生涯学習支援体制の整備	生涯学習情報の提供	●成人対象の生涯学習講座として、市民総合大学を継続実施し、各分野の学部を設置、体系的な受講を可能としている。 ●生涯学習の情報を市民が得られるものとして市民講師とサークル紹介の冊子がある。いずれもホームページで閲覧できるように掲載してある。	(未達成内容なし)	B	●最新の情報を常に得られる環境づくりが必要である。	●ニーズが多様化し、変わっていく現在、学習プログラムを整備するより、ホームページを定期的に更新し、常に最新の情報を提供していく方が必要と考える。	C	社会教育課
			学習相談窓口の設置	●いつでも・どこでも・誰でも学習できるよう市民総合大学を始め、各種講座を開催している。	●学習相談室は設置していないが、相談があればいつでも対応している。	C	●相談室に変わる市民からの相談にいつでものれる体制が必要である。	●ニーズが多様化し、変わっていく現在、相談室を設けるより、ニーズを常に把握し相談にのれる体制づくりに重点を置く。	C	社会教育課
			学習意識の高揚	●市民講師とサークル紹介の冊子を生涯学習施設に置いてあり、ホームページでも閲覧できるように掲載してある。	(未達成内容なし)	B	●更新の回数を増やし、最新の情報を得られるようにする必要がある。	●ニーズが多様化し、変わっていく現在、冊子の更新回数を増やしたり、ホームページを定期的に更新したり、常に最新の情報を提供していく必要があると考える。	C	社会教育課
			交流の場づくり	●青少年健全育成市民会議が発足し、各団体間の情報交換、交流のため自主的に活動している。 ●社会教育団体への補助金交付や事業に必要な会場の提供等を行っている。	(未達成内容なし)	B	●一堂に会する事業のメニューが少ないので、事業の拡大に努める必要がある ●社会教育団体が自立した活動をできるような支援の形を研究していく必要がある。	●市民会議の輪が広がるよう支援していく。	B	社会教育課
			学習施設の体系的整備	●中央公民館の要素を持つ南部公民館を全市的な学習拠点施設と捉え、利用の促進を図っている。	●新たに生涯学習センターを建設するのは困難である。	C	●それぞれの施設にあった利用の促進を図る必要がある。	●既存の社会教育施設について、整備をしながら有効利用を図っていく必要がある。	C	社会教育課
			生涯学習施設の整備	●楽田地区コミュニティ推進協議会の拠点施設として、楽田ふれあいセンターを建設した。	●他の施設は十分な整備に至っていない。	B	●機能の併設などに配慮した整備を新たに行うことは困難である ●楽田ふれあいセンター以外の施設で多機能化が進んでいない。	●既存の施設を整備し、有効活用するよう図っていく ●施設の有効利用には、どのような機能の併設が適切か個々の施設に対し、地域特性も考慮し、検討していかなくてはならない。	B	社会教育課
		推進体制の強化	推進機関の機能強化	●社会教育審議会において、各種活動の円滑な運営について審議している。	●生涯学習推進本部は設置していない。	C	●生涯学習推進本部に代わる社会教育審議会について、活発な審議がされるよう図る必要がある。	●主要な事業については、今後も社会教育審議会において活発な審議がされるよう図っていく。	C	社会教育課
			大学・研究機関との連携強化	●いぬやまe-コミュニティと連携したIT講習会、名古屋経済大学と連携した公開講座や明治村での市民総合大学専門学部の講座など大学や企業等とは連携している。 ●青少年健全育成市民会議で生涯学習団体やまちづくり団体などが一堂に集まり情報交換等を行っている。	(未達成内容なし)	B	●現在、団体が集まり行う事業が青少年育成活動のおあしす運動のみであり、鮮明に犬山らしい生涯学習を推進していく情報交換の場が必要である。	●青少年健全育成市民会議の事業で各団体が情報交換等を行う中で、必要な事業を展開していく。	C	社会教育課

第4次総合計画の評価・総括【目標3 歴史と文化を伝え豊かな心を育むまちづくり(まなびのもり)】

政策	基本施策	中施策	小施策	これまでの総括		達成状況評価	今後の方向性		重要度評価	担当課
				達成・推進状況	未達成内容とその原因		今後の課題	今後の展開方向		
生涯福祉の推進	社会教育	青少年の健全育成	環境づくりと相談・指導体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●青少年健全育成のための環境づくりとして、おあしす運動(あいさつ運動)を実施、また、少年センターにおいて、青少年の悩みごと相談業務や非行防止のための街頭活動を行っている。 ●少年センターを核にして、青少年健全育成県民運動を兼ねて学校や地域の人と街頭啓発活動も行っている。 ●青少年問題協議会での研究、提言も行われた。 	(未達成内容なし)	B	<ul style="list-style-type: none"> ●おあしす運動を定期的に行っているものの、事業の拡大や市民への浸透をさらに図っていく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ●青少年健全育成市民会議を中心にして運動の拡充、浸透を図っていく。 	C	社会教育課
			社会参加や学習機会の拡充	<ul style="list-style-type: none"> ●新成人の集いにおいて、実行委員会形式で自ら企画し献血、募金などの社会貢献事業などを実施することにより、リーダーの役割を経験している。 ●OBによる団体では、毎年、新成人の集いの支援をしたり、青少年健全育成事業にも参加している。 	(未達成内容なし)	B	<ul style="list-style-type: none"> ●新成人の集い以外にもリーダーの育成・確保を図る必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ●青少年健全育成市民会議において、リーダーの育成などを図っていく。 	C	社会教育課
	図書館	機能ネットワークの充実	暮らしの中の図書館づくり	<ul style="list-style-type: none"> ●楽田小学校及び犬山西小学校内に地域のふれあい図書館を設置した。 ●善師野公民館へ団体図書の出借を実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> ●羽黒地区、城東地区には分館機能をもった施設がない。 	C	<ul style="list-style-type: none"> ●分館機能をもった施設を設置し、更なるネットワーク化を進める必要がある。 ●子どもの読書活動を推進するために、公民館など他の公共施設と連携する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ●既存施設及び今後立て替え予定の社会教育施設等に、分館機能をもった図書室を設置できるよう研究していく。 ●子ども読書活動推進計画を策定し、市内公共施設との連携を進めていく。 	C	社会教育課
			広域的利用システムの構築	<ul style="list-style-type: none"> ●国立国会図書館の「図書館間貸出」加入館に登録した。 ●名古屋経済大学・名古屋経済短期大学部図書館との相互利用、尾張北部広域行政圏図書館の相互利用、他の公共図書館・大学図書館との相互貸借を実施した。 ●京都大学霊長類研究所から「さる」に関する図書の寄贈を受けて「さる文庫」のコーナーを開設した。 	(未達成内容なし)	B	<ul style="list-style-type: none"> ●図書館は相互に連携協力することによって、図書館サービスを拡大し発展させることができるため、更なる充実を図る必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ●名古屋経済大学・名古屋経済短期大学部図書館との連携・協力の強化を図る。 	C	社会教育課
		蔵書の充実	蔵書50万冊計画	<ul style="list-style-type: none"> ●現在の蔵書冊数は21.6万冊である。 	<ul style="list-style-type: none"> ●蔵書冊数50万冊は長期的な計画のため ●所蔵能力の限界に達しているため 	C	<ul style="list-style-type: none"> ●所蔵能力の限界に達しており、新たな所蔵スペースが必要 	<ul style="list-style-type: none"> ●今後も継続して図書館資料が充実するよう努めていく。 	B	社会教育課
			図書資料を活用した生涯学習支援	<ul style="list-style-type: none"> ●図書の充実を図り、図書の貸出業務を行うほか、下記の事業を実施している。 ●図書館講座、お話し会、工作教室(春・夏)、手作り布絵本教室、人形劇、ボランティア養成講座等を実施している。 ●定例お話し会、幼児・児童を対象に絵本や紙芝居の読み聞かせを実施している(毎月第2・第4土曜日)。 	(未達成内容なし)	B	<ul style="list-style-type: none"> ●現在行っている講座がマンネリ化してきているので、新規講座の検討が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ●読書活動の推進を図るため、ボランティア養成講座をはじめとする各種講座の充実を努めていく。 	B	社会教育課
		市民参加の図書館づくり	図書館ボランティアの指導・育成	<ul style="list-style-type: none"> ●おはなしボランティア養成講座を年数回開催している。 ●図書館ボランティアとの意見交換会を開催している。 	(未達成内容なし)	B	<ul style="list-style-type: none"> ●子どもの読書活動の推進を図るために地域で活動するボランティアを育成する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ●ボランティア養成講座を充実させて、ボランティア育成に努めていく。 	B	社会教育課
			ボランティア活用による魅力と活力づくり	<ul style="list-style-type: none"> ●図書館ボランティア団体が7団体、図書館同好会が2団体ある。 ●図書館ボランティアによるおはなし会を開催している。 	(未達成内容なし)	B	<ul style="list-style-type: none"> ●図書館ボランティアが効果的に活動できるよう体制を整備し、参加しやすい環境づくりに努める必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ●子どもの読書活動を推進していくためにも、これまで以上に図書館ボランティアとの連携・協力を図っていく。 	B	社会教育課
		運営体制の確立	専門的職員の育成	<ul style="list-style-type: none"> ●現在、専門的知識である「司書」の資格を有する職員(パート職員)を12名配置している。 ●職員を愛知県図書館等で実施される研修に参加させて、専門的知識・技能の習得を図っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ●司書資格を有する正規職員がいない。 	C	<ul style="list-style-type: none"> ●資格を有する正規職員の確保を図る。 ●職員研修の充実を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ●司書資格を有する職員の配置を要望していく。 ●可能な限り、職員を各種研修に派遣し、資質の向上を図っていく。 	B	社会教育課
			市民一体の協議機関設置	<ul style="list-style-type: none"> ●図書館協議会を、学識経験者を中心に平成20年7月に復活させ年2回の会議を開催している。 	(未達成内容なし)	C	<ul style="list-style-type: none"> ●定期的に図書館協議会を開催するように努める。 ●ボランティアによる意見交換会を定期的開催するよう努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ●各年度ごとに「目標基準」の達成状況を点検・評価し、達成された事項については、更に高い「目標基準」の設定を行い図書館サービスの充実を図る。 	C	社会教育課

第4次総合計画の評価・総括【目標3 歴史と文化を伝え豊かな心を育むまちづくり(まなびのもり)】

政策	基本施策	中施策	小施策	これまでの総括		達成状況評価	今後の方向性		重要度評価	担当課
				達成・推進状況	未達成内容とその原因		今後の課題	今後の展開方向		
生涯福祉の推進	スポーツ・レクリエーション	施設の整備・充実	既存施設の充実と総合施設の検討	●名証グラウンドをH12年度より借用し、利用しているが、H17年度に三笠グラウンドの利用を廃止しており、また体育館等も老朽化が激しく、屋内・外とも施設の絶対数が不足している。	(未達成内容なし)	B	●利用者が安心してスポーツを行うことのできる体育施設の確保。	●H20年度よりスポーツ振興基金積立事業を開始し、総合運動場建設に向けた計画、事業を進めていく。	B	社会教育課
			身近なスポーツ施設の確保	●小学校・中学校の体育館等を利用した、学校体育施設開放事業を行っており、一般市民がスポーツ活動を行う場としての役割を果たしている。	(未達成内容なし)	B	●学校体育施設を利用したいというニーズに応えられるだけの体育施設が不足しており、特に体育館は既存団体でほぼ埋まってしまっており、新規団体が体育館を利用することが困難になっている。	●既存団体及び新規団体による調整を図り、1団体でも多くの団体が活動できるような体制を検討していく。	B	社会教育課
		指導者の育成	指導者の発掘・養成・活用	●中学校部活動指導者派遣事業においては、H14年までは28名であったがH15年度より38名に増員し強化を図った。指導者養成講座については、H17年よりそれまでの年間8回開催から4回に縮小した。	●指導者養成講座の年間開催数については、受講者の減少により回数を減らした。	B	●中学校部活動指導者派遣事業においては派遣先の中学校から増員の要望があり今後増員に向けた検討が必要である。	●指導者養成講座の年間開催回数は減ったが、受講生を増やすため市民ニーズを把握し受講内容に適した講師の発掘に努める。	B	社会教育課
			指導員の資質向上	●H20年度より体育指導委員の資質向上を目的に、一般の参加者も対象に「わん・スポランド」を月2回開催。 ●市外県外で開催される研修会への積極的な参加を促している。	(未達成内容なし)	B	●体育指導委員の犬山市における定員は25名であるが、平成20年度は22名であり、増員が必要。	●体育指導委員の増員に努めることはもとより、新たなニュースポーツの発掘を行い体育指導委員の技術向上を図る。	B	社会教育課
		スポーツの振興	スポーツ関連情報の提供	●H18年度より犬山市のスポーツ情報を市のホームページに掲載している。 ●体育指導委員による事業のPRを兼ね「体指だより」を年1回発行している。	(未達成内容なし)	B	●体育指導委員による事業を始め、他のスポーツ関連事業の市民への周知方法の検討。	●体育指導委員が行っている派遣スポーツ事業の中で、ニュースポーツを紹介するコーナーを設けたりして、市民がより身近に体感できる機会を設ける。	B	社会教育課
			スポーツ参加機会の拡大	●体育指導委員による新たな企画として、H18年度より「わん・スポフェスティバル」「わん・スポランド」を開催している。	(未達成内容なし)	B	●体育指導委員による事業を始め、他のスポーツ関連事業の市民への周知方法の検討。	●スポーツ関連事業への参加者を増やすため、開催日、参加対象、事業内容等への市民ニーズを把握した事業展開に努める。	B	社会教育課
			スポーツ関係団体の育成強化	●体育協会はH19年度にNPOの資格を取得し「NPO犬山市体育協会」に名称を改めた。	(未達成内容なし)	B	●NPO犬山市体育協会の組織強化を図り、体育協会が独立した組織となれるよう犬山市としての支援が必要。	●体育協会の財政基盤を強化し、独立した組織となるよう体育協会が行う収益事業等への支援を行う。	B	社会教育課
			身近なスポーツの振興	●体育指導委員・スポーツ振興委員による地域スポーツの振興が思うように図れていない。	●スポーツ振興委員としての役割が明確ではなく、委員としての意義を見いだすづらい。	B	●スポーツ振興委員が自主的に企画運営、あるいは参加し易い環境作りの提供	●「スポーツ振興委員」の設置要綱、規約を見直し、スポーツ振興を推進し易い体制を作る。	B	社会教育課

第4次総合計画の評価・総括【目標4 自然や環境と調和するまちづくり(やすらぎのもり)】

政策	基本施策	中施策	小施策	これまでの総括		達成状況	今後の方向性		重要度評	担当課
				達成・推進状況	未達成内容とその原因		今後の課題	今後の展開方向		
自然との共生	自然環境	自然環境の保全と活用	自然景観の実態把握と保全	●自然環境の保全を目的とした施設「犬山里山学センター」(H18年6月)を建設し、施設を拠点として、環境調査を継続的にやっている。 ●アダプトプログラムにより、市民の手でため池などの整備が進められている。	●自然環境の現状を把握のための調査が系統立てて進められていない。 ●市域全域の調査を継続的に行うには、調査資金が多く必要となる。	B	●市域全域の調査は環境変化を捉えるためにも継続的に行う必要がある。 ●森林の整備は多くの人手が必要となり、現状ではボランティアの活動に頼っている。	●今後も、犬山里山学センターを中心に、環境の実態調査を進め、環境保全ボランティアを支援しつつ連携し、保全活動を行っている。	B	公園緑地課
			土地利用指針の策定	●環境基本計画(H14～22年)に基づき環境審議会を設置し、開発事前チェック体制を整えた。 ●埋め立て等による地下水の汚染の防止に関する条例(H13年)を策定した。	●環境保全のためのチェック体制を徐々に整えているが、土地利用指針を策定するまでには至っていない。	C	●地権者や地元からの開発要求もあり、市全体のまちづくりとして検討する必要がある。 ●市域全域において、自然立地条件を尊重した土地利用を位置づけるための調査が必要である。	●土地利用指針の策定に向けて、規制の一つである、埋め立て等による地下水の汚染の防止に関する条例を見直すため、地下水調査を行う。	A	公園緑地課
			丘陵地開発計画に対する指導	●環境基本計画(H14～22年)に基づく開発事前チェック体制を整備し、環境審議会においてチェックして必要な都度指導やアドバイスを行っている。	●法制度上で認められた開発行為に対して制限を加える程度の規制根拠に乏しく、実効性に疑問が生じているため、調整が進まない。	C	●規制指導できるだけの地域の自然特性の把握と関係機関との協議が必要。	●エコアップリーダーや里山学センター研究員などの協力を得て地域の自然状況等の把握に努めつつ、地域ごとの開発に伴う影響判断が可能な指導指針づくりを進めていく。	B	公園緑地課
		地球市民の育成	保全や管理の人材育成	●H10年度より環境保全ボランティアを育成する講座「エコアップリーダー養成講座」を開講し、現在は「犬山里山塾・基礎講座」と名称を変更し、修了生をエコアップリーダーとして認定している。 ●11期の修了者総計は296名となり、国有林や桜の手入れ等を行っている。	●多くの修了生を輩出しているが、育成後の活動支援体制が不十分であり、多くのボランティアたちの能力が有益な形に結びついていない。 ●支援体制として連携しているアムニティ協会公益事業が機能していないのが理由である。	B	●公益活動支援のためのアムニティ協会に対する助成金の有効性を、検討する必要がある。	●犬山里山学センターを拠点に、環境保全ボランティア活動団体の支援体制を強化する必要がある。	B	公園緑地課
			グラウンドワーク手法の活用	●犬山里山学センターにおいて、環境に関する講座を、市民による環境保全ボランティアであるエコアップリーダーと、NPO法人犬山里山学研究所、行政、また日本モンキーパークなどと連携し、開講している。 ●エコアップリーダーにより、八曾国有林の整備や、ため池の整備が行われている。	●組織化するための核となる市民、企業が加わった組織体が必要である。行政が間を取り持つだけでは、取組の広がりが制限される。	B	●ボランティア団体との連携において、連絡調整など、多くの時間を要する。 ●行政には、資金面での支援を求められる。	●犬山里山学センターを、市民による環境保全活動の拠点として位置づけ、市民と行政、NPOや企業を取り込んだ活動の展開を行う。	B	公園緑地課
			広域的な市民組織の構築	●環境基本条例(H14年)に基づき、環境市民会議を置き、環境基本計画(H14～22年)の策定に向け調査活動等を行った。現在は会議は行われていない。 ●年1回開催の環境フェアにおいて、市民団体の交流の場として事業協力を依頼している。	●各種の市民団体と協働で事業は行うが、その後に活動が広がらず、広域的な組織の構築には至っていない。 ●団体のメンバーが重複していたり、団体の活動自体が縮小しているのが理由である。	C	●各種の団体との連携を強化するため、行政内においても団体担当課間での連携体制を整える必要がある。	●各種の団体の現状を把握し、協働で取り組む事業を増やすことで、広域的な市民組織の構築を視野に入れた連携を行う。	B	公園緑地課
			意識啓発と環境改善	●犬山里山学センターにおいて継続的に里山環境調査を行っており、調査結果を刊行(H19年「犬山里山の自然で観察・記録された野鳥・ため池環境と生き物たち」)している。 ●H14年より継続的に市民参加型の外来魚駆除事業を行っている。	●過去に刊行した、冊子「自然をたずねて」の内容が古くなっており、現在の情報に更新できていない。 ●犬山里山学センターの収蔵資料が整理されておらず、データベース化が進んでいない。	B	●環境意識を持った方のみでなく、地元や市民全体で環境問題に取り組むまでの、意識啓発が必要である。	●犬山里山学センターにおいて環境調査を継続し、調査結果を展示公開していくことで、意識啓発を進めていく。	A	公園緑地課
			自然保護条例の見直し	●環境基本計画(H14～22年)を策定した。 ●環境基本計画の策定に伴い、自然保護条例を廃止した。	(未達成内容なし)	A	●現在の環境や社会の状況を考慮し、環境基本計画の内容を見直す必要がある。 ●基本計画内にある検討組織の形骸化。	●現在、世界的な規模で問題となっている地球温暖化と生物多様性を重点問題として、環境基本計画の見直しに向け現状の問題点を把握する。	A	公園緑地課

第4次総合計画の評価・総括【目標4 自然や環境と調和するまちづくり(やすらぎのもり)】

政策	基本施策	中施策	小施策	これまでの総括		達成状況	今後の方向性		重要度評	担当課
				達成・推進状況	未達成内容とその原因		今後の課題	今後の展開方向		
自然との共生	自然環境	自然環境の復元	緑の拡大	<ul style="list-style-type: none"> ●アメニティ協会による緑化を推進した。 ●ボランティアによる森林整備を行った。 ●街路樹や河川の桜等の管理により緑化を保全した。 	●緑化に対する市民意識が低い。	C	●地域の公園等の住民と連携した管理による緑化推進	●住民と連携した緑化の推進	C	秘書企画課
			自然環境の改善	<ul style="list-style-type: none"> ●H14年から、池干しを行い外来魚を取り除いて在来魚を保護する、外来魚駆除事業「おさかなレスキュー」を行った。新池、中島池においては、H20年度に完全駆除の成果を出している。 ●八曾国有林及び東大演習林については、ボランティアによる整備を支援している。 	<ul style="list-style-type: none"> ●水辺の環境については、外来魚駆除など成果を出しているが、その他の環境については、一度に改善していくことが難しい。 ●系統立てた、改善計画が策定されていない。 	A	<ul style="list-style-type: none"> ●実際の改善活動が環境保全ボランティアであるエコアップリーダーによるものであり、今後もエコアップリーダーとの円滑な連携が必要となる。 	<ul style="list-style-type: none"> ●犬山里山学センターにて希少魚ウシモツゴの保護・増殖を検討し、希少種保護のための啓発及び自然環境の改善を行う。 ●COP10事業として、八曾湿地の整備（遊歩道整備、テラス設置）を行い貴重な生態系の保全活動を行う。 	A	公園緑地課
			多自然型の改修	<ul style="list-style-type: none"> ●農村自然環境整備事業（H9～17年度）を実施し、河川での魚道設置やため池周辺の水生植物等の植栽を行った。 ●中島池周辺は、城東小学校の総合学習等の場としても利用されている。 	(未達成内容なし)	B	●一般の利用者が、まだ決して多くない状況である。	●中島池への入口整備と利用されやすいような工夫やPRを検討すべきである。	C	農林治水課
			多自然型の改修	<ul style="list-style-type: none"> ●犬山里山学センターに犬山ロータリークラブの寄附で観察池を設置（平成19年）した。 ●犬山里山学センターに隣接している橋爪池をエコアップリーダーがアダプトプログラムにより整備している。 ●中島池で年1回、城東小学校の生徒と水質調査を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ●整備計画が策定されていない。 ●整備後の学習の場への利活用が少なく、学校等へのPRが不足している。 	B	●市内には多くのため池（148カ所）が存在し、その殆どが整備が行き届いていない状況である。	●橋爪池の整備を進め、ウシモツゴの保護・増殖に活用し、犬山里山学センターの学習機能を併せて、自然の学習の場としての活用を行う。	C	
			ビオトープのネットワーク化	<ul style="list-style-type: none"> ●農村自然環境整備事業（H9～17年度）を塔野地、今井、入鹿で実施し、ビオトープ化及びネットワーク化を図った。 	(未達成内容なし)	B	●自然環境の復元は市民の関心も高いので、今後も河川やため池改修は自然環境を配慮して行うべきである。	●河川やため池改修は自然環境を配慮する必要がある。	D	
			ビオトープのネットワーク化	<ul style="list-style-type: none"> ●犬山里山学センターに犬山ロータリークラブの寄附で観察池を設置（平成19年）した。 ●H14年から継続して行っている外来魚駆除事業にて、新池・中島池の在来魚の生息できる環境づくりを行っている。 	●ビオトープ化が進められていないため、ネットワークの形成には至っていない。	C	●ビオトープ化の対象を市内の未整備のため池に選定するなど、事業を進める対象を具体化し、ネットワーク化に取り組む必要がある。	●市内小中学校との連携で、校内にビオトープを新たにつくるなど、学習の場としての利用を含めて検討していく。	B	農林治水課
		里山文化の創造	自然と人との共生空間整備	<ul style="list-style-type: none"> ●農村自然環境整備事業（ビオトープ型）を実施（H9～17年度） ●整備されたため池周辺等では野鳥観察や散策に利用されている。 	(未達成内容なし)	A	●農村自然環境整備事業（ビオトープ型）は完了しているが、更なる利用促進や維持管理手法についての検討が必要である。	●維持管理は、地元やNPO等との連携による適切な管理が望ましい。	D	農林治水課
			自然と人との共生空間整備	<ul style="list-style-type: none"> ●森林整備保全施設整備事業（学びの森事業・H17～18年度）として、犬山里山学センターの建設及び、学習観察林（東大演習林）のフィールド整備を行った。 	(未達成内容なし)	A	●フィールド整備を進めた東大演習林を有効に利用するため、入林条件に規制のある犬山市と東大演習林の協定内容を見直す必要がある。	●犬山里山学センターを中心に環境整備を進め、施設とフィールドによる里山文化の重要性について普及啓発を行っていく。	B	
			自然資源のネットワーク化	<ul style="list-style-type: none"> ●愛知県発行の「あいちエコツアーガイド」（H19年）に歴史探訪コースと里山探訪コースを提案した。 ●犬山里山学センター運営協議会に委員として観光協会事務局長を委嘱し、観光的な自然資源の利用について検討している。 ●八曾国有林内にある八曾滝が地域のボランティアによる水環境の保全活動が評価され、H20年に平成の名水百選に選定された。 	●ネットワーク化に対する方針・基本計画が策定されていない。	B	<ul style="list-style-type: none"> ●ネットワークの形成にかかる方針及び基本計画の策定を検討する必要がある。 ●文化的資源を担当する課との連携をし、重要資源を自然資源とともにピックアップする必要がある。 ●八曾滝を含め自然環境の保全活動を継続するため、地域ボランティア組織と連携を密にして取り組んでいく必要がある。 	●エコツーリズムの視点から歴史と自然をつなぎ合わせ、軸となる線のルートを形成し、ネットワーク形成の推進を図る。	B	公園緑地課
			学校教育や生涯学習の推進	●犬山里山学センターにて、学校授業の受け入れ及び、収蔵物の貸し出し、出張講座対応を行っている。また、生涯学習課と連携し、市民総合大学にて環境学部を開校し学習の機会を提供している。	●自然学習の拠点となる犬山里山学センターの学校から距離が離れているという立地条件から、学校単位での利用が少なく、学校との連携が希薄であり、施設の有効利用がされていない。	B	●学びの場として犬山里山学センターを活用するため、展示物等、学校のカリキュラムに準拠した内容を取り入れる必要がある。	●犬山里山学センターを拠点にし、NPO団体や、日本モンキーセンター、京都大学霊長類研究所と連携し、学校対応の受入を強化する。	A	公園緑地課
			今井開拓パイロットの整備	<ul style="list-style-type: none"> ●H4年より今井地区及び地権者の代表者で構成される今井開拓パイロット将来計画検討協議会に毎年出席し、必要に応じて具体的な事業などを検討した。 ●H17、18年度には今井開拓パイロット地内において、市が主催者となりマウンテンバイク大会を開催し、一定の参加者を集客した。 	<ul style="list-style-type: none"> ●一部の地権者においては継続して農業的利用がなされたが、土地所有者の高齢化等に伴う担い手不足などにより大幅にその利用面積が拡大したとは言えない。 ●厳しい法規制や財政・経済状況の中、具体的な事業内容、主体が現れずスポーツ施設、学術研究施設などは未整備の状態である。 	C	<ul style="list-style-type: none"> ●パイロット事業の本来の目的である農業的利用の再興を最優先に考える必要があるが、担い手不足や荒廃している土地が大きなネックである ●敷地の目的転換についても視野に入れる必要があるが、厳しい法規制や官民共々引き続き厳しい財政・経済状況であることに変わりがない 	●抜本的な状況転換を行う上では、基本的には全て民有地であるし、財政的にも行政による公共事業は実質的に不可能である。 民活も有効であるが、地権者や地区についても提案のほか、自らの行動も不可欠となっている。	B	秘書企画課
			今井開拓パイロットの整備	●農業としての利用は最近になって少し増えているが、まだ、多くが耕作放棄地となっている現状である。	●農業としての利用は後継者不足及び採算性の問題等で、日本全体の問題となっている。	D	●農業としての利用は、高齢化や採算性等の多くの問題がある。しかし、最近では今井開拓パイロット内で農業をやりたいという声も出てきているので、工夫を凝らした農業への道を検討する必要がある。	●今井開拓パイロット内で農業をやりたいという人の支援を検討すると共に、地元の理解と協力を得て展開していく必要がある。	B	

第4次総合計画の評価・総括【目標4 自然や環境と調和するまちづくり(やすらぎのもり)】

政策	基本施策	中施策	小施策	これまでの総括		達成状況	今後の方向性		重要度評	担当課
				達成・推進状況	未達成内容とその原因		今後の課題	今後の展開方向		
環境への対応	ごみ	減量とリサイクルの推進	減量とリサイクル意識の高揚	●H20年度に「環境フェアいぬやま2008」を開催し、その中で資源物の中間処理業者の企業ブースを設け、リサイクルについてのパネル等展示PRした。 ●「環境フェアいぬやま2008」で、AC広告機構の協力を得て、リサイクルをテーマにしたショートムービーを上映し、意識の向上を図った。	●視聴覚に訴えるPR部分において、未達成である。実状に沿った、理解しやすい内容の構成等、検討が未熟のため。	B	●資源物のリサイクル状況など、小学校への教材になるようなビデオの作成等、効果的な周知方法を検討する必要がある。	●犬山市内から回収された資源物のリサイクルについて、広く市民に周知し、分別回収の理解を深めてもらうよう、ビデオ、チラシ等の作成、ホームページ上での情報公開を検討し、実施していく。	B	ごみ減量推進課
			市民協力による分別収集	●ごみ減量推進協議会では、ごみの減量について議論いただき、家庭系可燃ごみを有料化するべきとの意見書が、H20年3月に提出された。 ●クリーンキーパーは、H21年4月現在で324名の報告があり、毎年度当初に施設見学を含む研修会を実施し、町内においてごみの分別指導等に協力いただいている。	(未達成内容なし)	A	●ごみの有料化は、家庭系可燃ごみを対象としており、不燃ごみや事業系ごみについても減量施策の検討が必要である。 ●町内会に属さない市民に対しての分別マナーの向上、適正排出方法の徹底が必要である。特にアパート入居者や外国人へのマナー、モラルの向上方法を検討する必要がある。	●ごみ減量推進協議会へ家庭系可燃ごみ以外のごみの減量について、諮問していく。 ●町内会へ、分別等ごみの適正排出の理解を深めてもらうため、説明会を実施していく。 ●アパート管理会社、外国人雇用主に対し、分別等適切排出を促す説明会の実施を検討する。	A	ごみ減量推進課
			事業者への協力要請	●H19年度から、事業系ごみの内容物調査を実施し、契約収集業者を通じ、分別等適正排出の注意を促した。資源物混入等、分別状況が悪い事業者には、個別指導を実施し、適正分別排出を促した。	●リサイクル・減量へのPR不足である。	C	●排出物を適正に分別し、排出量の軽減とリサイクルの促進を図るよう啓発チラシ等作成する必要がある。	●処理手数料の見直し、事業系ごみの内容物検査の実施回収を増やす等、排出者責任における循環型社会の構築を促進するよう、商工会議所との連携を図りながらの実施を検討していく。	B	ごみ減量推進課
			ごみ減量モニターと観光地の持ち帰り運動	●H18年度から、家庭から排出される生ごみについて、生ごみ処理機のモニター事業を実施した。 ●観光地などに設置してあるごみ箱の撤去を呼びかけ、ごみの持ち帰りを推進した。	(未達成内容なし)	A	●モニター事業に使用している機器は、生ごみ消滅型であり、家庭菜園等たい肥化を希望する声もあることから、市民ニーズに対応した機器の検討も必要である。	●ごみ減量につながるのであれば、消滅型、たい肥型問わず、市民の意識向上につながるよう、生ごみ処理機器の紹介の場として、モニター事業の内容を、充実させる必要がある。	B	ごみ減量推進課
			公共リサイクルルートづくり	●H14年度に分別品目を、20分別まで拡大し、その後、品目の統廃合を行い、H17年度より現在の18分別とした。 ●H14年度から、粗大ごみの再利用を目的としたワンリサイクル小屋(月1回)を開始した。 ●本庁舎の掲示板に、不要品情報を掲示する場所を設け、個人間の情報交換の場として利用するようにした。	(未達成内容なし)	B	●ワンリサイクル小屋は、月1回の開催であり、常設できる施設での開催を検討する必要がある。また、市のホームページを活用した粗大ごみ再利用品の情報提供も必要である。	●月1回のワンリサイクル小屋の運営方法を検討していく。常設展示できる施設の検討や入札方式による再利用品の引渡、インターネットを介して再利用品の情報提供の確立を図り、もったいない精神を意識付ける方向で検討していく。	B	ごみ減量推進課
			公共施設における取組	●公共施設において、分別・リサイクルを徹底。	(未達成内容なし)	B	●事務用品へのエコマーク、グリーンマーク商品等の購入 ●ペーパーレス化の徹底	●職員の環境保全意識を高揚を図り、ごみの排出抑制、再生品の利用等の取り組みを推進。	B	全庁(秘書企画課)
	ごみの適正処理と処理体制の見直し	ごみの適正処理と処理体制の見直し	廃棄物処理施設の適正な維持管理	●H18年度から3カ年継続事業で都市美化センターの大規模補修工事を実施したことにより、安定的なごみ処理が可能となりました。 ●最終処分場については、定期的な水質検査の実施、適正な覆土整備工事を実施しました。	(未達成内容なし)	B	●都市美化センターの大規模補修工事は、延命化措置であり、早期に二市二町による広域ごみ処理施設建設が必要である。 ●新たな最終処分場の建設が難しい状況の中、現施設延命化を図りながら、施設維持管理を行うことが必要である。	●二市二町による広域ごみ処理施設が建設されるまでに、現有施設の適正な維持管理を図って行きます。	B	ごみ減量推進課
			収集の有料化検討と手数料の適正化	●H13年度に粗大ごみの有料個別回収を実施した。家庭系可燃ごみについては、H20年3月にごみ減量推進協議会から提出された意見書を、市内部で十分協議し、H20年9月議会に有料化の条例改正議案を提出した。 ●事業系ごみの処理手数料は、適正金額を維持するため、一定期間毎の見直しが必要であり、H18年度に近隣施設の処理手数料との均衡を図るため、30円の値上げを実施した。	●ごみの有料化を議論するうえで、市民合意が必要不可欠である。排出量が最も多い可燃ごみに着目し、減量と分別を推進することを最大の目的としたため、また未曾有の大不況と言われる中、不燃ごみまで有料化するのには、市民合意が得られないと判断したため、不燃ごみの有料化まで検討できていない。	B	●不燃ごみの有料化や事業系ごみの処理手数料の見直しを、ごみ減量推進協議会に諮りながら、検討していく。	●事業系ごみの処理手数料は、H18年度に額改定しており、5年が経過するH23年度までには、尾張部清掃工場連絡会議の構成団体間での、処理手数料の統一化も視野に入れながら、額改定の検討をしていく。	B	ごみ減量推進課
			ごみ減量の組織化の推進	●H19年2月に、学識経験者、市内小売店事業者、町内会長、消費者団体、市民活動団体、市民公募で構成する「ごみ減量推進協議会」を設立し、ごみの減量について議論し、犬山市のごみの中で、最も多い家庭から排出される可燃ごみについて減量の意識付けのための有料化導入を提案した。	(未達成内容なし)	B	●循環型社会の構築を目指すために、さらなるごみの発生抑制、減量、分別リサイクルについて、実施可能な施策を議論していく。	●ごみに対する意識改革を促す、協議会主催のアンケート調査や市民参加型のシンポジウム等の実施を検討していく。	B	ごみ減量推進課

第4次総合計画の評価・総括【目標4 自然や環境と調和するまちづくり(やすらぎのもり)】

政策	基本施策	中施策	小施策	これまでの総括		達成状況	今後の方向性		重要度評	担当課	
				達成・推進状況	未達成内容とその原因		今後の課題	今後の展開方向			
環境への対応	ごみ	ごみ処理施設の整備	ごみ処理施設の管理と更新	●H18年度から3カ年継続事業により、都市美化センターの大規模補修工事を実施し、施設の延命化を図った。 ●二市二町による広域ごみ処理施設建設のための候補地の選定に着手した。	(未達成内容なし)	B	●更なる効率的なごみ処理の推進を図る。 ●大規模補修工事により都市美化センターの延命化を図ることはできたが、あくまでも延命化措置であり、早期に二市二町による広域ごみ処理施設の建設が必要である。	●効率的、経済的なごみ処理のため、包括的管理委託の推進を図る。 ●二市二町による広域ごみ処理施設建設において、用地選定、環境アセス、施設規模の決定、建設工事を実施し、平成30年度完成をめざす。	B	ごみ減量推進課	
			最終処分場の延命化	●分別収集について、H11年度(17分別)、H12年度(18分別)、H13年度(粗大ごみ有料収集、家電リサイクル法施行)、H14年度(20分別)、H16年度(21分別)、H17年度(18分別)によるリサイクルの推進を実施。飛灰及び焼却灰の一部を外部の処分場に処理委託することにより、最終処分場の延命化を図った。	●新たな最終処分場建設の検討は未着手である。	B	●最終処分場の延命化を図るために、更なるごみ減量化の推進と外部処理委託の継続を図る必要がある。	●二市二町による広域ごみ処理施設建設に併せて最終処分場建設の方向性の検討をする必要がある。 ●今後20年間新施設の必要はないが、新ごみ処理施設で焼却灰を排出しない方法を検討	B	ごみ減量推進課	
			リサイクル関連施設の整備	●H18年度から、小中学校等教育施設から排出される廃食用油を、軽油の代替燃料であるバイオディーゼルへ精製する施設を稼働した。	(未達成内容なし)	B	●バイオディーゼル燃料の安定した使用方法や、家庭からの廃食用油の回収方法の確立を検討する必要がある。	●生ごみも資源化する時代であり、たい肥化する施設やモデル地区事業等を検討する。	B	ごみ減量推進課	
	し尿・生活排水	収集体制の合理化	収集体制の合理化	●公共下水道の普及に伴い、し尿汲取量が減少。「下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理等の合理化に関する特別措置法」の趣旨に基づき、収集体制の合理化を図った。	(未達成内容なし)	B	●し尿汲取量は、さらに減少しており、し尿汲取業者の業務の縮小に伴う救済措置を「合特法」の趣旨に鑑み検討する必要がある。	●環境センターの在り方について、施設廃止の可能性も視野に入れながら検討していく。 ●「合特法」の趣旨と経費削減のため、入札制による収集運搬委託の検討していく。	B	ごみ減量推進課	
			し尿処理施設の充実	施設の適正な管理と充実	●愛北広域事務組合の適正な運転のため、構成市町間での搬入割当量の調整等連携をとりながら実施した。	(未達成内容なし)	B	●し尿と浄化槽汚泥の搬入割合が当初と変わってきており、浄化槽汚泥の割合が大きくなってきている。	●3市2町で構成しているため、構成市町間での連携を密にし、処理施設への適正量搬入を継続実施していく。	B	ごみ減量推進課
			浄化槽の適正な維持管理	維持管理の啓発と指導	●広報掲載(年2回)、チラシ配布により維持管理への周知を実施した。	(未達成内容なし)	B	●浄化槽絡みの臭気の苦情があることから、浄化槽の清掃保守点検の必要性を促すチラシの配布、回覧等により、さらなる周知徹底を図る必要がある。	●生活排水による水質汚染の現状を認識してもらい、浄化槽の役割の重要性を、よりわかりやすく認識してもらうよう継続的に周知していく。	B	ごみ減量推進課
			合併処理浄化槽の普及・促進	合併処理浄化槽の普及・促進	●汲み取りや単独浄化槽からの切り換え時において、設置費補助金制度を継続実施し、合併浄化槽の普及に努めた。	(未達成内容なし)	B	●補助条件が切り換え時のみとしており、新築物件への合併浄化槽設置、単独浄化槽の撤去費用についても、普及促進の観点から補助条件を検討していく必要がある。	●国や県の合併浄化槽に関する交付金制度を有効活用できるよう、他市町の状況を確認しつつ、要綱整備を検討していく。	B	ごみ減量推進課

第4次総合計画の評価・総括【目標4 自然や環境と調和するまちづくり(やすらぎのもり)】

政策	基本施策	中施策	小施策	これまでの総括		達成状況	今後の方向性		重要度評	担当課
				達成・推進状況	未達成内容とその原因		今後の課題	今後の展開方向		
環境への対応	環境衛生	公害対策の推進	発生源対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●市内工場・事業所と公害防止協定を締結し、定期的な報告を受け、公害の事前防止に努めている。 ●市内河川、道路等での環境測定を実施し、監視に努めている。 ●公害苦情に対しては、聞取調査、現地調査等原因調査を実施し、公害の除去、解決に努めている。 	<ul style="list-style-type: none"> ●近隣関係の希薄化により、近隣騒音など生活環境に係る苦情が増加しており、話し合いによる解決が困難な事案が増加している。 	B	<ul style="list-style-type: none"> ●法令による規制のない苦情や原因の特定が困難である苦情などの申立事案の増加。 	<ul style="list-style-type: none"> ●環境に対する啓発活動を充実し、市民、事業者の保全意識の向上を図ると共に、苦情等に対しては、苦情者、原因者双方の言い分を聞き取った上で、調査・相談活動を十分に実施し、解決策が見出せるように努める。 	C	公園緑地課
			協定推進と内容の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●従来から公害防止協定を締結している企業、事業所について、必要に応じて協定内容の見直しを図ると共に、定期的の実施した水質、大気等の測定結果の報告を受けている。 ●大山高根洞工業団地に進出する企業については、公害防止協定を締結し、公害の未然防止に努めている。 	<ul style="list-style-type: none"> ●住宅地等において公害問題が申し立てられている事案等については、施設、設備の改修や工場移転などの公害の除去を指導しているが、経済状況の悪化などにより公害防止対策が進まない事案等がある。 	C	<ul style="list-style-type: none"> ●住宅地内に立地する零細工場等で公害防止対策の早期実施が困難な事案等について、早期に解決策を見いだしていく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ●公害が発生している工場等について、融資制度等を活用し、早期の公害防止対策の実施を図れるよう、相談活動を活性化し解決策を図る。 	B	公園緑地課
			水質の広域的監視体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> ●公共下水道の整備を推進すると共に、合併浄化槽の設置費補助事業等により合併浄化槽の普及を図った。合併浄化槽設置基数 1,565基（平成20年現在） ●市内において河川水質調査を39地点で実施すると共に、一宮市、稲沢市、津島市、岩倉市、江南市、大口町、扶桑町と連携を図って一斉水質調査を実施している。 	<ul style="list-style-type: none"> ●個別浄化槽を設置している一般家庭において、合併浄化槽への転換を促進する必要がある。 	B	<ul style="list-style-type: none"> ●水質保全の観点からの合併浄化槽の整備について、市民意識の高揚を図る必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ●合併浄化槽の推進について、市民意識の高揚を図ると共に、広域的な連携による市民レベルでの河川浄化運動などの推進を図る。 	C	ごみ減量推進課
	環境の保全と美化	環境の保全と美化	環境保全意識の高揚	<ul style="list-style-type: none"> ●大山里山学センターを拠点として、環境学習講座を実施した（大山里山塾、大山里山っ子クラブ、市民総合大学環境学部、エコアップリーダー主催講座等）。 ●小中学校への出前講座を随時実施している。 ●環境保全啓発イベントである環境フェアを実施し、広く市民に環境保全の取組について啓発を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ●市が主催する環境講座等については、人員から講座数を増加させることは困難である。 	B	<ul style="list-style-type: none"> ●環境保全意識の高い市民だけでなく、広く市民に啓発を行い、環境教育、環境学習を提供できるシステムを構築していく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ●市民ボランティアが主体的かつ自主的に実施する環境学習等を推進する。 ●教育委員会等と連携を図り、環境教育の充実を図る。 	A	公園緑地課
			新エネルギーの導入促進	<ul style="list-style-type: none"> ●大山里山学センターに風力発電及び太陽光発電施設を設置した。 ●太陽光発電システム補助事業により、住宅用の太陽光発電システムの補助を実施した（H20年度は23基）。 	<ul style="list-style-type: none"> ●太陽光発電システムの設置価格が高く、導入が進まない。 	C	<ul style="list-style-type: none"> ●市民意識の向上と市民・事業者への新エネルギーの導入促進を図っていくため、公共施設への新エネルギーの導入を推進する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ●太陽光発電システム補助事業を更に推進すると共に、公共施設への太陽光発電システムの導入を推進し、市民、事業者への普及を促進する。 	A	公園緑地課
			市民のモラル向上	<ul style="list-style-type: none"> ●空き缶のポイ捨てやごみの不法投棄対策として、パトロールを強化し、指導している。 ●市政教室等において、都市美化センター等の見学を実施し、ごみ処理に係る市民意識の高揚を図っている。 ●野焼き行為に対し、随時指導を行い、環境保全に対する市民意識の向上を図っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ●通行車両や市域以外から持ち込まれるごみの不法投棄等が多くなされている。山間部等が多く、不法投棄等の監視等が困難である。農用地における野焼き行為については、明確な法令の規制がなく、行為者・申立者双方共に理解を得ることが難しい。 	B	<ul style="list-style-type: none"> ●不法投棄防止対策として、住民との連携を強化し、監視体制の強化を図っていく必要がある。農業に伴う野焼き行為に対する、農業従事者と近隣住民の環境保全意識の相違。 	<ul style="list-style-type: none"> ●不法投棄や野焼き行為に対して、相談、啓発活動を強化し、市民意識の高揚を図る。 	B	ごみ減量推進課
			環境美化活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●クリーンタウン推進事業により、市民ボランティアによる清掃活動への補助を行い、市民に対して快適な環境づくりの取組に対する理解を得るよう努めている（H19年度は46団体、のべ9,860人の清掃活動を補助）。 	<ul style="list-style-type: none"> ●市民の自主的環境美化活動の推進。 	A	<ul style="list-style-type: none"> ●市民の自主的環境美化活動を推進を図り、市民レベルでの広域的な連携も図っていく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ●河川美化活動など、市民レベルでの広域連携を図った環境美化活動を推進し、市民意識の高揚を図る。 	C	ごみ減量推進課
			花と緑のあるまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ●犬山市アメニティ協会で花と緑のあるまちづくりを推進した。 ●記念樹や植樹祭等での花の苗の配布等を実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> ●緑化に対する市民意識の高まり等がなく、花などの植え付け等が進まず、公園等における地域住民による自主管理等も進まない。 	D	<ul style="list-style-type: none"> ●公園等を中心に花や緑の植え付け等を実施し、その管理体制を確立する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ●市内の公園等の緑化を推進する。 	C	公園緑地課
			花と緑のあるまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ●「花と緑のあるまちづくり事業」による市内各所への花の植栽を実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> ●一部の公園等において地域住民による植栽が行われてきているが、全体的に見ると低調だ。 	C	<ul style="list-style-type: none"> ●地域住民による管理協力を進めていく必要がある。 ●現在の植栽箇所が有効な箇所かどうか見直しを必要とする必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ●地域住民による管理が可能な植栽場所を選定し、地域住民等と協議していくべきである。 ●「花と緑のあるまちづくり事業」を改めて見直しを必要とする必要がある。 	C	公園緑地課
			墓地、火葬場	適切な管理指導	<ul style="list-style-type: none"> ●市営墓地の必要性について、検討や協議した経緯はない。住民からは、要望書や意見書等は提出されていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ●市営墓地の必要性に対する市民ニーズはなく、既存墓地で充足していることが要因と考えられる。 	D	<ul style="list-style-type: none"> ●現在、宗教法人や部落共同体の管理している墓地で充足していることが考えられるので、市営墓地を検討することは、難しい状況にある。 	<ul style="list-style-type: none"> ●墓地が充足している現状では、市営墓地の検討や協議は難しく、既存墓地の適切な指導に努める。 	D
	円滑な管理運営と環境整備	<ul style="list-style-type: none"> ●H元年より施設稼働しており、経年劣化に伴う維持補修工事を随時実施し、円滑な運営に努めている。 		(未達成内容なし)	B	<ul style="list-style-type: none"> ●施設設置場所からも自然環境への影響を特に注意し、構成市町と連携を図りながら運営していく。 	<ul style="list-style-type: none"> ●施設設置場所からも自然環境への影響を特に注意し、構成市町と連携を図りながら運営していく。 	B	ごみ減量推進課	

第4次総合計画の評価・総括【目標5 活力と賑わいのある産業・観光のまちづくり(にぎわいのもり)】

政策	基本施策	中施策	小施策	これまでの総括		達成状況評価	今後の方向性		重要度評価	担当課
				達成・推進状況	未達成内容とその原因		今後の課題	今後の展開方向		
産業の振興	農業	農業生産基盤の整備	農道の整備	●犬山市土地改良区区域内の農道において、改良区が毎年度計画的に犬山市と愛知県補助金を受け、単独土地改良事業を実施することにより、一定幅員以上の農道整備はほぼ終了した。	●ほ場整備区域は広く、狭小な農道については、まだ未整備の状況である。	A	●H21年度中に犬山市土地改良区は解散を予定しているため、土地改良区としては愛知県からの補助を受けることができなくなる。	●今後の整備については、市が事業主体となり県の補助事業制度を利用し未整備箇所を整備を進めている。	C	道路維持課
			ため池、用排水路の整備	●ほ場整備地内用排水路及びため池の清掃、浚渫と施設の老朽箇所等の補修を進めている。	●ほぼ達成しつつある。	B	●農業従事者の減少や高齢化により、草刈、浚渫等の地元の管理協力が困難となり、市への負担が多くなった。	●ため池は、親水を考慮し、また、洪水調整機能も兼ねた施設として整備する。	A	農林治水課
		農業経営の確立	農用地利用組合の育成と組織強化	●農用地利用組合についてはいくつかの組合が解散しており、残った組合もほとんど活動していない状況である。	●農用地利用組合の必要性がなくなっている。	D	●農業を取り巻く環境や社会情勢の変化により、別の組織等による農家の育成や農地の有効利用を検討する必要がある。	●今後は農用地利用組合でなく、認定農業者や集落営農組織等の組織強化を検討していく必要がある。	D	農林治水課
			優れた経営体（農家）の育成	●「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」を策定した（H12年、H19年）。 ●犬山市担い手育成総合支援協議会を設立（H19年）し、担い手育成のビジョンとして「犬山市担い手育成アクションプログラム」を作成した。 ●将来の農業経営の発展の目標を明らかにし、地域農業の担い手となるべき農業経営の育成、確保及び農業経営改善の支援に取り組んできた。	●「担い手育成アクションプログラム」における認定農業者の育成目標が未達成（現状：12経営体、目標：15経営体）。	B	●認定農業者等の担い手が不足している地域において、認定志向農業者の掘り起こしを必要とする必要がある。	●認定レベルの農家を認定農業者へ誘導を図り、認定後は、認定農業者が自ら経営改善に積極的に取り組んでいくことができるよう支援を実施すべきである。	B	農林治水課
			農業後継者の育成・確保	●農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう農協、県普及課、市農業委員会と相互の連携の下で指導を行うための体制として、犬山市担い手育成総合支援協議会を設立した。	●農地の減少、労働力の流出、高齢化等により農家数が減少し、後継者への移行は進んでいない。	C	●職業として農業を選択できるよう、他産業と遜色ない所得を上げる経営体をつくりあげる必要がある。	●規模拡大志向農家等の担い手へ農地の流動化を今後も推進していくべきである。	B	農林治水課
			農産品のブランド化	●桃の新品種「めぐみ白鳳」の品種登録が行われた。 ●じねんじょの県推奨品種「夢とろろ」を犬山東部地区で栽培を実施されている。 ●市内和菓子店と果樹連合会との出荷契約の締結がされている。	●「めぐみ白鳳」は市内桃農家で栽培されている。 ●「夢とろろ」は順調に生産されている。	B	●高齢化による桃栽培農家数減少が続いている。 ●じねんじょの販路拡大と出荷量の増加を図る必要がある。	●定年等による帰農者を育成すべきである。 ●作業の効率化と生産性向上及び高品質安定生産を検討すべきである。 ●更なる販路拡大のため他産業との連携したイベントや流通ルートを開拓すべきである。	C	農林治水課
			農地の活用	農地の流動化による集積利用	●認定農業者等へ毎年、少しではあるが集積化が進んでいる状況である。	●耕作放棄地の面積は増加傾向にあるが、農地はそれなりに進んできている。	B	●国や県の制度等を利用し、今後も農地の集積化や耕作放棄地の解消策を検討する必要がある。	●国の農地制度改革等を見守りながら、犬山市にあった農地の活用方法を考える必要がある。 ●耕作放棄地の解消に向けての対策を、関係機関と連携し構築すべきである。	A
		生産緑地の活用		●それぞれの農家で栽培されているのが現状で、過去に買取り拡大されたケースはない。	●生産緑地は税金対策的傾向が強く、農産物の栽培は熱心でない場合が多い。	D	●生産緑地の活用は現状では難しいと思われる。	●今後も生産緑地の活用は、難しいと考えられる。	D	農林治水課
		観光農園の推進	観光農園の推進	●栗栖で商工会議所が主に中心となり観光農園が行われている。 ●内田の木曾川沿いで朝市が毎週1回開催され、野菜等の販売が行われている。	●有機野菜の栽培は採算性の問題等で非常に難しい点が多く、生産が進んでいない。	C	●有機野菜は食の安全・安心の観点から消費者ニーズが高いのに対し、生産量は少ない現状にある。	●有機野菜や特産品の生産拡大に向けての取組を、関係する機関と連携して構築していくべきである。	C	農林治水課

第4次総合計画の評価・総括【目標5 活力と賑わいのある産業・観光のまちづくり(にぎわいのもり)】

政策	基本施策	中施策	小施策	これまでの総括		達成状況評価	今後の方向性		重要度評価	担当課	
				達成・推進状況	未達成内容とその原因		今後の課題	今後の展開方向			
産業の振興	工業	中小企業の振興	相談・指導体制の充実	●小規模事業経営支援事業として商工会議所が行う、記帳指導、講習会の開催、金融指導や、事業施策の普及を行うための経費に対し補助を行う。	(未達成内容なし)	A	●相談指導体制の充実	●商工会議所と連携し相談体制を確立する	A	商工企業振興課	
			融資制度の周知と利用の促進	●商工業振興資金等の融資について、広報などにより制度の周知をする。 ●利用促進のため保証料補助制度を設けている。	(未達成内容なし)	A	●セーフティなどの時代のニーズに沿った対応をする	●中小企業の事業者が必要とする取り組みを行う	A	商工企業振興課	
			伝統産業の振興・活性化支援	●小中学生を対象として犬山焼教室の開催や、酒蔵巡り事業を実施することで、特産品を紹介し、将来の需要拡大に繋げる。 ●機会ある毎に、特産品の販売を行う物産展に参加し販路拡大に努める。	(未達成内容なし)	A	●新規需要の開拓のため事業者を支援する	●特産品協会との連携による活性化の取り組み	A	商工企業振興課	
		工業用地の確保	用地確保と工業団地の整備	●H15年度に高根洞工業団地（造成主体：県企業庁）の分譲を開始し、H20年度までに全区画の分譲が完了した。造成完了後に市街化区域に編入し、地区計画を決定した。 ●市内3ヶ所目となる工業団地造成の適地調査を実施した。	(未達成内容なし)	A	●新たな工業団地を設定する上では、一定規模以上の敷地確保が必要であるが、「法規制等の基準」、「所有者の承諾」などを考慮、克服していく必要がある	●H20年度の工場立地適地調査などの結果を踏まえ、新規候補地の絞り込みを実施	A	商工企業振興課	
			住工混在地域の工場再配置	●H15年度に高根洞工業団地（造成主体：県企業庁）の分譲を開始し、H20年度までに全区画の分譲が完了した。 ●高根洞工業団地においては、立地奨励金（都市計画税、固定資産税と同額の奨励金を交付）を行い、市内企業については、市外企業に比して対象期間を1年間長く設定する優遇施策を実施した。	(未達成内容なし)	B	●新たな工業団地を設定する上では、一定規模以上の敷地確保が必要であるが、「法規制等の基準」、「所有者の承諾」などを考慮、克服していく必要がある	●H20年度の工場立地適地調査などの結果を踏まえ、新規候補地の絞り込みを実施	A	商工企業振興課	
		企業の誘致推進	研究開発型企業の誘致	●一層の地区内商工業の発展も目指す目的も含め、H19年度に商工会議所と協力協定を締結した。 ●H15年度に高根洞工業団地（造成主体：県企業庁）の分譲を開始し、H20年度までに全区画の分譲が完了した。 ●県は、先端技術産業誘致の促進を積極的に促進した。	(未達成内容なし)	C	●研究開発や先端技術産業に特化した、財政的や規制の面での特例を設け、現状以上の積極的な誘致施策を実施していく必要があるのか再考する必要がある。	●まずは、市内での新たな工業用地の確保にむけて、適地選定を最優先に実施	B	商工企業振興課	
		商業	魅力ある商業地の整備	魅力ある商業地の形成	●商工会議所、犬山まちづくり(株)と連携して商業地振興に取り組む。 ●空き店舗活用事業費補助金を継続的に実施。本町通りは観光商業地を形成しつつある。	●地方都市の駅周辺は、どこも商業集積地としての魅力が欠いてきている。 ●歴史のまちづくりに合わせた商業振興を目指す必要がある。	C	●住民や観光客のニーズに合った店舗があるまちづくり	●商店や店舗の誘致、開拓	A	商工企業振興課
				商店街環境整備と駐車場確保	●犬山まちづくり(株)と連携し駐車場を運営している（ユニー跡地を駐車場として運営している）。	●現在は駐車場が不足しているが、市役所駐車場が整備されるので、それなりに達成されてくる。	C	●駐車場用地の確保	●犬山まちづくり(株)の更なる事業展開	B	商工企業振興課
				観光商業地の形成	●空き店舗活用事業費補助金を継続的に支給する。本町通りは観光商業地を形成しつつある。	●空き店舗はかなり減少してきている。	A	●本町通りは空き店舗は減少したが、駅前通り、魚新通りはなかなか進まない。	●本町通りに偏らず、他の通りでの新規店舗開店を進める。	A	商工企業振興課
	犬山の特色ある商業の振興			●犬山商工特産品協会への補助金の支給により、協会の会員による、商品開発や商業振興の支援を行う。自然薯のドーナツ、串グルメ（串を利用した食べ物）など、地域ブランドは育ちつつある。	●犬山らしさをアピール出来る地場産品の開発	C	●特色ある犬山の特産品開発	●新たな地場産品の開拓	A	商工企業振興課	
	経営の近代化・合理化の促進		経営指導、研修などの充実	●商工会議所が行う、商工業活性化事業に対し補助金を支給し支援を行う。	(未達成内容なし)	A	●商工会議所との連携	●商工会議所事業への支援	A	商工企業振興課	
			金融対策の充実と支援制度活用促進	●商工業振興資金を利用する中小事業者融資の保証料を補助し利用促進を図る。 ●広報による制度の周知啓発。	(未達成内容なし)	A	●制度の広報啓発	●商工会議所との連携により相談体制を整える	A	商工企業振興課	
			中小事業者の育成	商店街組織の強化	●夏祭り等での連携事業は実施されている	●商店が減少し、一部の連携事業は行われているが、活性化に貢献するものではない	B	●共同事業の規模や内容を充実させる。商業発展会や商業組合が小さく別れているので、これを統合する必要がある。	●商工会議所への連携支援	A	商工企業振興課
	中小事業者の育成	●商工会議所による発展会連携事業を実施した。		●事業者の減少、高齢化により、イベント企画や交流事業などの新規事業企画が行われていない	B	●発展会組織を越えた連携組織の確立。小さく別れている発展会組織をまとめる必要がある	●事業者からの積極的な事業への参加を促す	A	商工企業振興課		

第4次総合計画の評価・総括【目標5 活力と賑わいのある産業・観光のまちづくり(にぎわいのもり)】

政策	基本施策	中施策	小施策	これまでの総括		達成状況評価	今後の方向性		重要度評価	担当課
				達成・推進状況	未達成内容とその原因		今後の課題	今後の展開方向		
産業の振興	観光	観光資源の整備・充実	地域資源の新たな観光資源としての活用	●東海自然歩道や八曾、栗栖の遊歩道について宣伝し、誘客に努めている。また、案内看板等を設置するなどして、整備、充実に努めている。	●サイクルロードの整備状況については、自転車と歩行者の安全確保の観点からあまり進んでいない。	C	●遊歩道を歩いていたら、自転車と接触しそうになったなどの意見が寄せられており、安全確保の問題がある。	●自転車と歩行者の双方の安全が図られるよう十分な啓発や棲み分けをしていく必要がある。	B	観光課
			広域観光の推進	●近隣市町として、各務原市、美濃加茂市、可児市、坂祝町と連携して広域観光を進めている。	●概ね連携がとれており、イベントや宣伝活動などが比較的スムーズに行われている。	A	●広域観光としての知名度が低いことが問題である。	●観光マップやwebなどの宣伝方法の見直しをし、また、各市町の観光施設との連携が必要である。	B	観光課
			観光機能の複合化	●犬山お城まつりなどの市民主体のイベントに対し、関係機関と連絡を取りながら支援をしている。また、観光施設とも必要に応じて連携をしている。	●大きな問題もなく、イベント等支援が行われている。	B	●支援の内容についての境界があいまいな部分がある。	●行政がどの部分まで支援をしていくべきか役割分担について、関係団体と議論する必要がある。また、各団体の育成についても考えていかなければならない。	A	観光課
			犬山鶴飼の活性化	●現在、近隣の小中学生から依頼があれば、施設の見学をさせるなどしている。また、小中学生うかいを実施しており、鶴匠体験や鶴飼いを見ることが出来る。	●オフシーズンを中心に見学や学習の場として、受け入れを頻繁にしている。概ね満足いただいている。	B	●鶴舎や鶴の池があるが十分な広さではなく、一度に大勢の方が見学することが難しい。	●鶴舎の建て替えあるいは建て替えが困難であれば、狭いスペースでより良く学習させる工夫が必要である。	B	観光課
		観光宣伝・情報発信の充実	観光犬山のイメージアップ	●春と秋に犬山キャンペーンを実施し、犬山らしさを効果的にPRできており、犬山への観光客が増加している。	(未達成内容なし)	A	●キャンペーンにより、市外、県外の人々に犬山のイメージを今以上に深く浸透させていく必要がある。	●宣伝効果を高めるには、同じことをしているだけでは新鮮味がないため、新たな企画を少しずつ織り交ぜていく必要がある。	A	観光課
			きめ細かな観光情報の提供	●観光情報についてのホームページ運営については、犬山市観光協会に委託している。	●ホームページについては、随時更新しており、また意見等があれば迅速に対応している。	A	●観光客のニーズは、年々変わってきており、既存の方法では対応できなくなる。	●観光客のニーズを研究し、わかりやすい情報提供方法を考えていかなければならない。	B	観光課
		観光客の誘致対策	観光客の誘致活動	●名古屋・犬山観光宣伝協議会は、犬山、名古屋のほか、豊田、瀬戸、長久手を含めた名古屋圏観光宣伝協議会として活動をおこなっており、国内外で宣伝を行っている。	(未達成内容なし)	A	●マスコミや旅行社巡りをする中で、名古屋圏の宣伝活動しているが、誘客にどれだけ貢献しているのか分からない。	●具体的な実績がわかる宣伝方法も考えていかなければならない。	C	観光課
			会議・研修の誘致活動	●木曾川うかいやお城まつりの宣伝など定期的に観光協会や各関係施設と連携して、旅行代理店等へ訪問活動を行っている。また、おもてなし研修会を定期的に行っている。	(未達成内容なし)	A	●訪問する場所が似通っている。	●どこに訪問するとより大きな誘客や新規の顧客が開拓できるか研究する必要がある。	B	観光課
		観光環境の整備・充実	観光環境の整備	●日本語のわからない外国人が犬山を観光することは困難を伴うと思われる。	●場所によって、日本語表記だけ、日本語と英語表記のみ、また4カ国語表記など統一されていない。	C	●多言語の看板や観光パンフレットを作成するなどして、誘客を図る。	●どこにどの言語の看板を立てると効果的か外国人の動向をリサーチして、少しずつ看板やパンフレットを増やしていく必要がある。	C	観光課
			観光ボランティアガイドの育成	●日本語のボランティアのナイスで犬山や外国語の犬山国際交流協会の通訳ボランティアが犬山城を中心に活動を行っている。	●ボランティアの活動を行っている方に片寄りが若干ある。	B	●誰でも参加しやすい雰囲気作りが重要である。	●現在は、比較的時間のある中高年の方が中心であるが、若い方でも参加可能で時間配分の調整ができるような仕組み作りが重要である。	C	観光課
			観光協会の法人組織化	●法人化できていない。	●法人化に向けての準備がほとんど進んでいない。	D	●法人化に向けての調査、研究をしていく。	●ただ法人化すればいいというものではなく、メリットやデメリットも考慮に入れて準備していく必要がある。	B	観光課

第4次総合計画の評価・総括【目標5 活力と賑わいのある産業・観光のまちづくり(にぎわいのもり)】

政策	基本施策	中施策	小施策	これまでの総括		達成状況評価	今後の方向性		重要度評価	担当課
				達成・推進状況	未達成内容とその原因		今後の課題	今後の展開方向		
労働環境の整備	勤労	雇用環境の向上	就労の場の確保	●高根洞工業団地に進出する企業へ企業立地奨励金を交付した。	(未達成内容なし)	A	●企業誘致の促進	●企業誘致の促進	A	商工企業振興課
			高齢者、女性、障害者の雇用確保	●企業への働きかけ	●就職弱者への雇用の安定確保を促進すること。世界的な経済危機により企業の存続も危なくなっている。	B	●企業への働きかけ	●企業への働きかけ	B	商工企業振興課
			安心して働ける職場環境の向上	●県からの派遣職員による労働相談を実施した。 ●広報掲載などの啓発を行った。	●労働環境向上のための啓発・普及	B	●効率良く普及啓発を図ること	●企業への働きかけ	B	商工企業振興課
			勤労者教育の促進	●職業訓練事業補助金を、職業訓練法人一宮職業訓練協会に支給した。 ●職業訓練生の募集を広報に掲載した。	(未達成内容なし)	B	●連携事業内容の充実	●勤労者教育の事業、機関の広報啓発	B	商工企業振興課
		勤労者福祉の充実	勤労者の余暇活用と福祉の向上	●楽田地区コミュニティ推進協議会が勤労青少年ホームと山の田公園を夏祭り等で一体で利用するなど、総合的な利用が図られている。 ●勤労青少年対象の教養講座を開設し、勤労者福祉の充実を図っている。	(未達成内容なし)	B	●勤労青少年ホームの利用のうち、本来の利用者である勤労青少年の利用が教養講座のみで全体の利用者の半数以下であり、充分利用されていない。	●勤労青少年ホームを核にし、周囲の体育施設（山の田公園、体育センター、弓道場）を一体に利用するよう、さらに促進していく必要がある。	C	社会教育課
			地域産業保健センター相談窓口の設置	●地域産業保健センター運営会議を通して関わった。	●経済状態の良いときは、各事業所が対応しており、相談窓口設置の働きかけの必要性が低かった。	B	●相談窓口の設置を広報啓発	●小規模事業所への働きかけ	B	商工企業振興課
		勤労者融資制度の充実	住宅・生活資金の融資制度充実と利用促進	●融資資金として、東海労金に預託し利用促進を図る。	(未達成内容なし)	B	●利用者、融資額の増加	●利用者、融資残高の減少が見られるので、制度の啓発を行う	B	商工企業振興課
			退職金共済制度への加入促進	●退職共済制度への加入促進のため、広報等による制度の周知を行う。 ●加入者の負担軽減となるよう掛金の助成を行う。	(未達成内容なし)	A	●加入促進の周知啓発	●補助内容の充実	B	商工企業振興課
	消費生活	消費者保護と啓発	消費生活の啓発と意識の高揚	●年4回消費者の意識を高めるため、消費生活に身近な話題をテーマにして消費生活講座を開催している	●消費生活展の一時中止	B	●講座等への参加者を拡大するための方策	●地域や年齢に偏らず、多くの消費者に啓発を行う	A	商工企業振興課
			消費生活モニター制度の充実	●消費生活モニターを委嘱するということには行っていないが、当制度の活動の一部を消費者団体協議会に無償で行ってもらっている。	●消費生活モニター制度廃止	B	●消費者団体協議会との協力体制の充実	●年間通じては活動がないため、現状通り消費者団体協議会に手伝ってもらいながら行っていく。	C	商工企業振興課
		消費生活相談の充実	相談体制の充実	●消費生活相談を週1回、相談員2名で実施した。 ●多重債務者救済のため、消費生活法律相談を、愛知県弁護士会に委託し実施した。	(未達成内容なし)	A	●相談日、相談室の充実	●相談日を増やす、相談室を犬山地区以外で開催するなど、相談者の利便を考え、利用しやすい相談室にする。 ●相談員の資質の向上。	A	商工企業振興課
		消費者団体の育成	組織・団体の育成・強化と自主活動の支援	●犬山市消費者団体協議会の活動を支援した。	●消費生活展、いきいき暮らし祭りの取り止め（消費者団体の活動として実施していたが、参加者が減少するなど、ニーズに合わないものとなった）	C	●参加者の刷新と活動内容の見直し。	●消費者団体が主体となって、講座や勉強会を開催出来るようにする	B	商工企業振興課

第4次総合計画の評価・総括【目標6 交流と市民参画のまちづくり(ふれあいのもり)】

政策	基本施策	中施策	小施策	これまでの総括		達成状況評価	今後の方向性		重要度評価	担当課
				達成・推進状況	未達成内容とその原因		今後の課題	今後の展開方向		
交流の推進	国際交流	国際交流活動の推進	友好都市との相互交流の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●姉妹友好各都市へのスタディーツアー・ホームステイ事業を行い、市民レベルでの現地訪問を充実させた。 ●姉妹友好各都市からも、要人を迎え I I A ボランティアを中心に、交流を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ●襄樊市（中国）・ザンクトゴアルスハウゼン市（ドイツ）との交流に関しては、市民レベルにまでは至らなかった。 ●襄樊市について、行政間交流の考え方が主流であるのと、相手側を招聘する際、大使館を通しての招聘状が必要な事が原因 ●ザンクトゴアルスハウゼン市との交流については、相手都市の規模が小さいことと、交流経費の経済的負担が大きいため 	A	<ul style="list-style-type: none"> ●相手国それぞれに、交流のあり方を検討していく必要がある。 ●定期的に、お互いの情報、経験、アイデア等を交換する場を作る。 ●交流により、お互いの都市に利益がある様な交流を芽生えさせる。 	<ul style="list-style-type: none"> ●姉妹友好各都市の市民が相互に訪問する ●襄樊市との交流については、経済的・技術的交流を望んでいるが、市民レベルでの交流を実現させるため可能な交流のあり方を協議していく。 ●姉妹友好都市提携にこだわらず交流の目的にあわせた、交流都市の選択をし、交流を展開する。 	C	地域活動推進課
			フレンドリーな交流の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●市民の間から、行政の支援を行わずとも形式にとられない、様々な交流が行われた。 	(未達成内容なし)	B	<ul style="list-style-type: none"> ●各団体と行政の関わり方、犬山国際交流協会との位置付けが無いためガイドラインを作成し、明確にしていく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ●市民の自発的な交流促進に対して、側面から支援をしていく。 ●専門性の高い分野でも、交流を促進していく。 ●階層別の交流を行える事業を計画していく。 ●東アジア内での日本の位置づけを理解し、近隣諸国との交流を活性化させていく。 	B	地域活動推進課
			国際理解と交流の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●犬山国際交流協会（FOD・Bブリッジズ）企画のホームステイ事業は盛んになっている。 ●語学講座も6言語に増え、受講料も低価格で参加しやすく、充実している。 	<ul style="list-style-type: none"> ●ホームステイ希望者が多く、犬山での受入希望者が少ないため、受入れ先を確定するのに時間を要する。 ●特定の国への国際交流・理解は浸透したが、在住外国人への理解を含む国際理解は不十分である。 ●十分浸透しないのは日常生活での、国際交流・理解の必要性を市民が感じていないため。 	B	<ul style="list-style-type: none"> ●海外への訪問が自由になっている為スタディーツアーを今後も企画していくか検討。 ●ホームステイ受入者をどのように増やしていくか。 ●以前よりも国際情報が多く発信されているが、どのように情報収集をして、どのような情報を提供していくか。 	<ul style="list-style-type: none"> ●語学講座の実施を中心として、国際交流・理解の推進は継続していく。 ●語学講座、ホームステイは引続き継続していく。 	C	地域活動推進課
			国際博覧会を契機とした交流の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●一市町村一國フレンドシップ事業にてドイツに加え、エリトリアとの交流が始まった。 ●万博関連イベントへの参加、万博会場を訪れ、様々な国の文化等にふれることが出来た。 ●H19年度よりフレンドシップ継承交付金事業が開始され（H23年度まで）、万博の理念を継承した事業を行っている。 	(未達成内容なし)	A	<ul style="list-style-type: none"> ●エリトリア国との交流の展開 ●フレンドシップ継承交付金終了後の財源の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ●世界平和、環境保護など世界的に取り組むネットワーク組織への参加し、施策に反映していく。 	C	地域活動推進課
		交流体制の充実	国際性豊かな人づくり	<ul style="list-style-type: none"> ●犬山出身の海外青年協力隊、シニアボランティアを継続的に排出した。 ●行政指導による、組織運営からボランティアグループの自立を目指してきたが、主体性を持って活動するグループが少なく、行政依存を解消できていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ●若い人材の育成が難しく、意欲を持った人材を活かすことが出来ない。 ●創業世代の意欲が強すぎるため、縄張り意識と既得権の主張が原因。 	C	<ul style="list-style-type: none"> ●ボランティアリーダーの高齢化 ●ボランティア研修の必要性 ●ボランティアグループの行政からの自立 	<ul style="list-style-type: none"> ●組織マネジメントと、ボランティア及び、リーダー向けの階層別に研修等を開催する。 	A	地域活動推進課
			交流体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●これまでにについては、協会と行政による協力体制が確立された。 ●行政が計画、協会が実践という形の事業展開が行われてきた。 	<ul style="list-style-type: none"> ●協会及び、ボランティアの行政に対する依存度が高く、市民を中心とした交流に発展しにくい現状がある。 	B	<ul style="list-style-type: none"> ●国際交流協会の組織の再編 ●協会ボランティアグループ、会員の位置づけ 	<ul style="list-style-type: none"> ●協会の法人化と市民全体の交流事業の推奨。 	B	地域活動推進課
			犬山国際交流協会の拡充と組織強化	<ul style="list-style-type: none"> ●加入ボランティアグループは14団体に増えた。 ●毎月1回正副会長会が開催され、協会運営について役員を中心に活発に参画出来た。 ●H21年度より、協会事務局員も雇用出来た。 	<ul style="list-style-type: none"> ●組織内での調整がとれず、事務局の行政からの独立は果たせなかった。 	C	<ul style="list-style-type: none"> ●役員組織、ボランティアグループ、会員の位置づけ ●役員の改選 ●自立検討委員会（仮称）の設置 	<ul style="list-style-type: none"> ●海外との国際交流に特化した協会ではなく、新しい役割の確立を目指した組織作り 	A	地域活動推進課

第4次総合計画の評価・総括【目標6 交流と市民参画のまちづくり(ふれあいのもり)】

政策	基本施策	中施策	小施策	これまでの総括		達成状況評価	今後の方向性		重要度評価	担当課
				達成・推進状況	未達成内容とその原因		今後の課題	今後の展開方向		
交流の推進	国際交流	国際交流の拠点の充実	拠点での新しい交流の場の提供	●フロイデを拠点として、各種イベント、会議など継続して実施した。	●国際交流村の活用については、十分活用されていない。その原因としては、交通の便が悪い等ハード面に問題がある。	A	●指定管理制度の導入により、十分なスペースが確保されていない ●センター地域、周辺の国際交流団体との連携 ●国際交流村が設置されたときの目的が果たされていない、 ●国際交流の機能と在住外国人向けに多文化共生センターとしての機能を持たせていく必要がある	●フロイデを、国際交流の拠点としてだけでなく、地域コミュニティ、市民交流の拠点としての機能、位置づけを検討し明確にしていく。 ●国際交流村の活用の検討	B	地域活動推進課
			コンベンション誘致組織の確立	●全国組織から脱退するなど、コンベンション誘致組織として確立されていない。 ●しかしながら、指定管理者やNPO法人大山学術文化交流センターの努力によって、IAEA（国際原子力機構）の国際会議の誘致に成功した。 ●これを機に、年間数件の誘致を行っている。	●誘致組織の確立には至らなかったが、原因としては、指定管理者やNPOがその役割を担っている為。	A	●施設が老朽化のため、コンベンション施設維持に多額の修繕費がかかる。	●今後も、コンベンション誘致を推進していくか検討する必要がある。	D	地域活動推進課
		外国人にもやさしい環境の整備	在住外国人の生活支援	●多言語（英語・中語・ポルトガル語・スペイン語・日本語）にて生活情報誌を年4回（4・7・10・1月）市内各町内会を通して回覧している。 ●日本語教室の開催や、外国人住民が集住している地域（楽田地区）にて外国人児童の居場所づくりを目的とした、学習支援教室（お帰りのなさい塾）を開設した。 ●外国人相談窓口を開設した（H20年度～）。	（未達成内容なし）	A	●日本人と同等の行政サービスを提供する必要があるという認識が不足している。 ●現状の把握がなされていない。 ●各課で業務の一つとして取り組んでいく仕組みが出来ていない。 ●犬山市多文化共生推進委員会（庁内組織H20年度設立）の活用	●多文化共生推進計画の策定	C	地域活動推進課
			相互交流機会の提供	●在住外国人との交流事業はこれまであまり多くなかったが、犬山国際交流協会ボランティアグループ主催事業（シェイクハンズ、日本語教室、国際理解協力グループ）が年間数回行っている。	●外国人住民のイベントへの動員を企業へ依頼していたため、地元外国人が分からない。 ●地域コミュニティの活動が活性化しているがそこへ外国人住民の参画がない。	C	●コミュニケーション手段として通訳・翻訳体制、また外国人住民の日本語能力の向上が必要。 ●外国人コミュニティの組織化と代表者の選出による窓口化が必要	●外国人住民の地域コミュニティ、町内会等自助組織への参画を推進する。	A	地域活動推進課
	市民交流	交流の推進	姉妹都市間の市民交流の促進	●商工会議所・北のまちづくり推進協議会等が主体となった産業交流や行政間交流は現在でも継続されている。 ●H12年度には、宮崎県日南市と姉妹都市提携をした。	●最近では盛んに行われたが、学校、スポーツ少年団、青年交流は下火となり、現在は行政主催の小学生ホームステイ交流のみ。	B	●市民交流のあり方を検討する必要がある。 ●ホームステイ事業の継続	●無理のない交流のあり方を検討する。 ●市民に対して交流の核になる団体を育成する。	C	地域活動推進課
			市民主体の交流活動の支援	●毎年、春のお城まつり開催の際、各都市より特産品協会が物産展への出展を継続的に行っている。	（未達成内容なし）	B	●市民活動をどのように育成化していくか。	●行政の介入が無くとも、積極的に交流を実施できるような市民団体の育成を行っていく。	C	地域活動推進課
			情報交換の場の提供	●行政内においてはある程度の情報収集は可能だが、市民同士の相互情報はほとんどなされていない。	●団体相互の交流や、情報交換は行われておらず、活動は低迷している。	C	●様々な団体が点在するため、目的が必ず一致しないため、集まって話し合うことが困難な状況。	●市民交流活動に関する連絡協議会の設置。	B	地域活動推進課
			交流機会の提供	●在住外国人との交流事業はこれまであまり多くなかったが、犬山国際交流協会ボランティアグループ主催事業（シェイクハンズ、日本語教室、国際理解協力グループ）が年間数回行っている。	●外国人住民のイベントへの動員を企業へ依頼していたため、地元外国人が分からない。 ●外国人住民へのPRには言語の壁がある。	C	●コミュニケーション手段として通訳・翻訳体制、また外国人住民の日本語能力の向上が必要。 ●外国人コミュニティの組織化と代表者の選出による窓口化が必要	●外国人住民の地域コミュニティ、町内会等自助組織への参画を推進する。 ●外国人住民主催のイベントに市民も参加できるような環境作り	B	地域活動推進課
			交流活動のまちづくりへの活用	●犬山観光大使を任命した。	（未達成内容なし）	B	●市外犬山出身者の具体的な活動	●市外犬山出身者の活用の継続 ●任命基準	D	地域活動推進課
		交流の支援	リーダー育成と意識の醸成	●国内交流に対する意識付が不足している。	●リーダーが育っておらず、市民が活発に交流を行う状況にない。	C	●交流活動に関する啓蒙とリーダーの育成	●国内の交流について、議論する必要がある	B	地域活動推進課
市民交流組織の支援	●北の町づくり推進協議会以外は組織がない状況である。		●組織の育成が出来ていない。	B	●必要性があるかどうか検討する必要がある。	●青少年交流を主体とした場合、学校側ともある程度協働して交流のあり方を検討していく必要がある。	C	地域活動推進課		
情報提供や連絡調整などによる交流支援	●行政交流については継続して実施している。		●観光協会以外、市民への広がりはない。	C	●行政主導で市民を動かそうとしても自立させることは難しい。	●同じ目的を持った、団体個人同士の交流活動が望ましい。	C	地域活動推進課		

第4次総合計画の評価・総括【目標6 交流と市民参画のまちづくり(ふれあいのもり)】

政策	基本施策	中施策	小施策	これまでの総括		達成状況評価	今後の方向性		重要度評価	担当課
				達成・推進状況	未達成内容とその原因		今後の課題	今後の展開方向		
市民参画	市民参画	参画機会の拡大	参画意識の高揚	●地域の人々が取り組む活動について、様々な媒体を通じての幅広い情報提供を継続的に行い、市民の参画意識の高揚を促してきた。	●参画意識の高揚について一定の成果が出ているとはいうものの、地域住民の間でも“まちづくり”というものに対する意識の温度差がある。	B	●地域活動への参画を促すために、今まで取り組んできた情報発信と併せて、地域住民による(受動的ではなく)能動的な活動を促す工夫が必要となる。	●より良いまちづくりのために、今まで以上に多様な人材の参画が必要となる。	B	地域活動推進課
			参画機会と場の提供	●まちづくりに関する条例の制定についても、まちづくり拠点施設についても、計画段階から実際の利用者である地域住民の参画を呼びかけて整備を進めた。	(未達成内容なし) ●しかしながら、今後の状況を見ながら必要に応じて見直しが求められる。	B	●条例の理念を全市的に浸透するよう普及・啓発活動を進める必要がある。	●より良いまちづくりのためには、今まで以上に地域住民の参画が不可欠であり、積極的に地域住民の参画を促し、地域に対する意識を高める必要がある。	B	地域活動推進課
			市民と行政のパートナーシップ確立	●NPO等への委託事業等も年々増え続けており、その面でもNPO等と行政の協働が確実に進んでいる。	●一定の成果が出ているとはいうものの、まだ不十分な部分もある。その原因として、NPO等と行政の相互理解不足があげられるが、今後事業を遂行し実績を積み重ねることで、相互理解を深める必要がある。	B	●地域のニーズに合った行政サービスを進めるためにも、地域ニーズを把握しているNPO等との協働を推進する必要がある。	●地域住民自らがまちづくりに携わる地域づくりに向けて、市民と行政との連携の強化が必要である。	B	地域活動推進課
		人材の育成	まちづくりのための人材や団体の育成	●普及・啓発を目的とした事業(フォーラム・各種講座等)を実施。自らが自らのまちについて考える機会を設け、人材・団体の育成に努めた。	(未達成内容なし) ●ただし、これで人材育成・団体育成についての取り組みを終えるのではなく、継続的に取り組む必要がある。	B	●未だ眠っている人材を発掘するとともに、今活動している団体の育成を促進する。とりわけ若い世代(20~40代)の参画が十分だとはいえないため、その年代の参画を促す工夫が必要である。	●活動がより発展的なものとなるために、今後も継続的に人材育成を進める必要がある。	B	地域活動推進課
		活動の支援	活動拠点の充実	●市民活動支援センター、楽田ふれあいセンター、小弓の庄、余遊亭など、地域のまちづくり拠点施設が整備された。	(未達成内容なし) ●ただし、今後の地域における活動状況を見ながら、新しい拠点施設の整備の必要性について検討する必要がある。	B	●今まで以上に各拠点施設の利活用促進を図る。	●時代の流れに合わせて拠点施設にかかる設備の充実を図る必要がある。	B	地域活動推進課
市民の参画	コミュニティ	意識の啓発と組織の育成	コミュニティ意識の高揚	●犬山市内3つの地域コミュニティにおいて、それぞれ地域特性を活かした活動が展開され、今や地域社会になくてはならない組織となっている。 ●また、事業を通じて地域内の連帯感が年々高まっている。近年では、各地域において、安心・安全のまちづくりに取り組むなど、時代のニーズに合わせた活動も展開している。	(未達成内容なし) ●今後も社会状況の変化に対応した取り組みが期待される。	B	●今まで以上に、コミュニティ活動に参画していない地域住民を巻き込むための方策が必要である。 ●地域コミュニティにおいては、合意形成が得られにくい事業についても、実施していくことが求められる。	●少子高齢社会が進むこの先、地域の問題解決のためにますます地域の連帯感が求められるため、地域コミュニティの社会的役割が大きくなる。	B	地域活動推進課
			小学校区単位の組織の育成	●新しいコミュニティ組織(羽黒等コミュニティ推進協議会)を設立した(H11年)。 ●犬山市内の地域コミュニティにおいては、各小学校と連携した事業(運動会・ゴミゼロ運動など)も展開されている。	(未達成内容なし) ●今後、今まで以上に地元の小学校との連携を強化し、地域活動の1つの拠点となることが期待される。	B	●現状ではコミュニティ組織がない地域があり、その地域においては地域内の連携が弱く地域による地域の問題解決に至らないため、市内全域に地域コミュニティが整備されるような方策が必要である。	●各小学校単位でコミュニティ組織が整備されることで、地域内で地域の問題解決が図られることが求められる。 ●小学校を拠点として多世代間の交流を推進する事業の展開が期待される。	B	地域活動推進課
		活動の支援	財政・情報面での活動支援と人材育成	●財政面では、活動に対する支援の1つとして市から地域コミュニティに助成金を交付し、よりよい地域づくりに役立てられている。 ●情報面については、各地区コミュニティの活動について広く情報発信するとともに、地域づくりに関する見聞を広めるための先進地視察研修会を実施している。	(未達成内容なし) ●ただし、今後もしばらくは継続的な支援が必要である。	B	●財政面では、さらなる自立が求められる。 ●人材育成の面では、地域コミュニティの次代を担う人々の発掘が必要となる。	●先駆性という面では、活発な事業展開がされているが、財政面・人材育成面において、継続性が保たれることが期待される。	B	地域活動推進課
		施設の整備・充実	活動施設の整備と場の提供	●各地域コミュニティにおいて活動拠点は整備済みである。 ●ほかの公共施設等の利用についても弾力的な対応をしている。	(未達成内容なし) ●ただし、今後も時代のニーズに合わせた活動拠点の整備が求められる(活動拠点と活動状況とのバランスを見ながら、現状の施設で十分なのか否かを検討する必要がある)。	B	●新しい地区コミュニティが設立されることを促すための場の提供に努める必要がある。	●新しい地域コミュニティの設立を促すためにも、活動の“場”の整備を進める必要がある。	B	地域活動推進課

第4次総合計画の評価・総括【目標6 交流と市民参画のまちづくり(ふれあいのもり)】

政策	基本施策	中施策	小施策	これまでの総括		達成状況評価	今後の方向性		重要度評価	担当課
				達成・推進状況	未達成内容とその原因		今後の課題	今後の展開方向		
市民の参画	広報・広聴	広報活動の充実	各種媒体による行政・生活情報の提供	●広報紙を月2回発行し、市民に積極的に行政情報などを提供している。H15年7月からは、広報紙の作成をNPO法人に委託し、市民に市政の情報をわかりやすく、かつ市民サイドにたった情報の提供を図り、開かれた市政を目指している。 ●市ホームページを開設（H8年度）し、インターネットを利用して市政情報を広く発信している。	(未達成内容なし)	A	●積極的な情報発信を行うため、広報紙やホームページ以外の媒体の活用が必要。 ●広報紙の作成を受託しているNPO法人が現在1団体に限定されているため、今後新たなNPO法人の育成が必要である。	●広報紙の作成は、引き続きNPO法人に委託し、より精度の高い情報を市民に提供していく。 ●ホームページの情報の充実を図り、広く発信を行う。	C	秘書企画課
			既存手段の充実と対話型広聴の確立	●市民相談室において各種相談窓口を継続して実施している。 ●市ホームページにて広く意見を募集している。 ●窓口部門を中心に「窓口サービスに関するアンケート」を実施し、業務改善につなげている。 ●毎年町会長を対象に「走る市政教室」を実施し、町会長との意見交換を行う。 ●平成18年度からパブリックコメントを実施し、市の施策決定に反映している。	(未達成内容なし)	A	●広報紙で市民からの意見に対し回答を行ったり、パブリックコメントを積極的に実施するなど双方向の広聴活動が必要である。	●引き続き、様々な手段を用い、市民の意見を幅広く把握し、行政運営に反映させていく。	C	秘書企画課
		情報の公開	情報公開の推進	●個人のプライバシーに関する情報は最大限に保護しながら、市民の知る権利を最大限に尊重するため、国の法整備に先駆け、H11年4月に犬山市情報公開条例、犬山市個人情報保護条例を制定し、その適切かつ積極的な運用に努めている。	(未達成内容なし)	A	●個人情報の保護に関する法律の施行をはじめ、インターネット等、情報通信技術の進歩・普及に伴い、個人情報の保護に対する意識も同様に高まっているなかで、行政運営に対する市民の関心も同様に高まっている。	●個人情報の適切な管理が求められる一方で、基本的人権としての知る権利を最大限に尊重することを保障し、市政への市民参加の推進と行政に対する市民の信頼確保のため、引き続き積極的かつ速やかな情報公開に努めなければならない。	C	総務課
	男女共同参画	活動の推進	男女共同参画推進懇談会による推進	●懇談会では、年間事業計画書を毎年作成し、事業の実施に向け毎月懇談会を開催し、「女性の集い」などの事業を催し、男女共同参画社会の推進を図ってきた。 ●市民組織「男女共同参画市民会議」を設置し（H18）、市民団体と行政が一体となり男女共同参画社会の実現に努めた	(未達成内容なし)	B	●男女共同参画社会の実現を目指し、今後も市民会議(市民組織)とともに啓発活動を進める必要がある。	●市民組織の拡充と意識向上を図りながら、地域住民の参画を促す工夫が必要がある。	C	地域活動推進課
			組織・団体と人材の育成	●先進地視察や他の団体との交流会(他市団体、協議会等)をとおり人材・団体の育成に努めた。	(未達成内容なし)	B	●関係機関等と協力しながら、各団体や組織の育成支援に努める必要がある。	●今後も人材育成に努める必要がある。特に若い年齢層の参画を促す必要がある。	C	地域活動推進課
			女性行動計画の策定	●「犬山市男女共同参画プラン」(H18～27年度)を策定した。 ●施策の具体的目標達成期間として、第1期(H18～22年度)、第2期(H23～27年度)期間を設定し、このプランに基づき諸事業に着手した。	数値目標を設置している事業の中には目標に達成していない事業がある。	B	●男女共同参画社会基本法の趣旨に沿って基本的人権の尊重と男女の本質的平等等を目指し、あらゆる分野において男女共同参画社会の推進を図る。	●多様な人材の能力を活用するとともに、多様な視点を導入し新たな発想を取り入れていくことも必要である。	B	地域活動推進課
		意識の向上	多様な方法・機会を通じた意識の向上	●男女平等意識向上や女性の社会参画など推進するため、街頭アンケート、フォーラム・各種講座等を開催し普及啓発に努めた。	(未達成内容なし)	B	●住民の意識改革及び資質向上を図るよう事業展開が必要である。	●家庭生活、地域社会などあらゆる分野において啓発活動を検討する。	B	地域活動推進課
		女性の社会参画の促進	審議会などへの女性登用の促進	●施策の具体的目標として、数値目標を第1期(H18～22年度)を設定し、女性の登用に努めた。	●女性の登用率について、数値目標に達成していない審議会等がある。	C	●女性の参加は、以前よりは増加しているもののまだ十分とは言えないため各種審議会等への登用を促す必要がある。	●第1期の登用率をみて、第2期(H23～27年度)開始前に具体的な取り組み等を協議検討をし数値目標等を定める。	B	地域活動推進課
			社会参画のための環境整備	●女性の社会参画(社会進出)を進めるため制度の啓発を図ると共に、自立に向けての情報提供や学習機会を設けるなどに努めた。	●育児・介護休業法など法整備は進んできているが、その目的が十分果たされ活用されているとは言い難い現状である。	C	●様々な分野の女性割合を高めることに重点を置くのではなく、その背景にある課題を総合的に解決していくことが必要である。	●仕事と生活の調和(ワークライフバランス)の実現をめざし、関係組織(市民・行政・企業)が連携を図り、具体的な取り組みを検討していく必要がある。	B	地域活動推進課
		平和	意識の高揚	平和都市宣言の普及	●原爆パネル展の開催や戦争体験者の講話会の開催を通じ、「平和都市宣言」の趣旨普及に努めた。	(未達成内容なし)	B	●戦争体験者の高齢化による講師不足	●パネル展を中心に視覚に訴えるものへと施策展開していく。	C
平和意識の高揚	●毎年、犬山駅東西連絡橋や、国際観光センター(フロイデ)において、原爆パネル展を開催、また、戦争体験者による講演会を学校などで実施し、平和意識の高揚に努めた。			(未達成内容なし)	B	●戦争体験者の高齢化による講師不足	●パネル展を中心に視覚に訴えるものへと施策展開していく。	C	秘書企画課	
活動の推進	平和学習の推進		●毎年平和事業啓発の文具等を購入、講演会や映画祭など機会あるごとに配布し、啓発を図った。また、広島市への中学生派遣事業を実施した。	●広島市への中学生派遣事業については、現在は休止状態である。	C	●体験学習についての方向性	●ビデオ等による疑似体験など、費用対効果の高い施策の推進	C	秘書企画課	
	交流や活動の支援		●愛知県原水爆被災者の会(愛友会)犬山支部の活動に対し、補助金による助成を実施したが、H19年度をもって犬山支部が解散し、助成も打ち切りとなった。	(未達成内容なし)	B	●より多くの平和活動団体の把握と支援	●平和活動団体による支援要望に応え、施策を展開していく。	C	秘書企画課	

第4次総合計画の評価・総括【計画の推進にあたって】

政策	基本施策	中施策	小施策	これまでの総括		達成状況評価	今後の方向性		重要度評価	担当課
				達成・推進状況	未達成内容とその原因		今後の課題	今後の展開方向		
情報化の推進	情報化	行政事務の情報化の推進	情報化の計画的推進	<ul style="list-style-type: none"> ●各種行政情報処理システムの開発と改修をした。 ●L G W A Nを整備した。 ●関係団体とのシステム連携の整備を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ●情報化推進計画などは未策定、情報化技術などの見極めと財源確保を伴う計画的な導入が必要である。 	B	<ul style="list-style-type: none"> ●行政サービスの効率化・高度化 ●費用対効果の視点に立った適正な価格で、高い品質のシステムなどの開発や改修 	<ul style="list-style-type: none"> ●地域情報プラットフォームなど標準仕様に基づくシステムの導入 ●複数の団体によるシステムの共同利用の促進 ●ASP・SaaS事業者のサービスを利用したアウトソーシングの促進 	A	情報管理課
			適正なデータ管理と安全対策	<ul style="list-style-type: none"> ●情報セキュリティポリシーを策定し、情報セキュリティ対策委員会、情報セキュリティ教育、情報セキュリティ外部監査などを実施した。 	(未達成内容なし)	B	<ul style="list-style-type: none"> ●情報漏えい対策などを含む情報セキュリティ対策の維持及び強化 ●リスクマネジメントの実施 ●情報セキュリティインシデント対策 	<ul style="list-style-type: none"> ●情報セキュリティポリシーのPDCAマネジメントサイクルの推進 ●I Tガバナンスの強化 ●組織的・物理的・技術的・人的安全対策の実施 ●業務継続計画（B C P）の策定 	A	情報管理課
		情報化に対応した行政サービスの提供	各種サービスシステムの整備	<ul style="list-style-type: none"> ●住民基本台帳ネットワークとL G W A Nを整備した。 ●あいち電子自治体推進協議会として電子申請・届出システム、共同利用型施設予約システム、電子調達システムなどの開発及び稼働を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ●多様化する市民ニーズの把握、市民ニーズの把握と費用対効果 	B	<ul style="list-style-type: none"> ●行政情報サービスの簡素化・効率化・高度化の推進 ●地域住民のニーズに合った住民サービスの開発 	<ul style="list-style-type: none"> ●住民基本台帳カードの多目的利用 ●オンライン利用の基盤整備 ●公的個人認証サービスの推進 	B	情報管理課
			地域情報化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●市役所本庁の職員一人に一台のパソコンを設置した。 ●出先施設とのネットワークを構築した。 ●2011年7月完全移行に向けた地上デジタル放送を推進している。 	<ul style="list-style-type: none"> ●地域情報化の拠点施設、情報通信基盤の未整備 	B	<ul style="list-style-type: none"> ●地域の問題解決のためのI C T基盤整備の実施 ●システム連携によるワンストップサービスの構築 	<ul style="list-style-type: none"> ●次世代電子行政サービス基盤のグラウンドデザインの策定 ●次世代電子行政サービス基盤の標準モデル等の構築 ●民間事業者のビジネスやサービスとの連携 	B	情報管理課
新庁舎の建設	新庁舎	新庁舎の建設	新庁舎の建設	<ul style="list-style-type: none"> ●H15に「犬山市新庁舎建設事業基本計画」を策定し、土地整序（H17～）、基本設計（H18）、用地購入・実施設計（H19）、新庁舎建築工事（H20～21）、立体駐車場建築工事（H20）、竣工（H21）、付帯工事・外構工事（～H22）を推進している。 	<ul style="list-style-type: none"> ●建築工事中 	A	<ul style="list-style-type: none"> ●建築工事（H20～21年度）、竣工（H21年度）、付帯工事・外構工事（H21～22年度） ●供用開始後の適正な維持管理 	<ul style="list-style-type: none"> ●H21年秋新庁舎建築工事竣工の後、速やかに新庁舎での業務を開始する。 ●併せて、現庁舎除却、付帯工事、外構工事を進める。 ●供用開始後は適正な維持管理を進める。 	A	都市計画建築課 総務課
			市民に親しまれるシティホールの実現	<ul style="list-style-type: none"> ●H15に「犬山市新庁舎建設事業基本計画」を策定し、H18に基本設計を実施した。新庁舎の設計にあたっては、犬山市新庁舎建設基本構想で示された理念「行政・情報・防災・交流の総合拠点として新しいまちづくりの核となるシティホール」の実現を目指し、21世紀における市民共有の財産として、幅広く市民に親しまれ、長期間にわたり積極的に活用される良質さを兼ね備えた庁舎を創造することとした。 	<ul style="list-style-type: none"> ●建築工事中 	B	<ul style="list-style-type: none"> ●建築工事（H20～21年度）、竣工（H21年度）、付帯工事・外構工事（H21～22年度） ●供用開始後の適正な維持管理 	<ul style="list-style-type: none"> ●H21年秋新庁舎建築工事竣工の後、速やかに新庁舎での業務を開始する。 ●併せて、現庁舎除却、付帯工事、外構工事を進める。 ●供用開始後は適正な維持管理を進める。 	A	都市計画建築課 総務課
			市民との検討と合意形成	<ul style="list-style-type: none"> ●H12に市内各界の代表者や公募委員で構成された「犬山市新庁舎建設事業推進協議会」を設置した。 ●H13には、協議会に学識経験者、公募委員を加え、「市民機能研究部会」、「周辺まちづくり研究部会」、「事業研究部会」を設置するとともに、あわせて庁内に「犬山市新庁舎建設事業推進委員会」を設置した。 ●H17に庁内に「犬山市新庁舎建設推進本部」を設置した。 ●H19に市内各界の代表者や学識経験者で構成された「犬山市新庁舎建設推進有識者懇談会」を設置した。 	(未達成内容なし)	A	<ul style="list-style-type: none"> ●新庁舎の運用について、必要に応じて市民の意見と参加を求めることを検討する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ●新庁舎の運用について、必要に応じて市民の意見と参加を求める。 	C	都市計画建築課 総務課
			建設基金の積立	<ul style="list-style-type: none"> ●犬山市庁舎建設基金の設置及び管理に関する条例に基づき、H17年度末までに約33億円を積立てた。H18年度から取り崩している。 	(未達成内容なし)	A	<ul style="list-style-type: none"> ●新庁舎建設事業完了時に改廃を検討する必要がある。 ●後年度に発生する大規模な修繕に対応するための基金などを検討する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ●新庁舎建設事業完了時に改廃を検討する。 ●後年度に発生する大規模な修繕に対応するための基金などを検討する必要がある。 	C	都市計画建築課 財政課

第4次総合計画の評価・総括【計画の推進にあたって】

政策	基本施策	中施策	小施策	これまでの総括		達成状況評価	今後の方向性		重要度評価	担当課
				達成・推進状況	未達成内容とその原因		今後の課題	今後の展開方向		
行財政の運営	行政運営	行政改革の推進	行政改革への継続的とりくみ	●第3次行政改革大綱（H14～16年度推進期間）、第4次行政改革大綱（H17～19年度推進期間）を策定し、実施計画の遂行に努めた。 ●H20年度に第5次行政改革大綱（H21～23年度推進期間）を策定し、実施計画を集中中である。	●第4次行政改革大綱の実実施計画の期間が平成21年までの5年であるため、4年目の現在最終目標値に達していないものもある。	B	●今までにない厳しい財源状況の中で、あらゆる分野の効率化・簡素化は必須であるが、その結果として市民サービスの低下を招いてしまうことのないよう考慮が必要である。	●経費削減一辺倒ではなく、行政を経営する視点から、行政資源の活用や質の向上、市民協働の更なる推進を目指す。	A	総務課
			効率的な行政運営	●各部署において推進している。 ・行政情報の公開、参画：情報公開制度開始、犬山市公式ホームページ開設、パブリックコメント制度開始 ・住民自治の発展：コミュニティ活動の推進、NPO育成、防犯パトロール実施、自主防災組織育成等 ・事業の廃止	●住民自治の内容は、地域の特色の差もあるため、一様に進んでいるわけではない。	B	●住民福祉に必要な施策が増える一方、財源の税収の伸びは期待できないため、事業のスクラップがますます重要となってくる。	●市民からの様々なニーズへの対応は、自助・共助・公助いずれによるべきかを判断すると同時に、市民協働事業については引き続き重点を置く。 ●行政評価や補助金交付の見直し等により、定期的に各業務の点検を続けていく。	A	総務課
			施設や事務処理の共同化の推進	●愛北広域事務組合、尾張農業共済事務組合等、従来からの事務処理に加え、ごみ処理施設建設に向け、広域ごみ処理施設建設準備室を二市二町（江南市、扶桑町、大口町）で設置。	●自治体間の差異の横断調整ができていないため、具体的な事業、新たな取り組みまで発展しがたい。	B	●住民生活に不可欠なごみ処理施設建設の推進	●長期的な展望のもと、市民の意見を反映させながら、問題解決に向かい着実に事業を進めていく。	A	総務課
		組織の合理化	組織・機構の簡素・合理化	●盲目的に現状を是とすることなく、潜在的な問題解決のための事務改善委員会における調査検討はもとより、市を取り巻く環境や社会情勢の変化に対して全庁的、横断的な運営が可能な組織による柔軟な行政サービスの提供を目指し、時世に適合した部課の再編などの機構改革を行ってきた。	●単純に課の統合等による簡素化（スリム化）は可能だが、行政サービスの向上を目指して効率化とわかりやすさを追求した結果、様々な組織目標の達成のためには系統立てた組織編成が必要だと判断された。	A	●地方分権の進展に伴う業務の拡大や多様化する住民ニーズへの対応など、刻々と変化する社会環境への即時的な対応が求められる一方、わかりやすさという観点では、いたずらに機構改革を行うことなく長期に渡って安定した組織の構築が求められる。	●機構改革は、組織が抱える課題解決のための一つの手法に過ぎず、課題解決をはじめ、行政サービスの向上のためには職員の工夫や努力を喚起する意識改革なども不可欠であり、それらの組み合わせによる相乗効果が期待される。	C	総務課
		事務処理の効率化	事務処理の効率化によるサービス向上	●行政改革大綱の実実施計画に基づき実施 ・指定管理者の導入（7施設） ・情報化の推進（例規データベース化、電子手続（入札、施設予約）、電算処理システム（税、歳入等）構築、市ホームページ開設） ・NPOへ業務委託（市広報紙編集、施設管理、催事運営）	●計画から実施に至っていないものもあるが、事前に費用対効果や優先度を十分検討する必要がある。	B	●厳しい財政状況の中、コストの削減は必要であるが、低廉な業務委託が逆に市民サービス低下を招かぬよう注意が必要である。	●効率化といっても、経費削減、市民の利便性向上、事務の精度向上等、様々な視点があるため、目標を明確にしたうえで、職員の人件費や設備投資額を勘案しながら進めていく必要がある。	A	総務課
		人事管理の適正化	資質・能力を考慮した職員の適正配置	●職員の適正管理を図るため、期間中に第2次・第3次・第4次の定員適正化計画を策定し、職員数を削減した。2次は100%、3次は145%の達成率。4次についてはH20年度当初時点で31%。 ●適正配置については、その仕組みづくりに向けて、H18年度に人材育成基本方針を策定し、H20年度から人材育成型人事評価制度の設計及び試行を実施している。	●第4次定員適正化計画については、H22年度当初職員数を528人まで削減する計画であるが、特に消防、民生部門において計画策定時には想定していなかった新たな行政需要への対応の必要性から、消防職員を中心に増員を余儀なくされ、計画期間中26人の削減に対して、逆に4人の増員になる見込みである。 ●職員の適性配置に向けては、計画策定時には想定していなかった人事評価制度という形で、結果として予定通りの見込みである。	B	●適正管理を進めるためには職員数の更なる削減が必要となるが、一方で、今後も地方分権、権限委譲が進み、市民ニーズの増加に伴う新規業務が生じていくことが予想されるため、事務の合理化、事業の大胆なスクラップ化が必要不可欠。 ●加えて、年々増加している非正規職員の適正管理も大きな課題となっている。 ●適正配置については、試行中の人事評価制度の定着に向けた職員の意識改革が課題となる。	●正規職員の適正管理については、事業のスクラップ化、事務の合理化により人員の削減ではなく、現状維持を目標に進めていく。 ●非正規職員については、団塊世代の再任用職員を活用して整理統合を図っていく。 ●適正配置については、人事評価制度を運用する中で、その実現に向けて取り組んでいく。	A	総務課
			自己啓発・職場内研修の充実	●毎年度研修計画を策定し、それに基づき尾張五市二町職員研修協議会や愛知県市町村振興協会をはじめとする研修機関において階層別研修、派遣研修等を実施するとともに、市独自の単独研修を実施している。 ●職場内研修については、H19年度から新規職員を対象にトレーナー制度を実施している。	●職場内研修については、トレーナー制度以外に共通の制度がないため、職場任せの状態が達成状況の判断ができない。	B	●人材育成の基本は「自学」であり「OJT」であるため、一番重要なことは職員の前向きな意識、職場の育てようとする意識であるが、職員個々は自分の強み、弱みが把握できていない、認識できていないため、研修等が受け身の状態になっている。 ●職場内研修については、組織としての共通の仕組みを持っていないため、職場、職員任せになっており、組織としての一貫した取り組みになっていない。	●職員に自分の強み、弱みを気づかせる、能力開発へのモチベーションを高める仕組みとして、また、OJTを進める仕組みとして、現在試行中の人事評価制度及びトータル研修プログラムを活用していく。	A	総務課
			複合型・専門型職員の育成	●総合的・計画的な人材育成、系統だった配置については、その仕組みづくりに向けて、H18年度に人材育成基本方針を策定し、H20年度から人材育成型人事評価制度の設計及び試行を実施している。	●複合型・専門型職員の育成については、その必要性の認識不足から未実施の状態である。	C	●人事管理・人材育成・適正配置については、試行中の人事評価制度をいかに職員の中で定着させるか、いかに職員の意識を変えさせることができるかが課題であり、同時に、トータル研修プログラムをいかに機能させることができるかが課題。 ●複線型の人事管理については、専門職・総合職をいかに位置づけ、振り分けしていくのか、その方向性、仕組みづくりが課題。	●人事評価制度とトータル研修プログラムを一体的に運用していくことで、人事管理・人材育成・適正配置を進めていく。 ●複線型人事管理制度については、仕組みづくりに向け、ニーズを含めた調査、検討を進めていく。	B	総務課
			職場環境の整備と福利厚生の充実	●老朽化し狭隘な本庁舎においては、その職場環境は劣悪な状態にあるが、H21年11月には新庁舎へ移転するため、大幅に改善される見込みである。 ●健康管理については、労働安全衛生法に基づき、H19年度から産業医を配置し、また同法に基づく職員安全衛生委員会の活動を活発にして取り組んでいる。	●職場環境の整備は新庁舎への移転により未達成内容はなし。 ●健康管理においては、長くその重要性・必要性を組織として認識していなかった為、施策が後手後手にまわっており、特に、メンタルヘルスケアにおいては明らかに立ち後れている。	C	●職場環境については、ハードが新しくなるため、課題としてはそれをいかに安全で効率的に活用できるかという職員の意識が課題。 ●健康管理については、一番の課題は組織として、その重要性の認識不足にある。加えてメンタルヘルス不調者が増加する中、メンタルヘルスケアへの対応、病気休暇及び休職者の職場復帰への対応が課題。	●職場環境については、新庁舎移転後、順次、産業医の職場巡視を実施し、使用・活用状況を確認し、必要な指導・助言等を行うことで整備を図っていく。 ●健康管理については、メンタルヘルスケアに向けた研修・相談体制の充実を図るとともに、職場復帰プログラム等、体系的・一体的な健康管理の施策、仕組みづくりを実施していく。	A	総務課

第4次総合計画の評価・総括【計画の推進にあたって】

政策	基本施策	中施策	小施策	これまでの総括		達成状況評価	今後の方向性		重要度評価	担当課	
				達成・推進状況	未達成内容とその原因		今後の課題	今後の展開方向			
行財政の運営	財政運営	財政運営の適正化	計画的かつ効率的な財政運営	●中長期財政計画を実施計画策定時に今後5年間の財政計画を毎年のローリングにより作成している。	(未達成内容なし)	A	●中長期財政計画に基づき、H21年度当初予算は、実施計画とのリンクをさせ編成をした。しかし、世界的な経済危機に直面し、単年度の予算編成ですら困難を極めた。今後も非常に厳しい財政状況を予測しなければならない。	●国の動向、経済状況を把握しながら、計画的に健全な財政運営ができるよう計画の見直しをしていく。	A	財政課	
			財源の重点的配分	●毎年度予算編成時に各部課長、担当者に対し、事務事業の廃止も視野にいた見直し等を要請している。 ●中長期財政計画等による財源の状況を踏まえ、実施計画において認められた事業については、予算に反映させている。	●事業の優先度、緊急度、費用対効果等を考慮した予算編成ではあるが、厳しい財政状況下においては、事業期間の延伸、規模の縮小をせざるを得ない。	A	●厳しい財政状況下において、事業選択をしていくことは非常に困難である。	●不況下にあっても、事業の重要性、市民ニーズ等を勘案したうえで、行政サービスのレベルを低下させることのないよう予算編成を行っていくことが必要。	A	財政課	
			財政支出の効率化	●H16年度予算より部局別枠配分予算編成方式を導入。特に経常経費の削減に努めた。(経常収支比率) H17 83.0%、H18 82.6%、H19 85.2%	(未達成内容なし)	A	●高齢化等に伴う扶助費の増、美化センター、庁舎建設等大規模施設の建設事業による公債費の増等が今後発生するため、経常収支比率は悪化すると想定される。	●経常収支比率だけでなく、他の指標も注視しつつ、持続可能な財政運営を遂行していくことができるよう努めていく。	A	財政課	
		自主財源の確保、拡充	適正な受益者負担の見直し	●担当部課の判断に委ね、必要となった場合には、条例、規則等の改正を行っている。	●担当課において見直しがされていない。	C	●受益者の立場から、見直しが適正か否かの判断が必要である。	●行政評価との連携により検討をしていく。	C	財政課	
			自主財源の確保、拡充	●普通財産(未利用地)の売却、HP及び事務用封筒広告料等、自主財源の確保に努める。 ●高根洞地区工業団地に企業を誘致推進することで、将来の市税確保に努める。	(未達成内容なし)	A	●地方分権の推進に伴い、これまで以上に地方公共団体が自主的に行財政運営をしていくことが求められる。そのためにも、自主財源の確保、拡充は今後、より必至と考え、検討をしていかなければならない。	●厳しい財政状況下だからこそ、一層、最小の経費で最大の効果を得ることのできるよう自主財源の確保、拡充に努めていかなければならない。また新たな財源の確保のため研究をしていく必要がある。	A	財政課	
		地方税財源の確保	自主的的地方税体系確立の要請	●H12年4月 地方分権一括法施行により地方公共団体が課税自主権を活用しやすいよう、制度の見直しがされた。	●課税自主権の活用は、今後の財源確保のため必要であるが、庁内における検討等がされていない。	C	●地方税法の規定のなかで独自に課税等を行うことは、財源確保となるが、いうまでもなく、公平、公正なものであること、住民に対する説明責任が果たせるものでなければならない。	●新たな自主財源の確保という観点から、独自の税の導入も手法の一つと考えられる。しかし、いうまでもなく、住民に説明、責任が果たせるものでなくてはならないため、慎重に検討していかなければならない。	A	財政課	
			地方交付税制度の拡充要請	●原則として、市長会等を通して陳情等により国に要請をしている。	(未達成内容なし)	A	●成果として即現れることはないが、要請する機会をとらえ、近隣市町と連携し、適宜行っていく必要がある。	●地方交付税法第17条の4に基づき交付税の算定方法については、総務大臣に対し県を経由して申出をすることができる。制度の拡充も併せて国に要請を行っていく。	A	財政課	
		広域行政	広域行政圏の充実	広域行政圏計画の推進	●「第3次尾張北部広域行政圏計画(H13~22年度)」を策定し、以降、毎年度策定する「実施計画」に基づき、都市計画街路や社会福祉施設などの整備に取組んできた(ただし、H20年度は実施計画未策定)。	(未達成内容なし) ●ただし、H21年度末をもって、行政圏計画の根拠である広域行政圏策定要綱(H12年3月1日)が廃止となるため、来年度以降の新たな行政圏計画及び実施計画を策定する必要性はない。	A	●現在の広域行政の枠組みが形骸化したことを受け、国においては「定住自立圏構想」という新たな広域行政の枠組みが打ち出されており、従来の広域行政圏の廃止に伴い、近隣市町との関係性をいかに継続していくかを早急に検討、決定する必要がある。	●本市が定住自立圏を構成することは、要件的に困難であるが、近隣市町との定期的な情報交換の有効性は高く、従来の広域行政圏や新たな定住自立圏にとらわれず、新たな広域行政の関係性を確立していく方向で検討を行う。	C	秘書企画課
				圏域の総合的・一体的な振興と整備	●圏域の総合的・一体的な振興を図るため、文化財めぐり、体育大会などを継続実施し、毎年度、圏域より一定数の住民の参加を得ている。	●実施計画は、単一自治体での事業内容を抽出して作成する傾向にあり、結果的に広域的かつ横断的な整備は計画しておらず、実績もない。	C	●分野・施策によっては、既に総合的に整備が計画されているものもあるが、そうした事項を包括的に把握し、調整する機関がない。	●地域の自立が求められる一方で、財政状況の悪化、見通しの不透明さが顕著である現状においては、既存の分野・施策のみならず、これまで広域では検討されることの少なかった医療や商業などの分野においても、広域での整備の検討を行う必要がある。	B	秘書企画課
				圏域の新しい姿の調査研究	●尾張北部広域行政圏では、PFI事業(H18年度)、行政評価(H19年度)や他の行政圏の活動状況(H20年度)など、自治体の枠にとらわれないテーマについても毎年度調査研究を実施してきた。	●調査研究は実施するものの、圏域全体として具体的な事業、新たな取り組みまで発展したことがない。 ●いずれのテーマについても、自治体間での現状に大きな差異が生じており、また、事業費が発生する内容もあり、横断調整を実施していないことがその理由である。	B	●広域行政圏がH20年度で廃止となり、それを受けて、尾張北部広域行政圏の今後のあり方も白紙状態となるため、早急にその対応、方向性を決定する必要がある。	●新たに導入される定住自立圏については、本市としては設定意向がない。 ●現行の広域行政圏又は定住自立圏ではない、近隣市町村と必要に応じて弾力的に情報交換、調査研究が出来るような枠組みを構築していきたい。	B	秘書企画課
			事務の共同化や効率化の推進	事務の共同化と新しいしくみの検討	●随時、必要に応じて、周辺関係市町との新たな協議会や部会の設置、事務組合への職員派遣を実施した。	(未達成内容なし)	B	●広域行政に関わる施策について、関係市町で調査・検討機関を設けることは有効であり、また各市町内での同意が得られることで可能であるが、事務の効率化を図るには、一定以上の事業費を要することとなり、現在の地方財政では厳しい状況にある。	●現行どおり、必要に応じて、弾力的に関係市町と調整を図りながら随時、各施策単位で対応していくことが望ましい。	C	秘書企画課
		共通目的での近隣市町との調整		●愛北広域事務組合による火葬場関連事務やし尿処理事務等、近隣市町と事務の共同処理による効率化に努めている。	●ごみ処理等広域による整備を推進する必要がある。	B	●近隣市町との連携を強め、事務の共同による効率化を進める必要がある。	●広域連携について、新しい制度の活用、枠組みや連携方法等を模索し、近隣市町との連携を進める	B	全庁(秘書企画課)	

第4次総合計画の評価・総括【計画の推進にあたって】

政策	基本施策	中施策	小施策	これまでの総括		達成状況評価	今後の方向性		重要度評価	担当課
				達成・推進状況	未達成内容とその原因		今後の課題	今後の展開方向		
行財政の運営	広域行政	連携の強化	市域を越えた連携強化	<ul style="list-style-type: none"> ●広域事業として、尾張北部広域行政圏を通じて文化、体育面での事業を継続して実施したほか、調査研究事業を毎年度実施した。 ●行政課題の解決については、随時、特定テーマに関する検討を実施し、協議会設置の際には職員派遣も実施した。 	(未達成内容なし)	B	<ul style="list-style-type: none"> ●尾張北部行政圏実施事業については、毎年度同趣旨の事業を、開催地、内容を変更し実施するのみで、その効果測定、見直しが図られていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ●上記の広域行政圏事業の例にあるように、行政課題対応ではない事業実施の際には、各市町村の財政負担も伴うため、その内容はもとより意義、必要性について再検討すべきである。 	C	秘書企画課
			県境を越えた連携強化	<ul style="list-style-type: none"> ●飛騨・木曽川、伊勢湾交流会（H14年度～）や日本ライン広域観光推進協議会（H15～19年度）など、テーマに応じて県域にとられない協議会を設定した他、木曽川Eボート交流会（H14年度～）や教育改革リレーフォーラム（H17年度）など、数多くの共催事業を実施した。 	(未達成内容なし)	A	<ul style="list-style-type: none"> ●連携開始後、現在においても継続的かつ、一層発展的に実施・開催されている事業が少ない。 ●近年では、新たな協議会設置や施策実施といった連携機会が減少気味である。 	<ul style="list-style-type: none"> ●連携施策については、県域、市域にとられず、期待する成果が得られるのであれば今後も実施していく必要がある。 	C	秘書企画課
			新しい連携の検討	<ul style="list-style-type: none"> ●国が進められている道州制をはじめ、市町村合併、定住自立圏など、地方分権を促進する施策に対する本市対応については、随時具体的な検討を実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> ●市町村合併については、H15・16年度において合併検討協議会を設置するなど近隣市町と共に具体的な準備、調整を図ったが、行政、議会等々での調整が不調に終わったため白紙となった。 	C	<ul style="list-style-type: none"> ●近年では、国が進める「新たな広域行政の制度・枠組み」が次々と提案されており、その都度対応が迫られている。 	<ul style="list-style-type: none"> ●新たに創設される制度については、随時検討を加えることが必要ではあるが、その制度「ありき」ではなく、本市における必要性を見極め、本市として取り組んでいくのか否かを判断していく。 	B	秘書企画課